

高知市新庁舎建設基本計画

平成 26 年 1 月

高 知 市

目 次

第1章 はじめに	1
1. 新庁舎の検討経緯	2
2. 関連計画との整合	3
第2章 新庁舎建設の基本的な考え方	4
1. 庁舎の現状と課題	4
2. 新庁舎の基本理念・基本的機能	7
第3章 新庁舎のあるべき姿と必要な機能	8
1. 庁舎の安全性の確保	9
2. 窓口機能の向上, ユニバーサルデザインへの配慮	13
3. 市民活動の場の提供, 行政・議会情報の発信	19
4. 高知城周辺の景観との調和に配慮したデザイン	22
5. 再生可能エネルギーの有効活用, 省エネルギー技術の導入	26
6. 執務環境の柔軟性・効率化	28
第4章 新庁舎の施設計画・運用管理計画	32
1. 新庁舎の規模・部門配置	32
2. 敷地概要	36
3. 土地利用・配置計画	39
4. 平面・ゾーニング計画	40
5. 断面・階層計画	41
6. 建物デザイン計画	42
7. 構造計画	44
8. 設備計画	46
9. 駐車場・駐輪場の計画	47
10. 運用管理計画	48
第5章 新庁舎建設に向けた事業計画	49
1. 事業方式	49
2. 仮庁舎について	52
3. 事業費及び財源計画	53
4. 事業スケジュール	54

<資料編>

- 資料1. 南海トラフ巨大地震による津波想定・津波到達時間等
- 資料2. 市民アンケートの実施概要・結果
- 資料3. 検討経過
- 資料4. パブリック・コメント 結果及び回答

第1章 はじめに

高知市の本庁舎は、昭和33年7月に完成しました。

その後、本市は、昭和47年2月に大津村・介良村と合併し、近年では平成17年1月の鏡村・土佐山村、平成20年1月の春野町との合併により、都市部に加えて中山間地域と田園地域を併せ持つバランスのとれた人口34万人都市となりました。また、都市機能についても、平成10年に四国で最初の中核市に移行し、南四国をリードする中心都市へと変貌を遂げてきたところです。

この間、本市は、社会情勢の変化に応じ、本庁舎に加え、昭和50年4月竣工の南別館をはじめ、第二庁舎、たかじょう庁舎、総合あんしんセンターを建設し、さらには県市医師会から高知県准看護学院跡を借り受けてオープンした、たかじょう西庁舎などにより本庁機能を維持してきました。しかしながら、この結果、庁舎の分散化とともに、老朽化や狭あい化、不十分なバリアフリー対策等、さまざまな課題も残したままとなっています。

そうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓により、今後、発生するとされる南海トラフの地震に備え、災害対応拠点となる庁舎の耐震化を重要課題とし、平成23年度に実施した本庁舎及び南別館の耐震診断結果である「震度6強から7程度の大地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」との報告を踏まえ、庁内及び市議会での論議の結果、現位置での新庁舎建設を目指すこととしました。

本計画は、平成24年10月に策定した「高知市新庁舎建設基本構想」に掲げる基本理念を達成するための基本的機能をより具体化させ、新庁舎の施設計画及び運用管理計画、事業計画等を示したものであり、今後の設計に向けた基本的な指針となるものです。

策定にあたっては、庁内に「高知市新庁舎建設検討委員会」を設置し、さらにその下部組織として「市民サービス部会」、「庁舎周辺整備部会」、「庁舎整備・機能部会」、「庁舎移転計画部会」の4つの作業部会を設置し、課題への対応や新庁舎のあるべき姿について議論を重ねました。

また、「来庁者アンケート」や「市民アンケート」等により、現庁舎の利用実態を把握し、市民からの幅広い意見や提案をできる限り尊重し、外部有識者等による「高知市新庁舎建設検討専門委員会」や、市議会からの意見を反映させながら策定しました。

今後も引き続き、庁舎は「市民のもの」であるという原点に戻り、新庁舎は市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎として、専門委員会や市議会での論議、市民の皆様からのご意見をいただきながら、新庁舎建設に取り組んでまいります。

1. 新庁舎の検討経緯

(平成11年度以降)

年 度	内 容
平成11年度	○庁内に「高知市新庁舎整備構想検討委員会」を設置
平成12年度	○上記委員会により「新庁舎整備に向けて（中間報告）」策定 現状及び課題，課題解決のための対応策，施設規模・内容等について整理。また庁舎整備の候補地として，「現在地・市民病院跡地・高知駅周辺市有地」の3箇所を選定。
平成13年度	○市議会「市役所新庁舎等調査特別委員会」を設置
平成16年度	○市議会「市役所新庁舎等調査特別委員会」 高知駅周辺都市整備，市民病院跡地利用の検討経過を報告。併せて，新庁舎建設となった場合は，「現在地での建替え」となる旨を報告。
平成23年度	○市議会「南海地震対策調査特別委員会」を設置 庁舎の耐震化に関する件を付議事件（案件）とする。 ○庁内に「高知市庁舎耐震化整備等検討委員会」設置 ○市議会「総務常任委員会・南海地震対策調査特別委員会」 本庁舎・南別館の耐震診断結果を報告。 ○市議会「南海地震対策調査特別委員会」 庁舎耐震化手法の比較検討結果及び建替えの場合の試算結果を報告。 ○市議会「南海地震対策調査特別委員会」 本庁舎の耐震化は，「現位置での建替え」を求める中間報告を委員長が報告。 ○「高知市新庁舎建設基本方針」策定
平成24年度	○総務部内に新庁舎建設課を設置 ○庁内に「高知市新庁舎建設検討委員会」を設置 ○「来庁者アンケート」実施 ○有識者等で構成する「高知市新庁舎建設検討専門委員会」を設置 ○「高知市新庁舎建設基本構想」策定 ○高知市新庁舎建設検討委員会の下部組織として4つの作業部会を設置
平成25年度	○市民5,000人を対象にした「市民アンケート」実施 ○「高知市新庁舎建設基本計画(案)」パブリック・コメント実施

2. 関連計画との整合

新庁舎建設にあたっては、本市が掲げる以下の計画の趣旨を踏まえ、幅広く検討することが重要になります。

- 2011 高知市総合計画（平成 23 年 3 月策定）
- 2003 高知市都市計画マスタープラン（平成 15 年 5 月策定・平成 25 年度改定予定）
- 高知市南海地震対策中長期計画（平成 24 年度修正版）
- 高知市行政改革大綱（平成 24 年 5 月策定）

「2011 高知市総合計画」（平成 23 年 3 月策定）では、「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像として定めており、それを実現するために「環境」を基軸とした6つの「環」を施策の大綱として掲げ、明るさとにぎわいに満ちた元気あふれる高知市を目指しています。

「2003 高知市都市計画マスタープラン」（平成 15 年 5 月策定・平成 25 年度改定予定）においては、現庁舎が位置する中央地区では「城下町の風情を感じるにぎわいのまち」をまちづくりの目標としています。

また、「高知市南海地震対策中長期計画」（平成 24 年度修正版）において、市有建築物については、施設利用者や職員の安全確保、並びに行政機能の維持を図るとともに、地震時の防災拠点・避難施設として活用していく必要があることから、耐震診断・補強等耐震対策に努めることとしています。この中で、昭和 56 年の建築基準法新耐震基準以前の庁舎である本庁舎・南別館については、平成 29 年度までに新庁舎整備を行うこととしています。

さらには、「高知市行政改革大綱」（平成 24 年 5 月策定）では、南海地震対策や国・県からの権限移譲への対応などさまざまな課題がある中で、行政需要の多様化・高度化に対応しながら、「2011 高知市総合計画」において掲げている本市の将来の都市像の実現に向けたまちづくりを着実に進めていくためには、市民の安全・安心を守り、時代の変化と市民ニーズに即した質の高いサービスを提供するための体制づくりが重要となるとしており、ワンストップサービスの充実や庁舎内外のバリアフリー化を進めるなど、市民の利便性の向上を図り、新庁舎の整備と併せて、本市の基幹業務システムの一元化や集約化に取り組み、事務の効率化とサービス提供の迅速化を図るとしています。

第2章 新庁舎建設の基本的な考え方

1. 庁舎の現状と課題

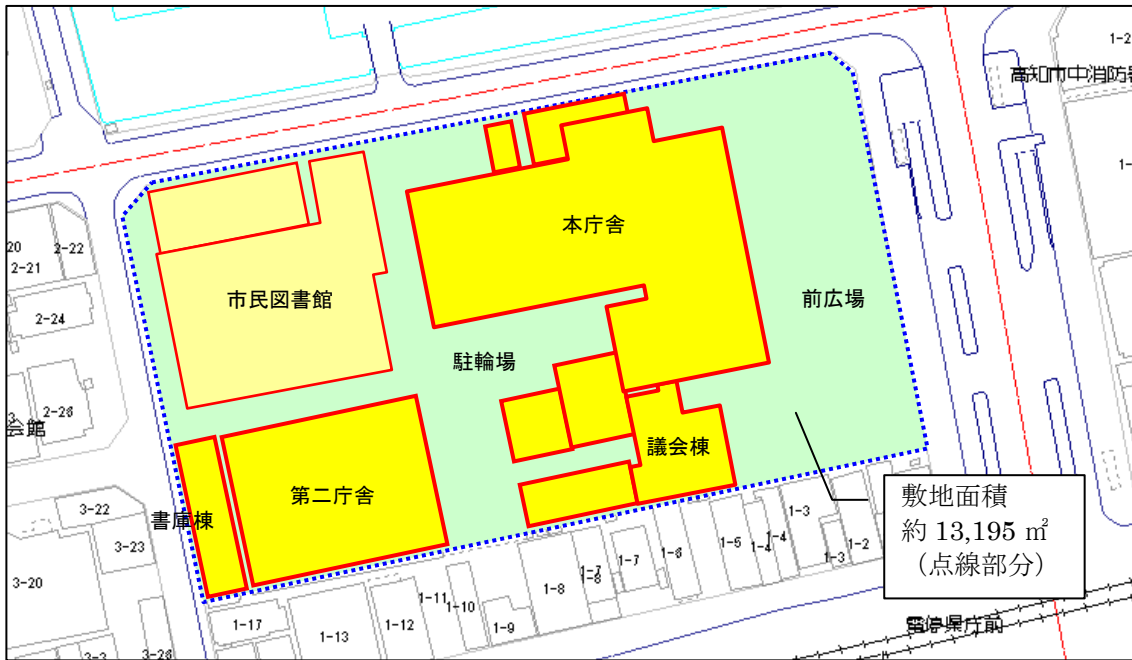
(1) 本庁舎及びその周辺庁舎の概要

現在の本庁舎周辺には、敷地内に第二庁舎と市民図書館があり、電車通りの南側には南別館、たかじょう庁舎、たかじょう西庁舎、さらに鏡川沿いには柳原分館やスポーツ振興課棟があるなど、広範囲にわたって分散している状況です。

< 現庁舎の配置状況 >



<本庁舎敷地内の配置>



<現庁舎の概要>

庁舎	竣工年月	経過年数	耐震性	構造・階層	延床面積 (駐車場除く)	職員数 (臨時職員等含む)	職員一人あたりの面積
本庁舎	昭和33年7月	53年	旧耐震基準	鉄筋造 5階/B1	9,499.12 m ²	502人	18.9 m ² /人
第二庁舎	昭和60年6月	26年	新耐震基準	鉄筋造 3階	3,795.65 m ²	464人	8.2 m ² /人
南別館	昭和50年4月	37年	旧耐震基準	鉄骨鉄筋造 7階	4,642.48 m ²	222人	20.9 m ² /人
たかじょう庁舎	平成13年3月	11年	新耐震基準	鉄骨鉄筋造 7階	4,039.78 m ²	162人	24.9 m ² /人
たかじょう西庁舎	昭和56年4月	31年	旧耐震基準	鉄筋造 6階	1,537.40 m ²	80人	19.2 m ² /人
柳原分館	昭和54年11月	32年	旧耐震基準	鉄筋造 3階/B1	2,067.23 m ²	14人	40.4 m ² /人 (執務フロア)
スポーツ振興課棟	平成10年7月	13年	新耐震基準	鉄骨造 1階	767.28 m ²	26人	29.5 m ² /人

(平成25年4月現在)

<本庁舎外観>



(2) 現庁舎が抱える主な課題

現在の本庁舎及びその周辺庁舎は、以下に示す各種の課題を抱えています。

① 耐震性の不備

- 旧耐震基準の建物である本庁舎・南別館について耐震診断を行った結果、本庁舎・南別館とも、耐震化が必要であるとの判定がなされている。
- たかじょう西庁舎、柳原分館についても旧耐震基準の建物である。
- 高知市南海地震対策中長期計画に基づき、地震発生時における市庁舎での来庁者及び職員の安全を確保するとともに、災害時の対応拠点となるための耐震化が急務である。

＜本庁舎・南別館の耐震診断結果＞

庁舎名	竣工年	構造	Is 値	判定結果
本庁舎	昭和 33 年	鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 5 階	0.19～0.64	要補強
南別館	昭和 50 年	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 7 階	0.21～0.67	要補強

② 庁舎の老朽化

- 本庁舎、南別館とも建物本体や空調・電気・給排水設備等の老朽化が進んでいる。
- 設備の維持補修を実施しているが、維持管理費が年々増加している。



③ 庁舎の狭あい化

- 庁舎内の通路や待合室は、来庁者が安全かつ快適に利用できるスペースが確保できていない。
- 相談スペースも十分でなく、プライバシーや個人情報保護ににくい。
- 保管文書の増加等にもとない執務室が手狭になっており、会議室等の打ち合わせスペースも不足している状況で、事務効率が低下している。



狭い通路や待合スペースの不足

④ 庁舎の分散化及び市民サービスの低下

- 本庁舎・第二庁舎と南別館、たかじょう庁舎、たかじょう西庁舎、柳原分館など、庁舎が分散している状況にあり、窓口が離れていることや駐車場からの距離があるなど、市民の利便性や事務効率の低下を招いている。

⑤ 災害対応拠点施設としての機能不足

- 本庁舎は、災害時に災害対策本部となる総合あんしんセンターとの連携により、災害対応拠点として指揮、情報伝達、災害応急対策活動の機能とともに行政機能を維持する必要があるが、現在の建物は災害時の復旧活動のための備蓄倉庫等のスペースが不足し、建物自体が被災する可能性もあり、その対策が十分でない。

⑥ 庁舎のバリアフリー対応の不足

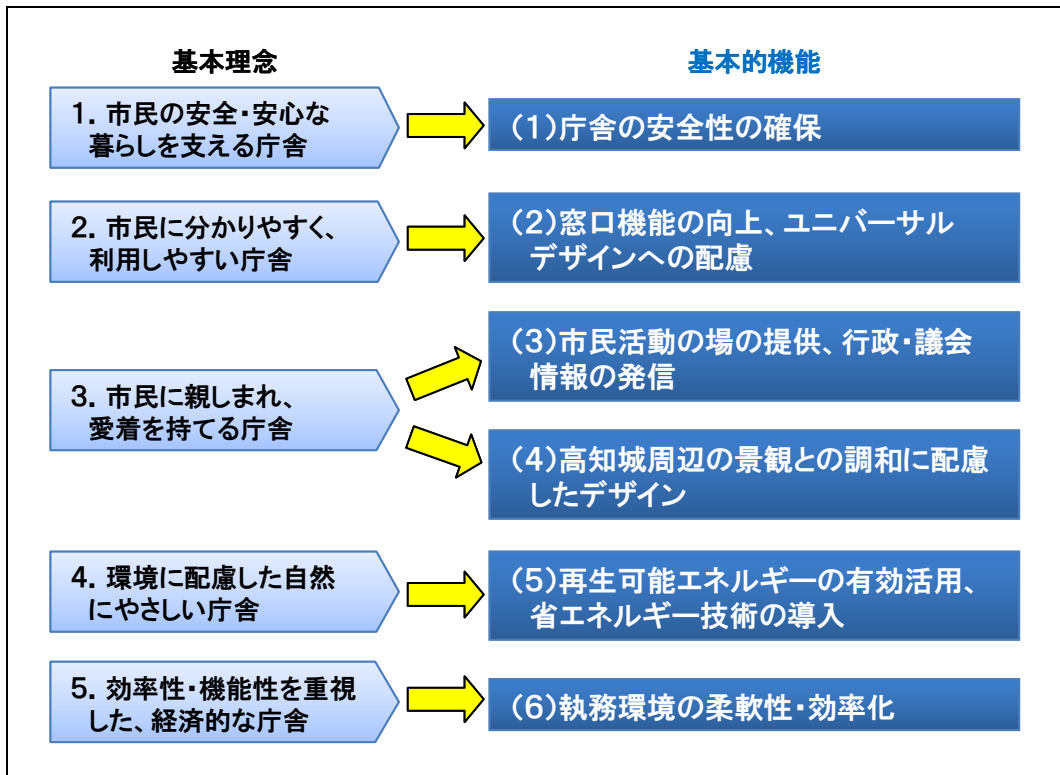
- 本庁舎の建築時にはバリアフリーという概念がなく、その後一定整備を行ってきたが、構造的に限界があり十分な対応が図られていない。

新庁舎の計画にあたっては、これらの課題を解決するとともに、市民や職員にとって、利用しやすく働きやすい環境整備を図っていく必要があります。

2. 新庁舎の基本理念・基本的機能

(1) 基本理念と基本的機能

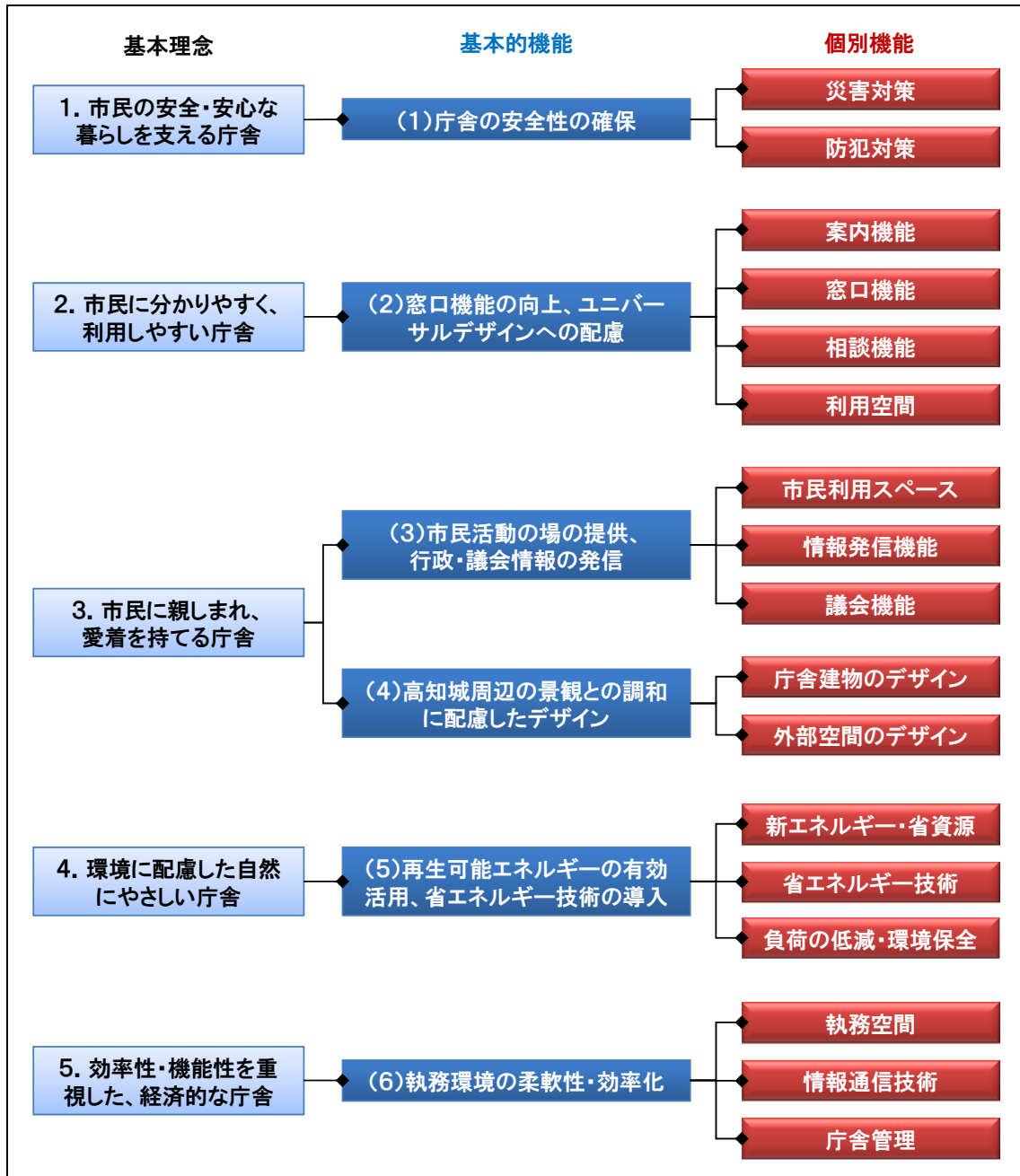
基本構想においては、新庁舎整備に向けての5つの基本理念と、それを実現するための6つの基本的機能を掲げています。



基本計画では、上記の基本的機能に沿って、さらに具体的な目標を設定したうえで、求められる新庁舎の基本理念の実現に向けた取り組み方策を検討していきます。

第3章 新庁舎のあるべき姿と必要な機能

新庁舎の基本理念の実現に向けた基本的機能を、具現化するための個別機能を以下のように設定します。



それぞれの個別機能における目標と具体的な取組方策について、以下に示します。

1. 庁舎の安全性の確保

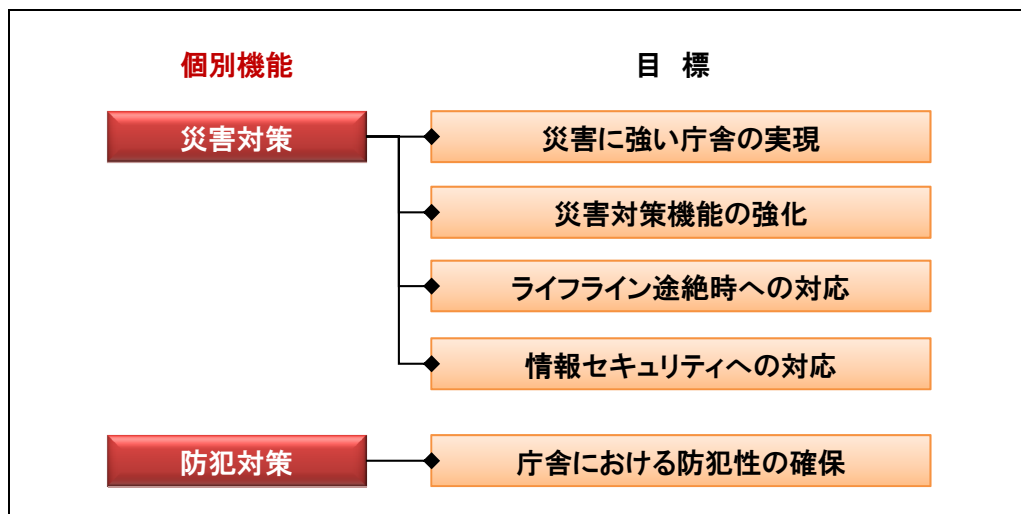
(1) 現状と課題

現在の本庁舎は、耐震性能や災害発生時の必要な機能の不足、避難時の対応の問題など、各種防災面での課題が多い建物となっています。また、休日や夜間の入庁管理や情報システムの設置環境などのセキュリティ管理面においても、施設の老朽化、狭あい化等により万全な対策が図られていない状況にあります。

将来、南海トラフの地震が起こった場合でも、災害対応拠点として迅速な指揮、情報伝達、応急対策活動や、必要な備蓄、一時避難等の対応とともに、行政機能の継続・維持が求められるなど、平時はもとより、災害等の非常時においても市民の安全を確保するための庁舎機能が必要です。さらに、市民の財産を守る市庁舎として、各種セキュリティ対策にも配慮していく必要があります。

(2) 新庁舎の機能別の目標

(1)の現状と課題を踏まえ、「市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎」の実現に向けて、各個別機能における目標を次のように設定します。



(3) 目標別の具体的な取組方策

個別機能ごとの目標を達成するための具体的な方策として、次に示す取組を施設整備に反映させていきます。

① 災害対策

目標1：災害に強い庁舎の実現

ア 免震構造等の導入

新庁舎の建物には、地震発生後においても迅速な指揮・対応や、行政機能の維持・継続を図るための方策として、免震構造等の導入を検討します。

従来の耐震構造では、地震時の揺れがそのまま建物全体に伝わるため、柱や梁などの構造部材の損傷や、室内の什器・備品の転倒など、地震による被害が生じる可能性があります。免震構造を導入した場合は、地震時の揺れを免震装置が吸収することで、上部建物の急激な揺れを軽減することができ、建物構造上の損

傷や什器・備品の転倒も抑えることができます。

また、耐火構造としての性能の確保や家具等の転倒防止策など、庁舎全体として万全な防災対策を図ります。



免震装置の設置イメージ

イ 万全な備蓄体制の構築

大地震等の災害発生から数日間程度は、支援物資等が供給されない事態が想定されることから、災害対策等に従事する職員や、緊急対応として一時的に市庁舎に避難される市民のための簡易トイレや毛布等の備蓄スペースを、新庁舎内に確保します。

保管する物品の種類や量、備蓄スペースの規模等の詳細については、「高知市備蓄計画」（平成25年度策定予定）との整合を図りつつ、今後検討を行っていきます。

ウ 浸水対策を考慮した庁舎

高知県が平成24年12月に公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」によると、本庁舎敷地付近の津波による最大浸水深は0.5m程度となっています。また、高知県が平成22年5月に公表した「高知市洪水ハザードマップ（鏡川流域）」においても、河川氾濫による本庁舎付近の最大浸水深は0.5mとされています。

新庁舎の整備にあたっては、津波や洪水による浸水に備え、建物出入口などの開口部を浸水レベルより高い位置に設定するなどの浸水対策を検討していきます。また、電気室や機械室、サーバー室などの設備関連室や備蓄スペースなども、浸水の影響を受けない高さ（2階以上）に設置し、市庁舎が津波等による災害時でも継続して機能できるよう配慮します。

エ 一時避難スペースの確保

地震や津波等の災害が発生したときには、市庁舎を利用している来庁者や、市役所付近にいる市民が一時的に避難することが想定されます。新庁舎においては、災害発生時の対策本部や復旧活動に支障のない範囲で、会議室やロビー等の空間を、一次避難のためのスペースとして開放できるようにします。

目標2：災害対策機能の強化

ア 災害時の指揮命令機能の確保

高知市では、平成22年に防災拠点として「総合あんしんセンター」を整備しました。防災対策部や消防局（通信指令室等）、救急医療情報センター等の機能

を有する同施設は、災害対策本部、消防対策本部、医療対策本部となりますが、新庁舎においては、実動部門である各対策本部への指揮命令機能となる「本部員会議室」を設けることとします。

新庁舎からの指揮命令等のための設備については、無線によるテレビ会議システムや防災行政無線など、バックアップ機能を含めた通信システムの再構築を進め、日常的に利用する庁議室を本部員会議室として活用するなど、効率性、迅速性に配慮します。

イ 災害時 24 時間対応のための仮眠室等の設置

①の目標 1 イで示したとおり、災害時には市の職員が情報収集や復旧活動などのため、市庁舎に 24 時間体制で対策に従事することが想定されます。

新庁舎においては、仮眠室としても利用できる和室やシャワー室を備えるものとし、災害応急対策に従事する職員に配慮します。

なお、和室などのスペースは、平常時には職員のための福利厚生等に利用するなど、効率化を図ります。



仮眠室兼休憩室(青梅市庁舎)

目標 3 : ライフライン途絶時への対応

ア 自家発電設備による電源確保

市庁舎は、大地震等の災害発生後においても継続的な活動が必要となる拠点施設であることから、商用電力の供給途絶時への対応として、72 時間連続運転可能な自家発電設備を設けることとします。

また、電力の引込や庁舎内幹線ルート之二重化、太陽光発電等の自然エネルギーの活用による蓄電対応など、電力供給設備に係る信頼性の向上対策について、導入に向けた検討を行っていきます。

イ 給水・排水機能の確保

災害時の万一の水道供給の途絶に備え、耐震性貯水槽を設置するなど、非常時の飲料水として使用できる機能を検討します。さらに、井戸の整備による井水の活用についても検討を行います。

また、非常時の排水機能の確保策として、下水本管が破断した場合でもトイレ利用が可能となる非常用汚水貯留槽や、マンホールトイレ¹の設置などについて

¹ マンホールトイレ:災害などの有事に、敷地内の貯留槽や下水道管のマンホール蓋を開け、その上に仮設のテントと便器を組み立てたトイレを設置し、一時貯留するもの。

も検討を行います。

ウ 情報通信機能の確保

災害時の公衆通信網の途絶等への対策として、情報通信における光ファイバー回線及びメタル回線による引込の多重化や防災行政無線の設置、重要通信機器における電源の二重化、無停電電源装置の設置など、災害時の活動内容に応じて外部との通信・連絡機能の機能確保を図ります。

目標4：情報セキュリティへの対応

ア 外部民間データセンターへの情報システム移設

市民の個人情報など、重要なデータを扱う市庁舎においては、情報システムやデータの万全な運用及び保全が求められます。

現在、住民基本台帳システム等の基幹業務システムを運用するホストコンピュータやインターネット関連のサーバーについては、災害に強くセキュリティ機能に優れた民間データセンターへ移設済みであることから、現在運用している業務システムサーバーについても、今後、新庁舎の整備スケジュールにあわせて、民間の施設における運用へと移行します。

イ 庁舎内バックアップサーバー室の整備

アで示した方針を受け、新庁舎においては、全庁的なネットワークのセンター機能や、民間データセンターへの移設サーバーのバックアップシステムを構築するものとし、それらの機器を設置するためのサーバー室を整備します。

② 防犯対策

目標：庁舎における防犯性の確保

ア 庁舎内各部のセキュリティ確保

新庁舎の整備に際しては、来庁者と職員の利用するエリアの区分や利用動線を考慮し、フロア構成や諸室レイアウトなどセキュリティに配慮します。

また、職員用の出入口や、サーバー室をはじめとする職員専用室には、ICカード認証等による施開錠システムの設置を検討するなど、入室管理面のセキュリティを確保します。



サーバー室出入管理(青梅市庁舎)

イ 夜間窓口の計画等による防犯面への配慮

夜間や休日など時間外の来庁者に対して、時間外の出入口（窓口）を利用しやすい場所に設置するとともに、庁舎管理室（宿直室など）を隣接させるなど、利便性や防犯性に配慮します。

また、敷地内や庁舎建物内の利用者動線上の主要な場所に、防犯カメラの設置を検討します。

2. 窓口機能の向上, ユニバーサルデザインへの配慮

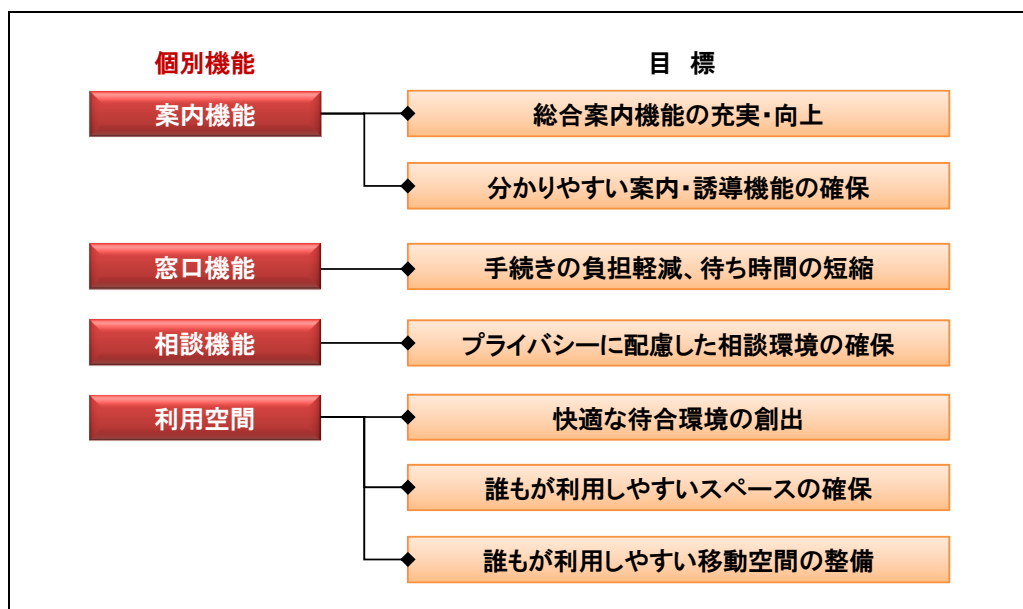
(1) 現状と課題

現状の市庁舎は、本庁舎、第二庁舎、南別館、たかじょう庁舎等に分散しており、各種手続きや相談のための窓口が利用しづらい状況にあります。また、案内板の不足や分かりにくさ、待合スペースの狭さ、来庁者や相談者のプライバシーの保護なども課題となっています。

さらに、庁舎内の段差や通路の狭さ、授乳室などのスペースが少ないなど、バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点からも利用しづらい環境となっています。

(2) 新庁舎の機能別の目標

上記の現状と課題を踏まえ、「市民に分かりやすく、利用しやすい庁舎」の実現に向けて、各個別機能における目標を次のように設定します。



(3) 目標別の具体的な取組方策

個別機能ごとの目標を達成するための具体的な方策として、次に示す取組を施設整備に反映させていきます。

① 案内機能

目標1：総合案内機能の充実・向上

ア 総合案内の設置

本庁舎の総合案内機能については、単なる窓口案内だけでなく、来庁者の用件と本庁舎、第二庁舎、たかじょう庁舎の各課の業務内容を照合し、各課・窓口でのスムーズな手続きが提供できるよう総合案内を設置します。

イ 案内業務の工夫やフロアアドバイザー（仮称）の配置

初めて手続きに訪れた際に、迷わずスムーズに手続きができるよう、各窓口への案内や申請書等の記載補助を行うフロアアドバイザー（仮称）を導入します。

また、複数の用件がある場合も、各窓口から次の窓口へスムーズに案内・手続きできるシステムの導入を図ります。



総合案内(福島市庁舎)



フロアアドバイザー(富士見市 HP より)

目標2：分かりやすい案内・誘導機能の確保

ア 窓口への誘導サインやカウンターデザインの工夫

来庁者にとって、わかりやすい窓口の動線構成とするとともに、目的地の方向を示す「足もと誘導サイン」、文字や番号だけよりもわかりやすい「色での誘導サイン」など直感的なサインを積極的に取り入れます。

また、比較的短時間で処理可能な証明書発行などのハイカウンターでは上部空間を活用した案内表示、比較的長い時間を要する届出・相談等に対応するローカウンターでは仕切りパネルを活用した案内表示など、分かりやすい誘導サイン、カウンターデザインの工夫を図ります。

イ 庁舎全体の案内サインのデザイン統一

正面玄関から総合案内、各窓口の案内サインのデザインや表記を統一し、カウンターのサイン表示を、課名表示とあわせて「〇〇のこと」などの目的別表示を導入するとともに、関連カウンターごとに、テーマカラーを統一したデザイン演出や現在地を示す窓口マップの掲示などを検討します。



デザインの統一(福岡県粕屋町 HP より)



窓口カウンター(つくば市)

目的別標記の一例

(今まで)	(これから)
保険医療課	→ 国民健康保険のこと
住民異動	→ 引越しのこと

② 窓口機能

目標：手続きの負担軽減、待ち時間の短縮

ア 窓口部門の集約配置（低層階への集約やワンフロアへの配置）

窓口を担う関係課をできる限り低層階へ配置するだけでなく、証明発行コーナー、届出受付コーナー、母子・保健コーナーなど用務別の集約により、来庁者にわかりやすい窓口の配置や業務の流れを構築するなど、市民の利便性を考慮した配置とします。

イ 総合的窓口の設置（証明等発行業務）

市民ニーズである「待ち時間の短縮」などスピード感が求められる証明書の発行等については、総合的窓口でスピーディに対応するとともに、ロビーや待合スペースは、窓口のカウンターに応じた規模を確保します。

ウ 窓口業務を支える効率的なシステムの導入

窓口の総合化を実現するには、事務処理の見直し・改善とともに、業務システムが分散したままでは効率的な事務が行えないことから、窓口業務を支える業務システムが不可欠です。導入の費用対効果を踏まえ、総合窓口支援システムの導入を検討します。



総合窓口支援システム(福島市庁舎)

③ 相談機能

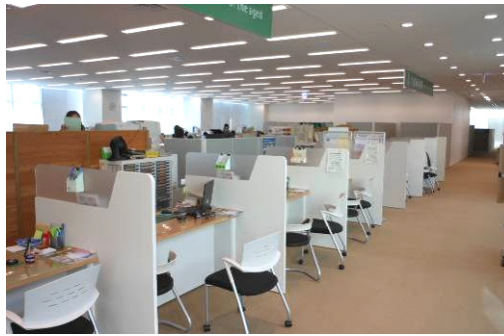
目標：プライバシーに配慮した相談環境の確保

ア 窓口での対応業務に応じた窓口カウンターへの仕切りの設置

各窓口では、単なる手続きだけでなく、手続きに伴う各種の相談が発生することから、戸籍、納税、福祉、子育て関連などの窓口では相談者のプライバシーを守るため、カウンターに仕切りパネルを設置します。

イ 個室やブースなどの相談室の設置

個別相談機能が求められる福祉部門や納税部門を中心に、窓口・事務スペースに隣接した相談用の個室を設置するとともに、専門相談機能が求められる子育て部門などは専門相談室を設置します。



パネルで仕切られた窓口カウンター(甲府市庁舎)

④ 利用空間

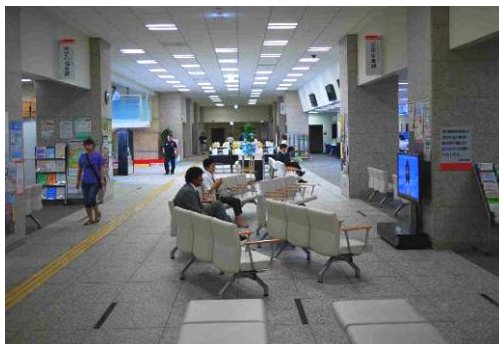
目標1：快適な待合環境の創出

ア 窓口に応じたゆとりある待合スペースの確保

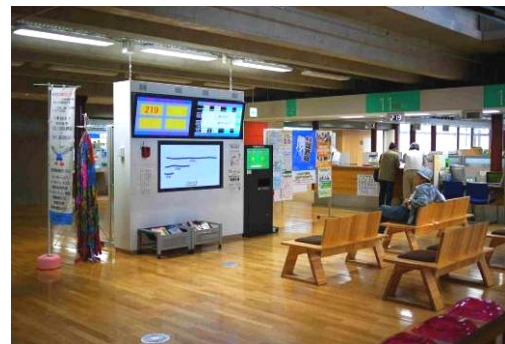
窓口部門の集約配置をもとにした総合待合スペースを設置し、待合環境の改善を図ります。また、待合チェアはユニバーサルデザインの観点から、各席に立ち座りをサポートする肘付きタイプやステッキ掛け付きチェアなど、快適な環境を創出します。

イ 番号待ち、順番待ちが一目で分かる情報画面の設置

待合スペースでは、窓口での待ち人数がわかる「番号表示モニター」の設置のほか、テレビや施設パンフレット、BGMなどを用意し、待合環境の改善を図ります。なお、テレビモニターでは、市役所からのお知らせや地震速報の放映の他、地元企業などの広告を放映する有料広告事業も検討します。



テレビのある待合スペース(福島市庁舎)



待合スペースと情報画面(立川市庁舎)

目標2：誰もが利用しやすいスペースの確保

ア キッズスペースや授乳室の適切な配置

子育て関連の窓口や総合待合スペースでは、子ども連れの来庁者のためにベビーベッドや授乳室のほか、子どもが遊んで待ち時間を過せるキッズコーナーを配置するとともに、子育てサークルなど関連情報を掲示します。

イ 高齢者、障害者など誰もが使いやすいトイレの設置

手すりや多目的シート（オムツ換え台）、洗面台等を設置した誰もが安心して使えるトイレを各フロアに設置するとともに、子育て関連、総合待合などのある低層階には複数設置します。



キッズスペース・授乳室(箕面市 HP より)



多目的トイレ(青梅市庁舎)

目標3：誰もが利用しやすい移動空間の整備

ア 分かりやすく明快な動線計画

庁舎として必要な諸室については、各階で適切なゾーニングを行い、エレベーターや階段等のコア部分（上下階の移動動線）の機能的な配置や、利便性に配慮した廊下など、分かりやすく明快な動線計画とします。また、主要な廊下については、車椅子の方でも支障なくすれ違うことのできる幅を確保します。



ゆったりとした見通しのよい通路(青梅市庁舎)

イ 段差や死角のない廊下・通路の計画

外部の通路を含め、新庁舎における廊下などは、段差のない安全な移動動線とするとともに、出会いがしらの衝突防止など、見通しを確保した死角のない通路となるよう配慮します。

また、視覚障害者のための点字誘導ブロックの設置など、ユニバーサルデザインに配慮した移動空間とします。

ウ 利便性を踏まえた昇降機・階段の設置

庁舎全体の配置・平面計画に応じて、来庁者や職員が利用しやすい位置に、手すりや鏡、音声案内等を備えた身体障害者対応エレベーターなどの昇降機設備を適切に設置します。また、来庁者の利用頻度が高い階段についても、上り下りしやすい緩い勾配の仕様とし、2段手すりを設けるなど、ユニバーサルデザインに配慮します。



エ 窓口での業務の繁忙や臨時窓口が設置できるフレキシブルな空間の配置

来庁者数を、年間を通してみた場合、住民票の窓口は異動シーズンには混雑し、確定申告の時期には税務部門で混雑が見られます。各課がこの繁忙期にあわせて窓口カウンターを設置することは、効率的ではありません。

このため、窓口の近くに、通常はギャラリーや展示スペースなどゆとりの空間として活用しながら、繁忙期には簡単に増設窓口として変更できるフレキシブルな空間を配置します。

なお、高知県では、平成9年に「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定され、平成18年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）の施行に際し、新法との整合性を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方にも沿った整備基準が示されています。

個別の機能において、ユニバーサルデザインの考え方に基づく取り組みを示していますが、新庁舎の整備にあたっては、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準等に基づき、利用しやすい環境を整備していきます。

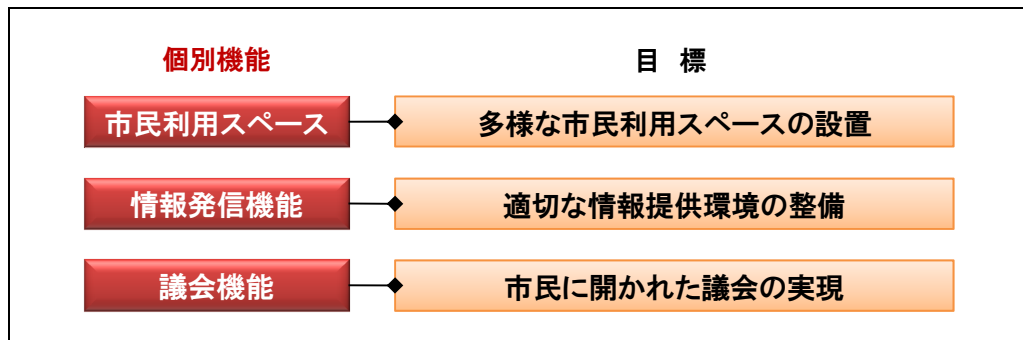
3. 市民活動の場の提供，行政・議会情報の発信

(1) 現状と課題

現在の庁舎は，市民の活動や交流，利便機能，情報提供スペースが分散，不足しており，議会関連機能についても，老朽化や狭あい化などにより，市民目線での開かれた行政，議会としての十分な対応が図られていない状況にあります。

(2) 新庁舎の機能別の目標

上記の現状と課題を踏まえ，「市民に親しまれ，愛着を持てる庁舎」の実現に向けて，各個別機能における目標を次のように設定します。



(3) 目標別の具体的な取組方策

個別機能ごとの目標を達成するための具体的な方策として，次に示す取組を施設整備に反映させていきます。

① 市民利用スペース

目標：多様な市民利用スペースの設置

ア 市民の様々な活動や交流に利用できる多目的スペースの設置

地域の活動団体の催しや，市民の交流，コミュニティ形成のための機能として，多目的スペースを設置します。

多目的スペースは，市民が利用しやすいフロアに配置し，様々な利用に対応できる空間とするなど，柔軟なスペースとします。

イ 市民が快適に利用できるエントランス空間・休憩ロビーの創出

新庁舎のエントランスは，来庁者を迎え入れる玄関として，明るく開放的な空間となるよう配慮します。また，市民が気軽に利用できるベンチを適所に配置するとともに，テーブルや椅子を配置した休憩・談話ロビーや自動販売機コーナーの設置など，来庁者が快適に過ごせる空間を整備します。

ウ 利便性に配慮した銀行等テナントの計画

現在本庁舎にある指定金融機関の店舗やATMコーナーについては，新庁舎の整備にあわせて利用しやすい場所に配置します。また，誰もが利用できる食堂に加え，カフェ，コンビニエンスストアなどの新たなテナント機能についても，市民や職員のニーズも踏まえながら，今後導入を検討していきます。

② 情報発信機能

目標：適切な情報提供環境の整備

ア 充実した市政情報・議会情報コーナーの設置

新庁舎の低層階など来庁者が気軽に利用できる場所に、市政情報コーナーを設置します。情報コーナーは、各種行政資料や刊行物、地域や観光に関する資料やパンフレットを自由にゆつたりと閲覧、提供できるラウンジスペースとし、コピーサービス等も充実させ、情報公開等の相談や案内にも対応できる機能とともに、各種企画展示等ができる展示コーナーとしての利用も検討していきます。また、議会情報コーナーも併設し、市民のための効率的、効果的な情報提供環境を整備します。



充実した市政情報コーナー(立川市庁舎)

イ 多様な情報案内機能の設置

新庁舎の計画にあわせて、エントランスやロビーなどに電光掲示板を設置し、庁舎内で開催する会議やイベント等の案内ができるようにします。また、市内の催しや写真などのパネル展示等が行えるスペースについても検討します。

③ 議会機能

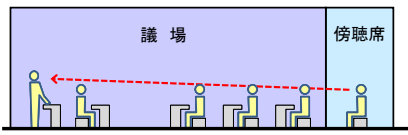
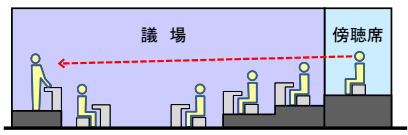
目標：市民に開かれた議会の実現

ア 機能的な議場の整備・傍聴スペースの設置

新庁舎の平面・階層計画に応じて、利用者の動線に配慮した議場の配置とします。議場は、音響効果等を考慮した適切な天井高さの空間とし、議会開催に配慮した議場内レイアウトを検討するとともに、車椅子利用者などを含む利用しやすい傍聴席の設置など、機能的な空間となるよう検討します。

また、議場の音響・映像設備及び電子採決システム、カメラによる中継システム（市民ロビー等での中継放映）など、議会の円滑かつ効率的で、市民に開かれた運営が可能となる設備の導入などを検討し、環境整備を図ります。

<議場の形態比較>

項目	フラット方式	段床方式
断面イメージ		
サイトライン	フラットフロアのため、議員側と行政側の双方が見えにくい。	議員側、行政側双方からお互いが見えやすく、議論が行いやすい。
利用のしやすさ	可動式の什器とすれば、議会以外の用途にも活用でき、将来的な定数変更や多目的な用途への変更が容易にできる。	議場以外の用途としては使えず、定数変更や多目的な用途への変更対応も容易にできない。
段差の処理	床はフラットであり、段差の処理は不要となる。	議場と傍聴席に段差があり、スロープ等の設置やその分の面積確保が必要となる。

イ 円滑な議会運営のための関連諸室の整備

正副議長室や、議員控室、委員会室、応接室並びに事務局用の諸室など、適正な配置、規模による関連諸室の整備を行います。議員控室の議会改選に応じて会派別に面積を変更できる可動間仕切の導入を検討します。

ウ 市民のための議場等見学機会の創出

新庁舎の議場について、議会が開催されていない期間などに、小中学生の社会学習の一環として議場見学機会の創出を検討します。議会がどのように行われ、どのような役割を担っているのかなど、実際の議場で体験しながら説明を受ける等、子どもから大人まで、広く市民に開かれた議会の実現に向けた方策を推進します。

4. 高知城周辺の景観との調和に配慮したデザイン

(1) 現状と課題

市庁舎のある周辺地域は、歴史的遺産で市のシンボルである高知城に近接しています。高知城の眺望や周辺景観は、高知の顔として市民に親しまれてきており、周辺を含む都市景観は、将来に向けて保全しながら継承していく必要があります。

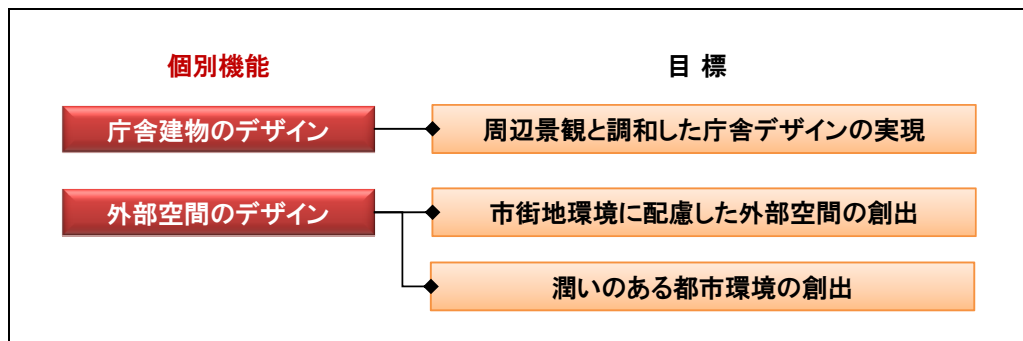
現在の市庁舎の外観は、建設当時の時代を感じさせる雰囲気をもつものの、老朽化や増築、改修対応等により、周辺環境や景観に対する十分な配慮がなされていない状況にあります。高知城への眺望や高知城からみた建物の見え方への配慮、周辺景観、環境との調和を目指したデザインのあり方が求められます。



現在の本庁舎外観(北側より)

(2) 新庁舎の機能別の目標

上記の現状と課題を踏まえ、「市民に親しまれ、愛着を持てる庁舎」の実現に向けて、各個別機能における目標を次のように設定します。



(3) 目標別の具体的な取組方策

個別機能ごとの目標を達成するための具体的な方策として、次に示す取組を施設整備に反映させていきます。

① 庁舎建物のデザイン

目標：周辺景観と調和した庁舎デザインの実現

ア 高知城景観に配慮した高さ・屋上のデザイン

新庁舎の建物高さは、「高知城周辺の景観形成基準適用区域」に基づき「高さ28m以下」となるよう計画し、高知城への眺望に配慮した階層・ボリュームデザインとします。また、新庁舎の屋上についても、設備機器等を設置する場合は、建築物の一部として目隠しをデザインするなど、高知城からの眺望に配慮します。



高知城天守閣からの南方面(市庁舎など)の眺望

イ 高知の風土に配慮したデザイン

高知城周辺の格調高い景観に配慮し、壁面のデザインや色彩など、上品で落ち着いた外観となるよう配慮します。

また、高知の風土として、年間を通じた日照時間の多さや、激しい降雨、台風などの影響を受ける気候の特性を考慮するとともに、維持管理面にも十分配慮したデザインを検討していきます。

さらに、高知の自然に育まれたスギやヒノキなどの良質な県産木材や、高知の伝統工芸品をモチーフとしたデザインの材料を、新庁舎の内部空間に活用していくなど、地域の特徴が出るような庁舎デザインの推進を図ります。



地元産木材を多く使った庁舎(栲原町庁舎)

ウ 庁舎に相応しい外観デザイン

新庁舎の周辺には、高知県庁や国の庁舎建物などの官庁施設が集まっていることから、庁舎として相応しい外観デザインとするなど調和を図ります。

また、今後長きにわたり市庁舎として存在し、市民が利用する建物であることから、市民に開かれた庁舎として、華美なデザインとせず、機能美を追求したシンプルな外観とするなど、高知市の顔として相応しいデザインとします。

エ 周辺地域に配慮したデザイン

新庁舎は、敷地全体を使った建物となることが想定され、高さ制限もあることから、建物ボリュームや壁面デザインの分節化など、周辺地域への圧迫感の軽減に配慮します。

② 外部空間のデザイン

目標1：市街地環境に配慮した外部空間の創出

ア オープンスペースとしての前広場の継承

市庁舎の正面に位置する「前広場」にはモニュメントやベンチなどが置かれ、日常的な市民の休憩の場など、幅広く市民に利用される貴重な市街地空間となっています。



休憩など多目的に利用される前広場

前広場の地下には県庁前通り地下駐車場があり、地上部分に建物を建てられないことから、前広場の空間は、新庁舎へのメインアプローチ空間としての計画とあわせ、市民の憩いの場や、多目的な広場としてより魅力ある空間となるよう整備を行います。

イ 歩行者空間など利便性、安全性に配慮した計画

計画敷地は、東、北、西側が道路に面しており、多方面からの庁舎へのアプローチが可能であることから、東側の前広場の整備をはじめ、利便性に配慮した歩行者アクセス空間を整備していきます。特に、新庁舎の北側などの歩道は、現状の歩道幅が狭く、歩行者と自転車がすれ違う際に道路にはみ出すなど、危険な状況となっています。新庁舎の整備に際しては、敷地内に歩行者空間を生み出し、歩道とあわせてゆとりのある安全で快適な空間を整備する方針とします。

また、電車通りに面した計量検査所のある敷地については、歩行者や自転車利

用者が通行できる電車通りからのアプローチ空間を創出し、南方面からの庁舎利用動線を確保するなど、利便性に配慮します。

目標2：潤いのある都市環境の創出

ア 積極的な植栽による緑のネットワークの創出

敷地周辺は、高知城を囲む緑のボリュームや、県庁前通りの街路樹など、豊かな緑による景観が形成されています。新庁舎の整備にあたっては、「高知市景観計画」や「高知市緑の基本計画」に基づき、市街地の緑のネットワーク形成のため、公共施設として先導的な役割を果たすよう、積極的な植栽を推進していきます。

イ 高知の自然や場所に応じた緑化の推進

敷地内の緑化にあたっては、高知の自然環境や生態系を考慮した樹種を選定します。また、植栽を施す場所に応じて、例えば市民の憩いの場となる空間には四季の風情が感じられる樹種とし、屋上緑化や壁面緑化を導入する場合は、生育環境やメンテナンス性に配慮するなど、空間の目的や管理面を十分に踏まえた植栽とします。



維持管理に配慮したプランター緑化(福島市庁舎)

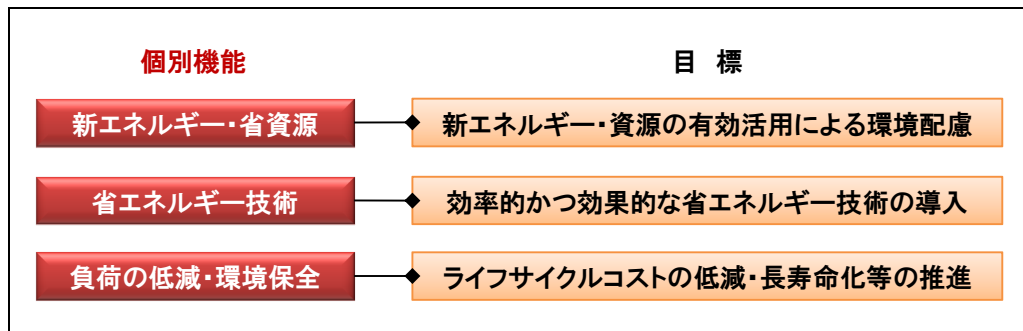
5. 再生可能エネルギーの有効活用，省エネルギー技術の導入

(1) 現状と課題

現在の市庁舎は、建物や設備自体が老朽化していることにより、省エネ等の環境対応の抜本的な対策が図れないなど、昨今求められている環境配慮の方策について、適切に対応できていない状況にあります。

(2) 新庁舎の機能別の目標

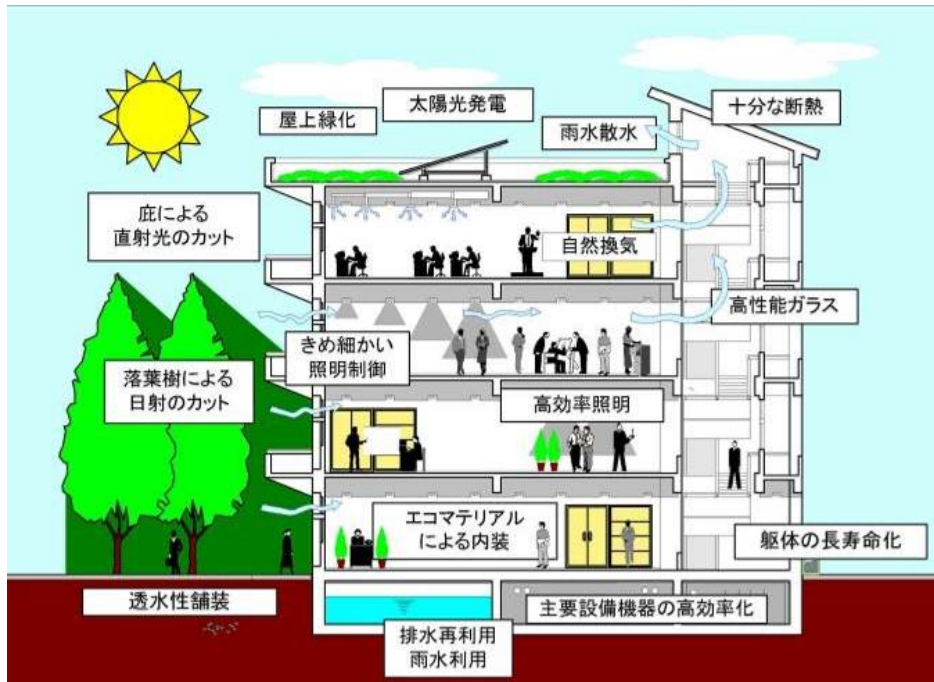
上記課題を踏まえ、「環境に配慮した自然にやさしい庁舎」の実現に向けて、各個別機能における目標を次のように設定します。



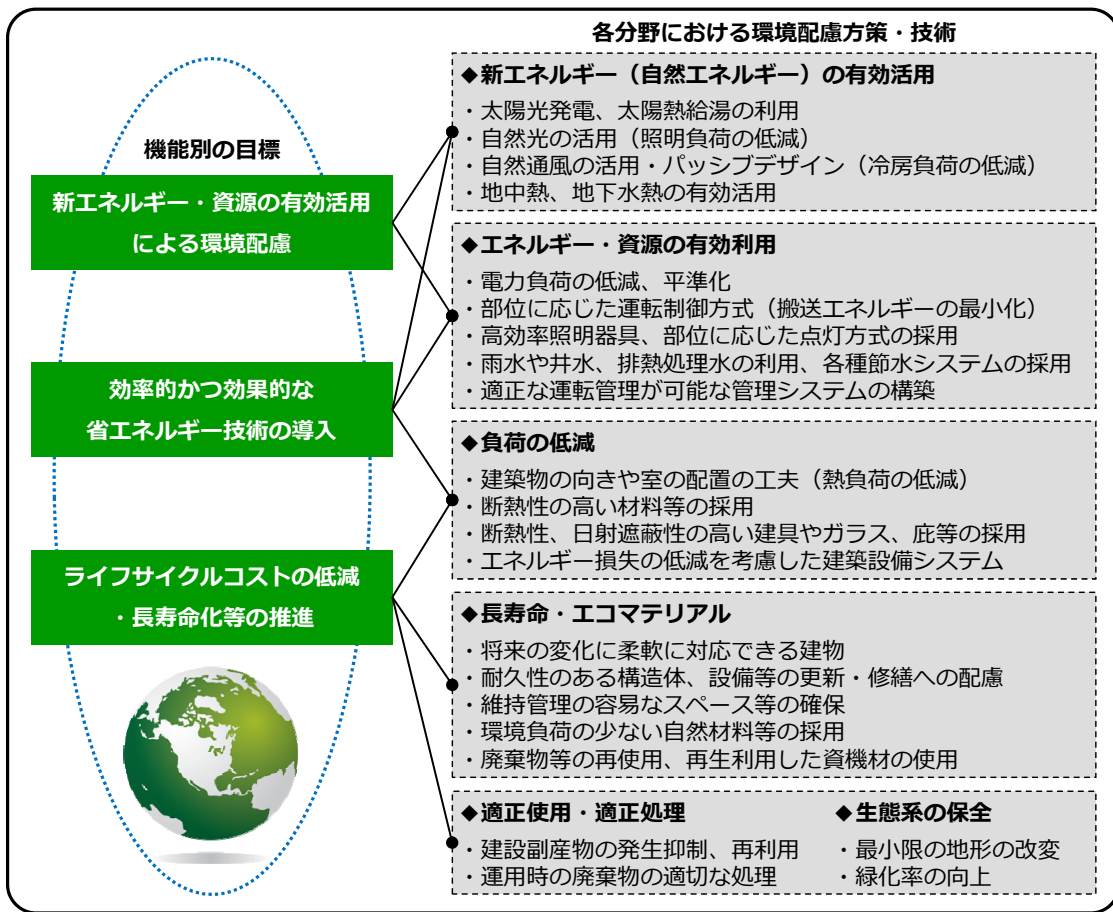
(3) 目標別の具体的な取組方策

大規模な建築物は、建設から運用段階に至るまで、環境に対して大きな影響を与えることから、新庁舎の整備に際しては、「第二次高知市環境基本計画（平成 25 年 8 月策定）」や「高知市新エネルギービジョン（平成 25 年 3 月策定）」で示された方針を踏まえつつ、地球温暖化の抑制に貢献し、環境負荷の低減に向けた取り組みをライフサイクルコストの視点から検討します。

各種方策や技術の導入にあたっては、国が推進する「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）計画指針」や「官庁施設の環境保全に関する基準」など、次に示す具体的な方策やイメージを参考にしながら、設計段階において整備費用についての検証も行い、可能な限り「環境にやさしい庁舎」を推進します。



グリーン庁舎のイメージ(国土交通省ホームページより)



「官庁施設の環境保全性に関する基準」をもとにした各種の環境配慮方策・技術²

² パッシブデザイン: 特別な設備機器を使わずに、建物の構造や工夫によって快適な室内環境をつくり出す手法。エコマテリアル: 製造・使用・廃棄時のすべてにおいて環境負荷の少ない材料のこと。

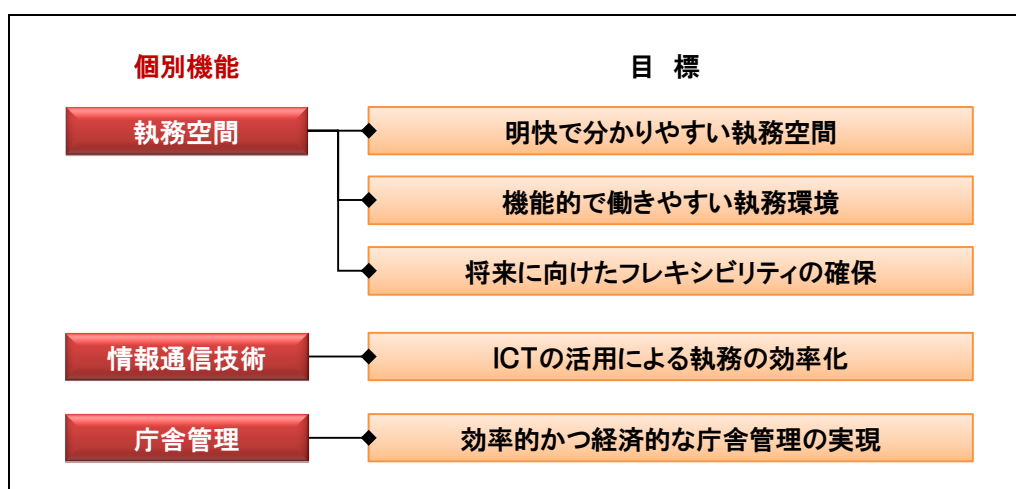
6. 執務環境の柔軟性・効率化

(1) 現状と課題

現在の庁舎は、本庁舎を中心に、狭あい化による執務室や会議室、保管スペースなどが不足し、通路も狭い状況となっているなど、効率的な業務に支障を来しているのが実情です。また、福利厚生面においても機能性や快適性に課題があり、円滑な職務遂行への配慮が不十分な状況となっています。

(2) 新庁舎の機能別の目標

上記の現状と課題を踏まえ、「効率性・機能性を重視した、経済的な庁舎」の実現に向けて、各個別機能における目標を次のように設定します。



(3) 目標別の具体的な取組方策

個別機能ごとの目標を達成するための具体的な方策として、次に示す取組を施設整備に反映させていきます。

① 執務空間

目標1：明快で分かりやすい執務空間

ア 来庁者が利用しやすい部門ゾーニング

新庁舎における各部門のゾーニングは、来庁者の多い窓口関係の部門を1階や2階の低層階に配置し、市民が分かりやすく、動線の短縮化を図るなど、利用のしやすさに配慮します。また、窓口以外の管理部門や技術部門、議会関係部門については、中層から上層階で機能的なゾーニングを行います。

イ 間仕切を設けないオープンなフロア構成

各フロアにおける主要な執務スペースは、来庁者の分かりやすさ等に配慮し、間仕切のないオープンな構成とし、できるだけ柱を設けない架構とするなど、通路からの視認性を確保した開放的な空間とします。

目標2：機能的で働きやすい執務環境

ア 連携を考慮したゾーニング・職員動線

新庁舎の執務室ゾーニングについては、部門間の連携を考慮した配置とします。

同一部に属する課をできるだけ同一階に配置し、相互関連性の強い課は、できるだけ近接した階・エリアに配置するなど、効率的に業務が行えるよう配慮します。

イ 機能的な執務空間のレイアウト

窓口や各種相談、協議等の来庁者の対応をする部門の執務室を中心として、通路側にカウンターを設置した来客ゾーン、その後ろにキャビネット等で区画された執務ゾーンの構成とするなど、業務の内容や場面に応じた機能的なレイアウトとします。さらに、執務スペースのデスク仕様や配置はできるだけ均一化し、組織変更や異動の際には人が動くことで対応可能なユニバーサルプランの採用を検討します。

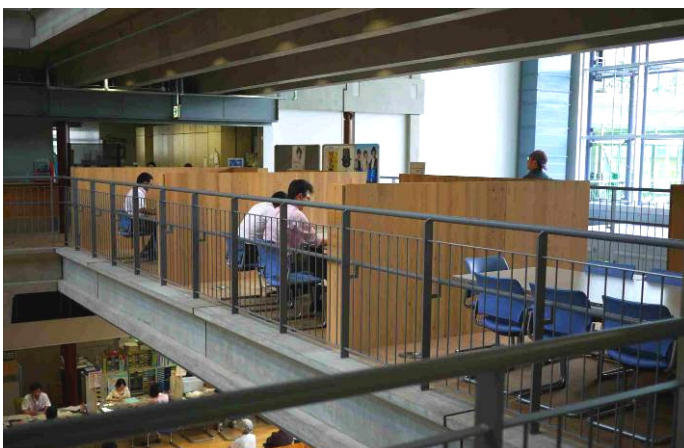


見通しのよい機能的なオフィス空間(青梅市庁舎)

ウ 利用に応じた会議室の設置

少人数で行う打合せやミーティング等のスペースは、各部門の特性に応じて執務室内や各フロアに確保し、大・中会議室については、階層配置に応じて利便性に配慮したフロアに配置するなど、効率性に配慮します。

集約配置する会議室については、音環境に配慮するとともに、可動間仕切として面積を柔軟に設定できるなどの対応を行います。



通路部分を利用した打合せブース(立川市庁舎)

エ 適切な保管スペースの確保

各課の書類や図面等を保存年限ごとに保管する書庫を設置する方針とし、常用文書以外のすべての文書を保管できる十分なスペースを確保するなど、適正な規模の書庫の設置を検討します。

また、物品庫や測量器具・作業道具等を保管する収納庫を、必要に応じて適切に設置します。

オ 衛生的な執務環境

職員用更衣室や休憩スペースなど、衛生的で働きやすい執務環境となるよう配置します。

カ 受動喫煙防止・健康に配慮した内装材

健康増進法に基づき、受動喫煙防止対策を講じることとします。また、シックハウス対策として内装仕上・家具等の健康に配慮した材料の採用や、室内の適切な換気を行います。

目標3：将来に向けたフレキシビリティの確保**ア フリーアクセスフロア・設備更新スペースの確保**

執務室をはじめとする主要スペースについては、OA機器等のレイアウトや配線が自由にできるフリーアクセスフロア（二重床）を導入し、将来の組織変更等にも柔軟に対応します。

また、新庁舎内の配線、配管ルートや設備関係室についても、更新等に備えたスペースを確保しておくなどの対応を行います。

イ 将来的な変化への柔軟な対応

将来の機構改革や、臨時的な事務・作業等の利用にも対応できるように、柔軟性の高い執務空間、設備計画の対応を図ります。

② 情報通信技術**目標：ICTの活用による執務の効率化****ア ネットワーク環境・情報システムの構築**

新庁舎においては、庁内LAN環境の整備や行政事務支援システムの整備など、ICT（情報通信技術）を活用した効率的、機能的かつ効果的な執務環境を実現します。今後の技術の進展にもできるだけ対応した環境整備を図るなど、高度情報通信社会における利便性に配慮した庁舎を目指します。

イ 出退勤管理システムの導入

現在、紙ベースで運用している庶務関係手続きについて、出退勤管理システムの導入を検討します。職員の庶務管理を電子化することにより、手続きの省力化、効率化を図ります。さらに、職員用ICカード等の導入による時間外の庁舎出入りや専用エリアへの入退室管理等について、今後検討を進めていきます。

③ 庁舎管理**目標：効率的かつ経済的な庁舎管理の実現****ア 庁舎管理業務の効率化**

新庁舎において、第二庁舎やかじょう庁舎の設備等の遠隔監視を含めた、空調設備等の一元管理が可能な中央監視システムを構築するなど、効率的な庁舎管理に努めます。

イ 維持管理に配慮した施設整備

新庁舎の施設配置など、維持管理や修繕に配慮した整備を推進するとともに、長期にわたり効率的な維持管理が求められることから、新庁舎で採用する建築技術や設備については、機能的で汎用性のある資材やシステムを採用する方針とし、メンテナンスが容易で、迅速かつ経済的に修繕ができるよう考慮します。

また、修繕・更新時の施設機能の停止をできるだけ回避するなど、施設機能の継続に配慮します。

第4章 新庁舎の施設計画・運用管理計画

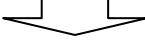
1. 新庁舎の規模・部門配置

(1) 基本指標となる職員数等の設定

新庁舎の規模検討の前提条件として、基本指標となる職員数は、下表に示すとおり1,448人、議員数を34人と設定します。

また、来庁者数に関しては、現状の市庁舎に訪れている人数として、県庁前通り地下駐車場の利用台数（市役所利用）実績や過年度の来庁者アンケート、本年度実施した市民アンケート結果より、1日あたりの平均来庁者数として約1,000人程度が想定されることから、新庁舎の来庁者利用についても、同程度の人数を参考数値として見込むこととします。

<基本指標の設定>

人数	説明
職員数 1,448 人	H25 年 4 月時点の職員数 1,482 人から、現時点で想定される H26 年度に実施予定の上下水道事業統合により出向する職員数 34 人を除いた人数 ※既存庁舎（第二庁舎・たかじょう庁舎）も含めた全体の庁舎利用職員数
議員数 34 人	高知市議会の議員の定数を定める条例の規定数より
(参考) 来庁者数の想定 約 1,000 人/日	○県庁前通り地下駐車場の利用実績（H24 年度）より ・市役所利用台数 131,782 台/年（全体利用の 61.5%） ÷開庁日数 245 日 = <u>538 台</u> （=人・日と想定）…A ○来庁者アンケート（H24.5）結果より ・自家用自動車での来庁者：全体の <u>50.9%</u> …B ○市民アンケート（H25.5）結果より ・自家用自動車での来庁者：全体の <u>56.1%</u> …C  1 日あたりの来庁者数 = $A \div B = 1,057$ 人, $A \div C = 959$ 人 より、 <u>1,000 人</u> 前後と想定

なお、平成 25 年 6 月 1 日時点の本市の人口は、339,149 人（住民基本台帳人口による）となっています。「2011 高知市総合計画」では、今後の将来人口として少子化の進展や転出者が転入者を上回る等の要因による減少傾向が示されていますが、今後の地方分権改革にともなう権限移譲等による事務量の増加など行政需要の変化を鑑み、現時点での職員数をベースとした指標設定とします。

(2) 新庁舎の必要規模

新庁舎の規模については、基本構想において以下の方針が示されています。

＜基本構想における新庁舎の規模＞

- 新庁舎の規模は 25,000～28,000 m²とする³
- 同面積の範囲内で、新庁舎に必要となる災害対応機能、市民サービス向上機能等の付加的機能面積を検討する

本計画では、基本構想時から職員数の若干の変動があることから、総務省の庁舎面積算定基準⁴による再設定を行い、執務室等の現状面積や、付加的機能を含む先行事例等からの規模整理を行いつつ、新庁舎の必要規模を算定するものとします。

① 総務省の庁舎面積算定基準による規模

＜総務省の庁舎標準面積算定基準＞

区分	積算				面積 (m ²)
	職区分	職員数 (人)	換算 率	換算 職員数	
A 事務室	特別職	5	20	100.0	10,643
	部長・副部長級	33	9	297.0	
	課長級	71	5	355.0	
	補佐・係長級	235	2	470.0	
	製図者	56	1.7	95.2	
	一般職員等	1,048	1	1048.0	
	計	1,448		2365.2	
	面積計算	2365.2 人 × 4.5m ² /人			
B 倉庫	A面積(m ²) × 共用面積率				1,384
	10,643 × 0.13				
C 付属面積(会議室・ 便所等)	職員数(人) × 1人当たり面積(m ²)				10,136
	1,448 × 7.0				
D 玄関・広間・廊下・ 階段等	A+B+C面積(m ²) × 共用面積率				8,865
	22,163 × 0.4				
E 議事堂(議場・委員 会室・議員控室等)	議員数(人) × 1人当たり面積(m ²)				1,190
	34 × 35.0				
合 計					32,218

② 付加的機能の規模

総務省の庁舎面積算定基準に含まれない付加的機能については、基本構想においては、最大で4,000 m²程度の規模を想定しています。

本計画においては、3章で示した新庁舎の基本理念を実現するための方策とし

³ 駐車場・駐輪場の整備面積を除く。

⁴ 総務省地方債同意等基準に定める庁舎標準面積算定基準のこと。平成23年度に廃止されているが、他市新庁舎建設の規模検討においても多く用いられているため、本計画でも適用する。

て、必要となる機能や想定されるスペースを確保し、行政サービスのさらなる向上を目指すものとします。

現庁舎における利用状況等も踏まえたうえで、下表に示す付加的機能の規模を設定することとします。

＜付加的機能の規模＞

区 分	付加的機能	面積(m ²)
災害対応機能	備蓄倉庫，職員用仮眠室，非常用発電機室等	400
市民サービス 向上機能	金融機関，市政等の情報コーナー，食堂，喫茶， 売店，多目的スペース，キッズスペース等	1,200
福利厚生機能	職員用更衣室等	500
その他	各種団体執務室等	1,500
合 計		3,600

③ 新庁舎の規模の設定

前記の①，②の結果より，既存の庁舎を含めた必要面積は全体で，35,818 m²となり，引き続き利用する第二庁舎(3,796 m²)・たかじょう庁舎(4,040 m²)を引いた面積が新庁舎の面積(駐車場・駐輪場の面積を除く)になることから，新庁舎の必要規模としての計画面積を，28,000 m²と設定します。

＜新庁舎の規模＞

全体面積 35,818 m ² － (第二庁舎 3,796 m ² + たかじょう庁舎 4,040 m ²) ≒ 28,000 m ²

なお，全国の中核市において，最近検討が行われた新庁舎の計画規模は次表のとおりで，職員1人当たり平均で24.3 m²/人となっています。本市の新庁舎を含めた3施設の規模は24.7 m²/人であることから，市庁舎の規模として概ね妥当な水準であるといえます。

＜中核市における新庁舎の計画規模＞

中核市	人 口	庁舎面積	職員数	1人当たり面積	
青森市	298,462人	38,222 m ² 1期棟 21,500 m ² +将来整備 2期棟+既存分庁舎含む	1,372人	27.9 m ²	平均 24.3 m ²
秋田市	319,367人	32,100 m ²	1,250人	25.7 m ²	
長野市	385,150人	31,293 m ² 第1庁舎 16,000 m ² (市民ホ ールと合築、面積は庁舎の み) + 既存第2庁舎含む	1,325人	23.6 m ²	
那覇市	321,695人	31,000 m ²	1,500人	20.7 m ²	
本 市	338,397人	35,818 m ² (新庁舎面積+既存庁舎面積)	1,448人	24.7 m ²	

※人口は，青森市と那覇市は，平成25年3月31日現在，その他は平成25年4月1日現在
職員数は，新庁舎整備にかかる職員数であって市全体の職員数ではない

(3) 部門配置の考え方

新庁舎及び既存庁舎を含めた全体の部門配置については、業務の効率性や市民サービスの維持向上の観点から、できるだけ同一部門が1か所にまとまり、課ごとの分散がない計画とする必要があります。

新庁舎へ配置する部門については、市民サービスの向上や行政事務等の業務上の連携の視点より、窓口関連や総務、議会等の部門を中心に、市民、職員の利便性や行政運営の効率性に配慮するものとします。

既存庁舎として引き続き継続利用する第二庁舎、たかじょう庁舎については、窓口との関連性が少ない部門や、業務連携において独立性の高い部門、外郭団体などを中心に、新庁舎とは離れた配置でも市民サービスへの影響が少ない部門が入るものとし、各部門の規模に応じた配置とします。

また、現在配置されている庁舎からの移転の負担や経費についても、できるだけ抑えることを念頭に置いた部門配置とします。

以上の考え方に基づき、新庁舎、第二庁舎及びたかじょう庁舎への部門配置については、市民サービスの維持向上を第一に、部門ごとの連携や規模を考慮し、今後検討を進めていきます。

2. 敷地概要

(1) 敷地の建設可能範囲

新庁舎の整備に係る敷地利用の範囲は、延床面積の確保や、機能的な庁舎平面プランの実現、充実したオープンスペースの整備の必要性等の観点より、市民図書館跡地を含めた敷地とします。

<市民図書館跡地の敷地活用について>

○市民図書館跡地を新庁舎の敷地としない場合

- ・28,000 m²の延床面積の確保は難しい。
- ・敷地一杯に建設することになり、駐輪場や緑地帯などのオープンスペースが確保できない。また、周辺に対して圧迫感のある建物になってしまう。
- ・建物形状が正方形に近くなり、各階における部門レイアウトや採光面において不利になる。

○市民図書館跡地を含めた範囲とする場合

- ・28,000 m²の延床面積の確保が可能となる。
- ・建物の様々なプランに対応でき、機能的な庁舎を実現できる。

(2) 敷地の概要

所在地	高知県高知市本町五丁目	
敷地面積 (番号は下図)	1: 約7,145 m ² (本庁舎, 出納棟, 議会棟等部分)	新庁舎の建設範囲 となる敷地面積 : 1+2=9,445 m ² ※
	2: 約2,300 m ² (市民図書館部分)	
	3: 約2,050 m ² (第二庁舎部分)	
	4: 約1,700 m ² (地下駐車場入込部分)	
用途地域	商業地域	
指定建ぺい率	80% (防火地域につき実質制限無し)	
指定容積率	500%	
その他	28m 高度地区	

※駐車場の整備方法によっては、「1+2+4=11,145 m²」になる可能性あり



(3) 敷地周辺の環境条件

① 自然環境

敷地を含む高知の自然環境条件として、2012年における気象データは下表のようになっており、6月から9月にかけての高温多湿の気候や、年間を通しての日照時間の多さ（全国第2位）などが特徴となっています。

<高知の気象データ 2012年>

月	降水量 (mm)	気温(°C)			湿度(%)		風向・風速(m/s)			日照 時間 (h)
	合計	平均			平均	最小	平均 風速	最大風速		
		日 平均	日 最高	日 最低				風速	風向	
1月	31.5	6.3	11.6	2.0	59	21	1.6	6.6	西	191.9
2月	156.5	6.6	11.4	2.3	64	17	1.7	7.4	西北西	159.4
3月	199.0	11.1	15.9	6.5	64	19	1.8	7.4	西	168.0
4月	295.5	15.8	21.1	11.1	68	17	1.8	9.2	西北西	195.0
5月	89.5	20.2	25.3	15.7	66	12	1.8	7.0	西	190.8
6月	734.0	22.9	26.6	20.2	83	40	1.5	6.9	東	90.2
7月	260.0	27.2	31.1	24.2	81	39	1.6	5.2	西	185.0
8月	344.5	27.8	31.8	24.8	81	47	1.7	6.6	東南東	164.6
9月	533.5	24.8	29.5	21.3	79	30	1.7	10.1	北北東	164.2
10月	91.0	19.8	25.3	14.9	67	21	1.7	5.7	北北東	217.9
11月	136.5	12.4	17.7	7.9	69	30	1.7	6.1	西	163.0
12月	113.5	7.1	12.3	2.6	67	21	1.8	6.4	西	176.4

出典：気象庁HPより（高知地方気象台観測所（北緯33度34.0分・東経133度32.9分、標高0.5m）

② 地形・地盤

敷地の地盤については、本庁舎東隣の県庁前通り地下駐車場建設時に行った地質調査結果からの地質概要は次表のとおりであり、概ね地表面から25m以深において、建物の支持地盤となる地層がみられます。

<地質の概要>

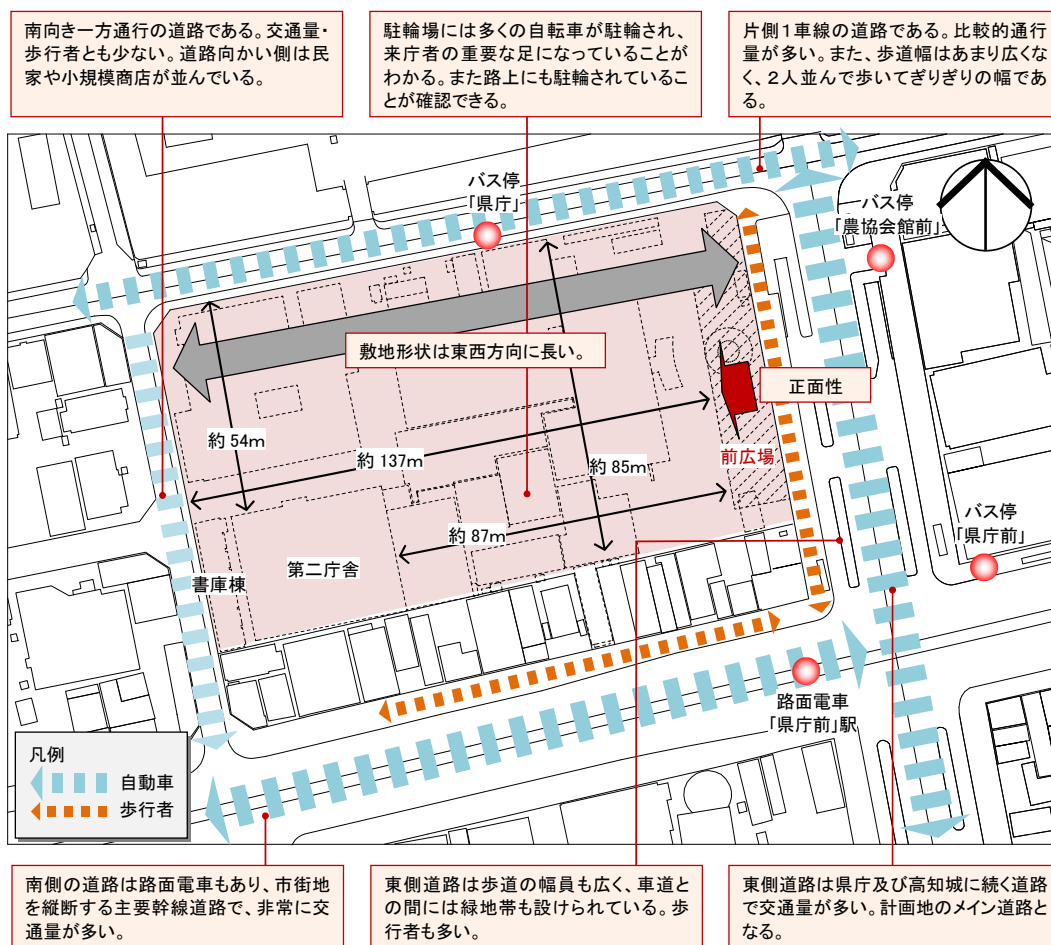
地質構成	GL(深さ)	地質特性
盛土層	-2.5m 以浅	シルト混り砂礫を主体とする。場所によっては瓦礫、コンクリート片の点在やシルト分を多く含む等、かなり不均一な地層である。相対密度は「中位の」に分類される。
上部沖積層	-2.5m～ -10.0m	砂礫層と砂質土層よりなる。この層は自由地下帯水層を形成し、相対密度は「中位の」に分類される。 下半の層に分布する砂質土層はシルト分を多く含む細砂層で、貝片、腐植物の混入も認められ、相対密度は「緩い」に分類される。 この砂質土層は鏡川より離れるに従ってシルト分を多く含み、地盤の強さが小さくなる傾向にある。
火山灰層	-10.0m～ -15.0m	均等粒の微粒砂で強震動等による著しい強度低下が考えられる土質である。
下部沖積層	-15.0m～ -24.0m	粘性土層であり、全体的に貝片、腐植物の混入がみられる。 下部の層では砂の混入が多く、砂の混入は県庁前から南に向かって徐々に多くなり、地盤の強さも若干大きくなる傾向にある。
洪積層	-24.0m 以深	砂礫が厚く分布する。-30.0m以深では風化礫が混入する。 地盤の強さは深度が増すに従って大きくなり、約-30.0m以深でN>50が認められる。(N値は地盤の固さを表す指標。50以上の層5m以上が支持層と定義されている。)

③ 交通環境

敷地周辺の公共交通機関としては、路面電車の電停「県庁前」が敷地の南側電車通りにあり、それ以外では「県庁」「農協会館前」「県庁前」の3か所のバス停が周辺にあります。

敷地は、東側、北側、西側の各道路に面しており、車両及び歩行者、自転車等のアクセスは、各道路から敷地内へと至る動線となっています。なお、西側道路は南向きの一方通行となっています。

< 敷地及び周辺の交通状況 >



3. 土地利用・配置計画

(1) 施設配置計画

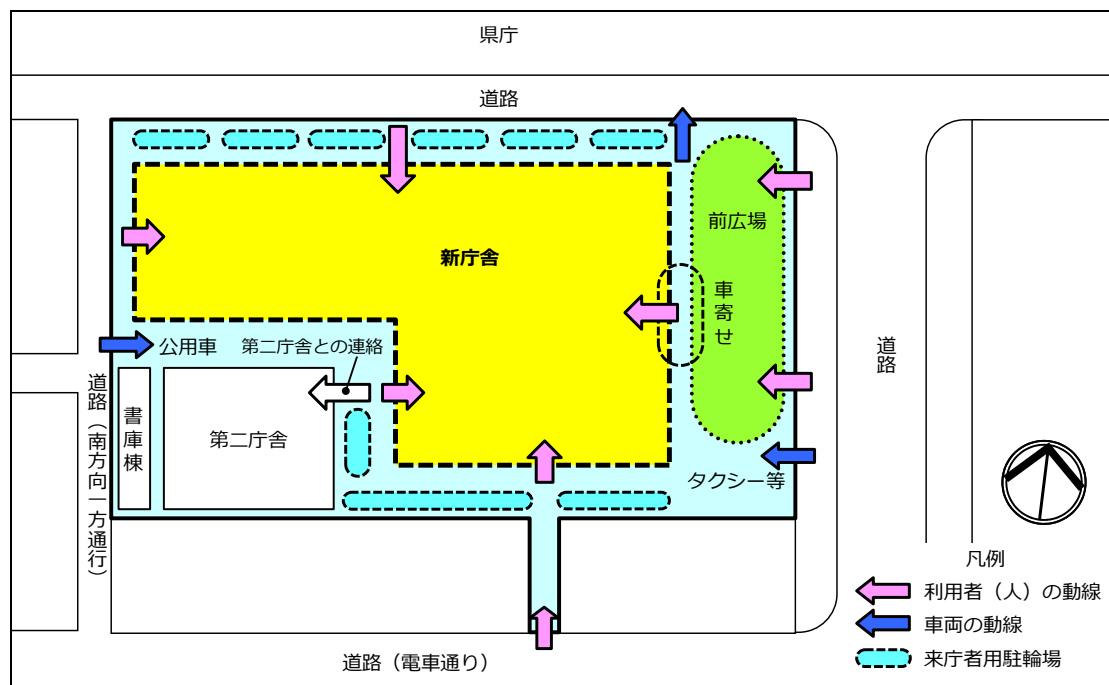
新庁舎の建物は、建設可能範囲の敷地に効率よく、逆L型の建物平面形状を基本として配置する方針とします。東側の前広場と一体となったエントランスゾーンを形成し、高知城を望む県庁前通りに面した正面性とメインアプローチ空間の演出を図ります。また、新庁舎の入口近くに来庁者用駐輪場を配置し、自転車での来庁に配慮します。

(2) 各種動線計画

前広場の整備にあわせて、歩行者等のアプローチ空間とタクシー等の車寄せを、歩車分離に配慮して設置します。また、北側の道路に面した敷地内の歩行者空間の整備により、安全でゆとりある外部空間とし、南側の計量検査所の土地を利用した電車通りからの歩行者・自転車による動線を含め、敷地4方向からのアクセスが可能で、新庁舎建物への出入口も複数設けるなど利便性に配慮した動線とし、既存の第二庁舎と新庁舎の連絡動線も確保します。

来庁者用の車両の動線については、既存の県庁前通り地下駐車場の今後の改修計画を考慮した上で検討することとし、公用車や各種サービス車両は、敷地の西側などから出入するなど、周辺交通への影響を考慮します。

土地利用・施設配置イメージ⁵



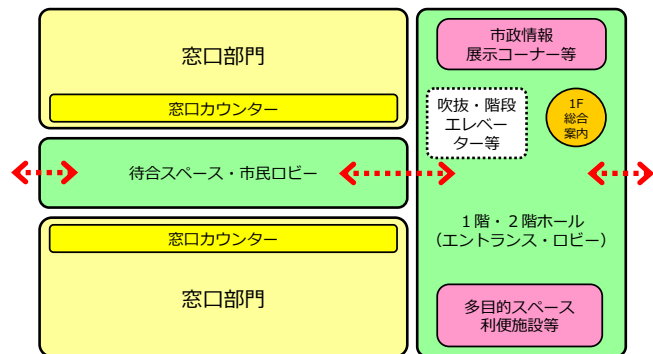
⁵ 配置図はイメージであり、今後の設計により変わる可能性があります。

4. 平面・ゾーニング計画

(1) 低層階

1階のエントランスホールはゆとりある空間とし、計画に応じて吹抜けを設けるなど、全体を見わたせる開放的な雰囲気づくりに努めます。窓口部門に面して、待合スペースやロビー空間を適宜配置するとともに、市民が利用しやすい場所に市政情報コーナーや多目的スペースの設置を検討します。

1階には複数の出入口を設け、来庁者用駐輪場からの動線や第二庁舎との連絡に配慮します。また、低層階（1～2階）専用の階段やエレベーターを設置するなど、市民利用の多い低層階の利便性に配慮した施設づくりを検討していきます。



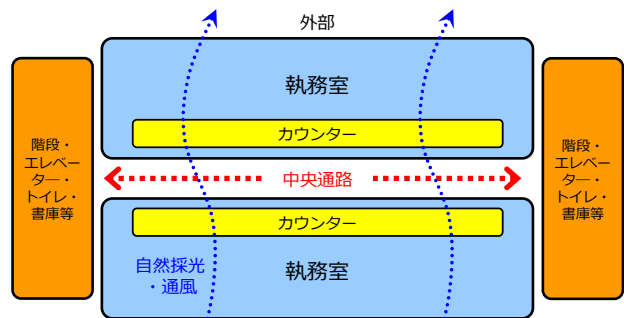
低層階のゾーニングイメージ

(2) 上層階

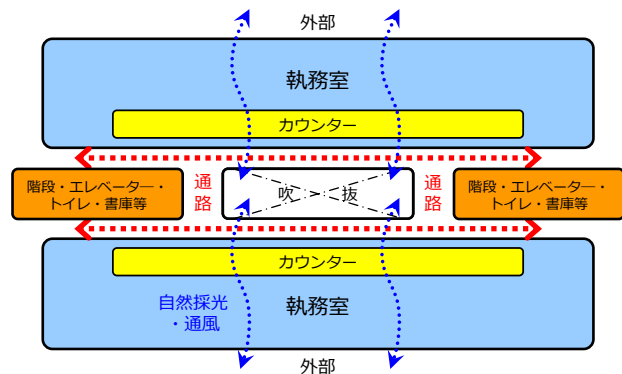
上層階（基準階）のゾーニングは、建物の幅や奥行などの大きさに応じて、機能的な計画となるよう配慮します。平面計画としては、建物の両側を階段室やエレベーター等のコアとし、中央に主要動線となる通路を設けて執務室を対面配置させる形状（イメージ1）や、執務ゾーンの中に階段室等の縦動線や吹抜けを設置する形状（イメージ2）などがあります。

執務室は、配置部門の特性にあわせて、来庁者の分かりやすさや職員動線の効率性、部門間の連携などを踏まえたゾーニングとします。

会議室や相談室、書庫等のスペースについては、執務室に近接させて効率よく配置します。また、職員用の更衣室や休憩室など来庁者が立ち入らないエリアについては、主要動線から離れたゾーニングとするなどの配慮を行います。



上層階（基準階）のゾーニングイメージ1



上層階（基準階）のゾーニングイメージ2

5. 断面・階層計画

(1) 断面計画

新庁舎の1階は、エントランスホールなど開放的な空間となるよう、上層階よりも階高を高くします。2階から上の階層は、各室の大きさや快適性の観点より適切な天井高さを確保したうえで、構造や設備計画との整合、経済性にも配慮して階高を設定します。地下階は、駐車場を主とした利用を踏まえつつ、免震層の設置も考慮した適切な階高を設定します。

建物全体としては、高さ28m以下に抑えるものとし、新庁舎の主要な階層として5階建、部分的に6階部分を設置する方向で検討します。なお、屋上は主に太陽光発電パネルや空調室外機等の機器置場とし、周囲の目隠し壁を適切な高さまで立上げるなどの配慮を行います。



新庁舎の東西方向断面イメージ⁶

(2) 階層配置計画

新庁舎における部門の階層配置は、以下の方針に基づくものとします。

<階層配置の基本方針>

- 市民の利用頻度が高い窓口部門は、利便性に配慮し低層階に配置する
- 同一部に属する課はできるだけ同一階に配置し、事務効率の向上を図る
- 相互の関連性が強い課は、できるだけ近接した階・場所に配置する
- 防犯セキュリティに配慮した階層配置とする

低層階、上層階への部門配置の基本的な考え方は、以下のとおりとし、具体的な部門の各階への配置については、設計段階など各部門の計画規模に応じて、具体的に決定していくこととします。

<新庁舎の階層別の配置部局等>

階層	部門・スペース
上層階（3階～）	管理部門，議会部門，食堂など
低層階（1～2階）	窓口部門，税・出納部門，市民利用スペースなど

⁶ 断面図はイメージであり、今後の設計により変わる可能性があります。

6. 建物デザイン計画

(1) 新庁舎の外観デザイン

外観デザインは、高知城からの眺望など景観面を考慮し、ボリュームを分節化するなど圧迫感の軽減に配慮します。建物デザイン計画は、周辺に立地する庁舎施設との調和も考慮し、華美なデザインを避け、新庁舎として相応しくシンプルで機能美が現れる外観とします。

基本的な外観デザインとしては、先例より以下のようなパターンがあります。建物ボリュームや平面計画などとあわせ、設計時によりよいデザイン計画を検討していきます。

<外観デザインのパターン>⁷

特 徴	事 例
○両サイドにエレベーターや階段等(コア部分)のボリュームがあり、コア部分の間が開口部や水平ラインで構成されるなど、機能が外観に表れるシンプルな外観	福島市、つくば市
○窓フロアで構成される基壇部と執務空間による上層部ボリュームによる安定感を感じさせる構成	つくば市、青梅市、甲府市
○上層部をセットバックさせ建物ボリュームに変化を持たせる工夫	木津川市

	
福島市庁舎	木津川市庁舎*
	
つくば市庁舎	甲府市庁舎*
	
町田市庁舎*	青梅市庁舎

⁷ *印の写真は各市のホームページより転載。

(2) 新庁舎の内部デザイン

新庁舎の内部空間は、機能性を重視するとともに、エントランスホールや市民ロビーなど、明るく親しみやすいデザインとします。高知のスギやヒノキ等の良質な木材を内装や家具等に部分的に用いるなど、地産地消にも配慮します。

(3) 高知の風土に配慮したデザイン

例えば、下表に示す高知の風土、伝統工芸品などをモチーフとして新庁舎の内外デザインに展開するなど、風土に配慮した工夫を行います。

＜高知の風土にみるデザインモチーフ例＞

高知の風土・伝統工芸等のイメージ		デザイン展開例
高知城石樋		一部分の樋を石樋のように突き出し型にする,あるいは外壁のデザイン要素とする(県庁の外観など)
水切瓦		壁面に壁の汚れを保護するための水切り瓦をモチーフとしたデザインを施す
街路市		1階エントランス部分をピロティ状の半屋外的空間とし、「縁側」のような内外の中間領域をつくる
千代紙 (山内一豊の妻)		タイルの張り方など,壁面柄・床の柄などに千代紙のパッチワーク的要素を取り入れる
波の欄間		黒潮の波をイメージさせる色彩(青系など)を使用する 透明感のある材料を仕上材として使用する
土佐和紙		内装材やデザイン要素として使用する

7. 構造計画

(1) 耐震安全性の確保

「官庁施設の総合耐震計画基準（建設大臣官庁営繕部監修）」では、人命の安全確保や官庁施設の機能確保を目的として、構造体に関する耐震安全性の目標を下表のように定めています。

新庁舎は、災害応急対策活動の中核となる施設であることから、構造体「Ⅰ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」に相当する性能を持たせる方針とし、南海トラフ巨大地震等の地震動の入力条件など、設計段階で綿密な検討を行い十分な耐震安全性を確保します。

なお、新庁舎は「津波避難ビル」の指定を前提とした構造等の基準に適合するよう設計を進めていきます。

<官庁施設の総合耐震計画基準>

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

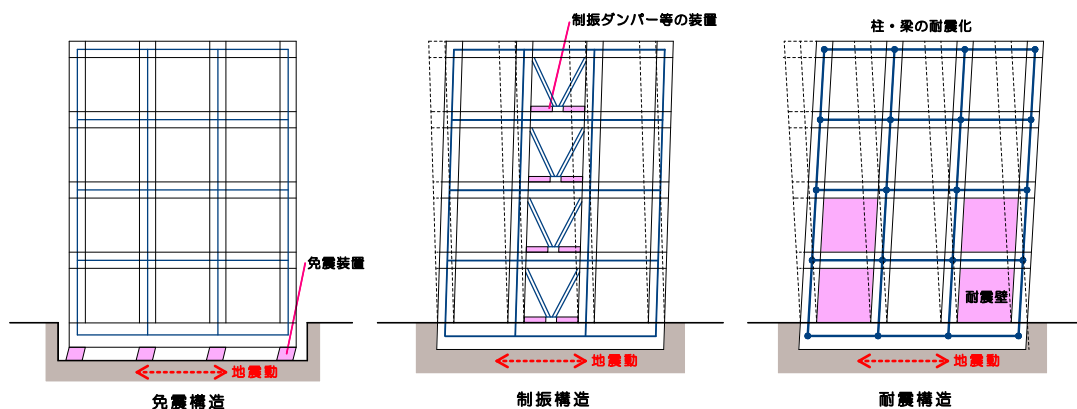
(2) 地盤特性に応じた基礎形式

建物の基礎については、県庁前通り地下駐車場建設時の地盤調査の結果より、支持層として想定される30m程度の杭基礎とし、中間のシルト層における液状化等への対策も図るなど、設計段階の詳細な地質調査に基づき、地盤特性に応じた適切な基礎形式とします。

(3) 合理的な上部構造計画

3章で示した免震構造等の導入や、架構や荷重条件、費用対効果を含めた詳細な比較検討など、設計段階において、建築計画や荷重条件、設備計画に応じた合理的な構造計画を推進します。

<免震・制振・耐震構造の特徴>



○免震構造

建築物と地盤若しくは他の土台との間に、水平方向に柔軟に変位可能なアイソレータを設置することで地震動エネルギーを吸収し、建築物の揺れを抑制する構造。

○制振構造

建築物に入力される地震力を、建物内部の制振ダンパー等の機構により減衰させたり増幅を防いだりすることで、建築物の振動を低減させる構造。

○耐震構造

地震力に対して構造体の力で耐える構造で、地震力を受けても倒壊しないよう、耐力壁やブレース等を配置し、建物の各部分が、破壊しないだけの強度を確保する構造。

8. 設備計画

(1) 耐震安全性及び災害時対応の性能確保

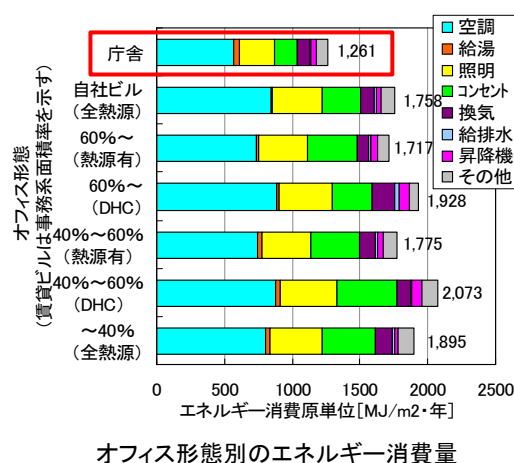
新庁舎は、3章で示した「庁舎の安全性の確保」のための取組方策に沿って、災害応急対策活動の中核施設としての災害時対応を踏まえた設備を導入します。

また、建築設備の耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震計画基準」における「甲類」に相当する性能として、大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止を図るとともに、大きな補修をすることなく必要な設備機能を相当期間継続できるよう配慮します。

(2) 環境に配慮した設備システムの導入

3章で示した新庁舎の目標と取組方策に基づき、新エネルギーの活用や省エネ・省資源、ライフサイクルコストの低減を見据えた、環境に配慮した設備システムを導入します。

一般財団法人省エネルギーセンターによると、右表のように一般的な庁舎の場合、全体のエネルギー消費量のうち、空調用が半分近くを占める調査結果が示されています。



高知の気候条件の下では、この調査結果よりも冷房用エネルギーの増大が想定されることから、空調設備の省エネルギー対策として、外皮負荷の削減や高効率空調方式・高効率熱源の採用など、設計段階で効果的な検討を進めていきます。

また、国は現行の「エネルギー基本計画」において、ネット・ゼロ・エネルギービル (ZEB) ⁸の実現に向けての長期目標を掲げており、2020年までに新築公共建築物等において実現するなどの方針が示されています。業務用建物 (公共施設も含む) を対象とした実証事業など新たな補助制度も創設されていることから、設計段階においてエネルギー消費量の削減に向けた検討も推進していきます。

さらに、環境への配慮として、建築環境総合性能評価システム (CASBEE) ⁹に基づく「Sランク」に相当するレベルを目指すなど、庁舎全体の環境品質や将来にわたる維持管理に配慮が行き届いた施設とします。

⁸ ZEB：省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、再生可能エネルギーの活用等により、年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ又は概ねゼロとなる建築物をいう。

⁹ CASBEE：建築物の環境性能で評価し格付けする手法で、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステム。評価結果は「Sランク (素晴らしい)」から、「Aランク (大変良い)」「B+ランク (良い)」「B-ランク (やや劣る)」「Cランク (劣る)」という5段階のランキンングとなる。

9. 駐車場・駐輪場の計画

(1) 利便性・周辺交通に配慮した駐車場の整備

現状の県庁前通り地下駐車場の利用面の要望や課題を踏まえ、一定台数の来庁者用駐車場を確保します。整備にあたっては、駐車場への出入が周辺の交通や環境にできるだけ影響を与えないよう配慮するとともに、駐車しやすいなどの利便性、新庁舎への移動動線など使い勝手を考慮した計画とし、身体障害者などの移動に配慮が必要な方のための駐車スペースも利用しやすい場所に十分な台数を確保します。

公用車については、来庁者用の駐車スペースの確保を第一に考えたうえで、新庁舎の敷地内に駐車すべき公用車の選定や、台数管理等の効率的な運用、来庁者用駐車場との利用状況に応じた柔軟な区域の設定による台数確保の工夫を行います。

以上の考え方にに基づき、新庁舎の駐車場の計画については、下表に示す方針とします。

<駐車場の計画>

新庁舎地下に来庁者用駐車場・公用駐車場を合わせて160台程度を確保する。

(2) 周辺交通・利便性に配慮した駐輪場の整備

駐輪場については、自転車やバイクでの利用者が多い地域特性を十分に考慮し、来庁者のための専用の駐輪スペースを、利用しやすい場所に設置します。

また、職員用の駐輪場は来庁者用とは別に設け、効率的なスペースで最低限必要な台数を確保する方針とします。

以上の考え方にに基づき、新庁舎の駐輪場の計画については、下表に示す方針とします。

<駐輪場の計画>

種 別	説 明	台 数
来庁者用駐輪場	新庁舎周囲の屋外に、屋根付きの平面駐車方式の駐輪場として設置し、多方面からの利便性に配慮して分散配置の計画とする。	150～200台程度
職員用駐輪場	敷地の制約や新庁舎1階の機能的な窓口部門等の計画のため、階の複層利用や駐輪場棟の建設によりスペースの効率化を図る。	1,100～1,150台程度

10. 運用管理計画

(1) 効率的な施設運用管理の必要性

現在の庁舎は、建設当時の建物や設備の仕様を基本として、部分的に必要な修繕及び更新を行ってきたものの、建物全体が老朽化していることや、抜本的な対策には膨大な費用がかかることなどから、維持管理や修繕等の十分な対応ができない部位が生じているのが実状です。

また、設備の集中管理システムに対応した庁舎となっていないことから、効率的な設備管理やエネルギー利用に対応できない状況にあります。

新庁舎においては、供用開始後の施設環境を、良好な状態で継続的に確保していくことが重要であり、限られた財源による効率的な維持管理等の実施も不可欠であるなど、効率的な運用管理が求められます。

(2) 適切な運用管理に向けた方策

設計段階において、供用開始後の管理運営に配慮した検討を進めていきます。

具体的には、耐久性のある建築材料の選定により、修繕の必要となる時期をできるだけ延長させることや、清掃など維持管理のしやすい建築材料の使用、設備機器の入れ替えを見据えた更新のしやすい平面・断面計画を行います。また、間仕切壁の位置変更のしやすさなど、将来の利用状況の変化に柔軟に対応できるものとし、運用管理面における経費を節減できる工夫を行い、ライフサイクルコストの低減に努めます。

設備面では、施設の運用状況の把握などを効率的に管理できるエネルギーマネジメントシステム（BEMS）¹⁰など、最適な施設運用を可能とするシステムを導入します。最適な設備の稼働を実現することで、光熱水費や燃料費などランニングコストの低減に配慮します。

さらに、3章で示したように庁舎管理業務の効率化として、新庁舎の施設面の性能を効果的に運用した保守管理や警備、清掃等の人的な負担の軽減など、ソフト面における効率性、経済性に配慮した運用管理の実現を目指します。

¹⁰ BEMS (Building and Energy Management System) : ビルなどの室内環境やエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を一元的に把握し、需要予測に基づく最適な運転が可能となり、きめ細かな監視制御によって、人手をかけることなく建物全体のエネルギー消費を最小化できる。

第5章 新庁舎建設に向けた事業計画

1. 事業方式

(1) 事業の進め方についての基本的な考え方

新庁舎建設の事業の進め方については、基本構想において事業手法に関する以下の検討を行っています。

＜基本構想における事業手法の検討概要＞

概要	「直接建設方式」、「リース方式」、「PFI方式」の3つの事業手法について、コスト面、地元企業参入の可能性、予定期間内での施工完了、施主の意向反映の視点から比較検討。
結果	<ul style="list-style-type: none"> ○コスト面は、各方式において大差はないものと考えられる。 ○地元企業参入については、直接建設方式であれば分離発注等により参入が可能である。 ○施工期間については、手続きに時間を要するPFI方式以外は予定期間内での施工完了が可能と考えられる。 ○施主（本市）の意向反映については、リース方式やPFI方式では性能発注のため難しいが、直接建設方式であれば細部にわたり本市の意向を反映させて建設することが可能となる。

以上の整理結果より、新庁舎建設の事業手法としては、「直接建設方式」を採用することとしており、本計画では、直接建設方式に基づく設計、施工、維持管理の各業務の発注方法について検討します。

(2) 事業方式について

事業手法については、「業務分離発注方式」と「設計・施工業務一括発注方式」、「設計・施工・維持管理業務一括発注方式」があります。

それぞれの発注方式について、検討を行います。

<事業方式>

発注方式	基本的なプロセス			採用される事業
	設計段階	施工段階	維持管理段階	
A 業務分離発注方式 設計, 施工, 維持管理業務をそれぞれの段階に応じて発注・契約する方式				・公共施設では一般的な方式
B 設計・施工業務一括発注方式 設計, 施工業務を同時に一括発注・契約する方式				・施工方式が異なる複数案が考えられ施工方式により設計内容が大きく変わる事業 ・設計と施工方式が大きく変わる事業 ・完成までの工期的余裕がない事業等
C 設計・施工・維持管理業務一括発注方式 設計, 施工業務をはじめ, 維持管理業務及び運營業務を含め一体として発注・契約する方式				・公共施設の整備等に関する事業で, 民間の資金, 経営能力を活用することにより効果的に実施される事業等

① 新庁舎建設の事業方式

新庁舎の建設にあたっては、設計や施工、維持管理の各段階において、発注者の意向を適切に反映させることが重要です。また、十分な設計期間や施工期間を確保し、品質を適正に管理していくことが求められます。

「A:業務分離発注方式」では、設計、施工、維持管理のすべての段階で、発注者と受注者が段階的に要求・計画条件を摺り合わせていくことが可能であり、設計と施工の独立性が確保され、相互のチェック機能が確保しやすいとされています。

一方、「B:設計・施工業務一括発注方式」や「C:設計・施工・維持管理業務一括発注方式」は、設計段階から施工者や維持管理業者が参画することで、設計と施工方式の相互調整や維持管理・運営コストを考慮した設計・施工、効率的な工程調整が可能となり、費用や工期の縮減が期待できる反面、契約段階で明確な要求条件を提示できない場合、契約後の設計条件変更は困難であり、竣工後の品質性能に課題をもたらす可能性も指摘されています。

新庁舎の建設は、発注後においても市民や市議会からの意見を聞きながら、段階的に計画を進めていく必要があることから、「A:業務分離発注方式」により事業を進めるものとします。

② 地域経済への配慮

新庁舎の建設は、これまでの市の公共事業のなかでも大規模な工事であり、品質の確保と同時に、地域の経済発展に寄与する視点も重要となります。

地域の企業ができるだけ新庁舎建設事業に参画できるとともに、品質や工程管理など効率的な施工が行える仕組みについて、今後検討を進めていきます。

(3) 設計者の選定について

設計者を選定する主な手法として、コンペ方式とプロポーザル方式があります。

コンペ方式は、一定の条件のもとに設計図面を中心に提案させる方式で、具体的な配置や平面計画、外観デザインなど、選定された提案図面に沿って設計が進められることから、「設計案を選ぶ」方式となります。

一方、プロポーザル方式は、設計に対する理念や考え方、テーマに対する取組み方策などを、図面以外のかたちで提案する手法で、「設計者（企業や人）を選ぶ」方式といえます。

＜設計者選定方式の概要＞

選定方式※	コンペ方式	プロポーザル方式
参加者	実績などに応じた指名方式や、自由に参加できる公募方式がある。	
選定方法	設計条件（所要室や規模など）を具体的に示し、求める内容に応じた設計やデザインなどの図面を提案する。 【具体的な設計案を選ぶ】	基本的な条件とともにテーマを設定し、設計の理念や考え方、取組み方策など図面以外の文章や説明図等で提案する。 【設計者（企業・人）を選ぶ】
基本・実施設計の進め方	設計理念などの一貫性、効率性を確保するため、基本設計を実施した設計者が、引き続き実施設計を行うことが多い。	

※その他の方式として、特命方式、資質評価方式（QBS）、競争入札方式がある。

新庁舎の設計にあたっては、市民の意見や要望などを取り入れた利用しやすい庁舎を目指すとともに、職員が効率的に執務を行っていく上で、機能的な庁舎となるよう検討を進めていく必要があります。

また、大規模建築物の設計にあたっては、発注者である市と設計者が綿密なコミュニケーションを図りながら、共同作業により推進していくことが必要です。そのためには、設計者の技術力などの資質と、多岐にわたる検討をスムーズに行っていくための体制など、十分な対応が図られることが重要となります。

しかし、従来の設計者選定において広く用いられていたコンペ方式は、主にあらかじめ発注者側が明確な設計委託条件を提示し、設計者から提案された設計案を選定する方式であるため、設計作業において市民や市議会などからの意見を反映しにくいと考えます。

一方、プロポーザル方式を採用した場合は、設計段階で市民や市議会などからの意見も取り入れながら、発注者と設計者が協同作業を繰り返し具体的な設計作業を

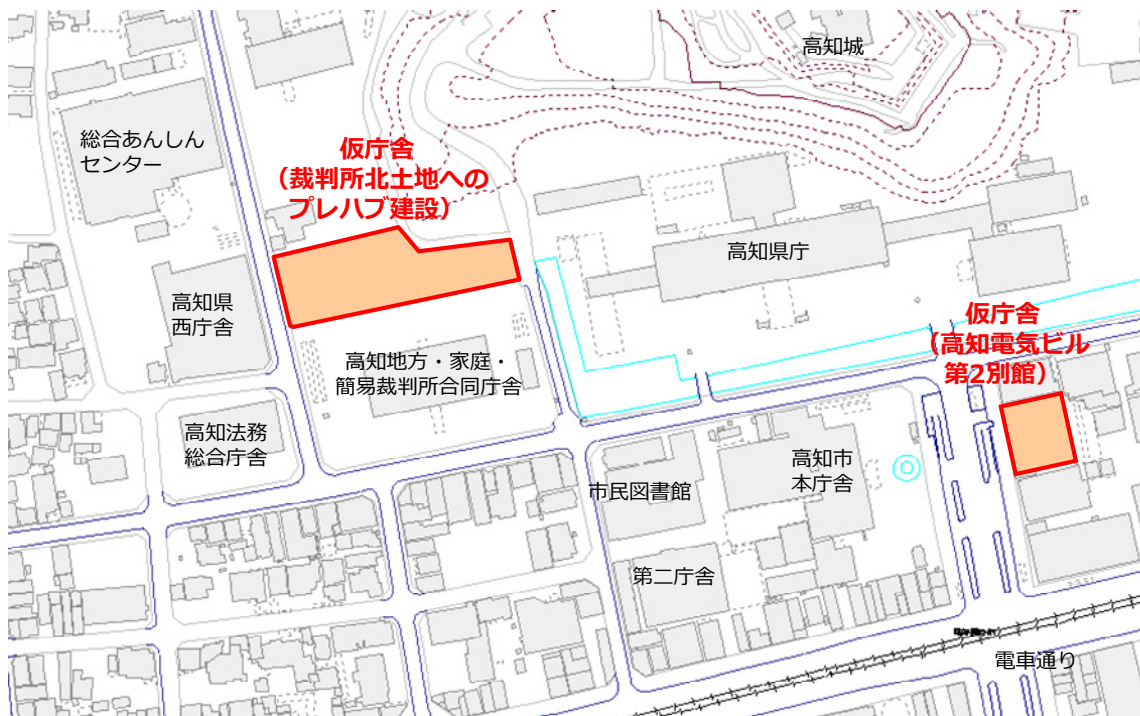
進めるため、発注者の意見や要望を反映できるというメリットがあります。

以上の観点より、設計者の選定方式はプロポーザル方式とし、具体的な設計者の選定方法については、新庁舎の規模に応じた設計者の実績・ノウハウの活用や、市の地域特性を効果的に反映させることなど、より高い品質を確保していくために、複数の設計者による共同設計（JV）などによる参加も検討します。

2. 仮庁舎について

（1）仮庁舎の配置について

仮庁舎は、市民の利便性を確保する観点から既存の庁舎（第二庁舎）の位置からできるだけ近いこと、部署を分散させず一定まとまった形で配置すること、コストの抑制等を念頭に、県庁前通り向かい側の高知電気ビル第2別館の賃借と、高知地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎北側の土地（以下「裁判所北側の土地」という。）に建設するプレハブ庁舎を設置することとします。以上の2箇所を新庁舎の建設までの間、仮庁舎として利用し行政サービスを継続して行うこととします。



（2）部署配置の基本的な考え方について

新庁舎の建設期間中は、上記2箇所の仮庁舎と、多くの来庁者が訪れる第二庁舎を中心として主な行政サービスを提供することになります。仮庁舎における部署の配置については、市民が来庁する際の交通手段や庁舎間の移動距離など、市民の利便性や職員の行政効率の確保などを考慮したうえで今後検討することとします。

3. 事業費及び財源計画

(1) 事業費について

新庁舎の建設に係る事業費については、以下の金額を見込んでいます。

<概算事業費>

費目	金額	説明
建設工事費	106.4億円	新庁舎建物 28,000 m ² の工事費
設計費等	4.0億円	地質・家屋調査費等含む
解体費	2.0億円	本庁舎等の解体費
仮庁舎費	9.3億円	プレハブ庁舎の建設費及び約4年間の賃借料等
移転費	0.3億円	本庁舎～各仮庁舎の往復分
合計	122.0億円	注) 現時点での概算であり今後の設計等により金額は変わる 消費税引き上げ分は含まない

<その他経費>

費目	金額	説明
駐車場整備費	9.1億円	新庁舎地下駐車場(約160台分)
	2.4億円	敷地外駐車場(公用車用約60台分等)
駐輪場整備費	2.9億円	敷地内来庁者用・職員用駐輪場
外構工事費等	3.6億円	給排水, 緑化, 新庁舎に配置する事務用機器等
合計	18.0億円	注) 現時点での概算であり今後の設計等により金額は変わる 消費税引き上げ分は含まない

※別途埋蔵文化財調査にかかる費用等が必要

(2) 財源等の資金計画について

新庁舎建設のための財源は、財政負担に十分配慮するものとします。

具体的には、新市まちづくり計画の修正により活用可能となる合併特例債及び合併推進債や、基金の積み立て、並びに施設整備内容に応じた補助制度等の活用、また「住民参加型ミニ市場公募債¹¹」を発行するなど、将来の財政負担の軽減に配慮します。

<資金計画>

費目	金額	説明
地方債	118.0億円	合併特例債・合併推進債 ¹² の充当を想定
基金	15.0億円	新庁舎建設基金で積み立て予定
一般財源	7.0億円	
合計	140.0億円	

¹¹ 住民参加型ミニ市場公募債:平成14年度から地方自治体に発行が認められた地方債。特定の事業に対する資金を直接市民から公募することにより、市民の市政に対する関心をより高め、市政参画を促進しようとするもの。また、本市にとっても資金調達が多様化が図られるという効果がある。

¹² 合併特例債・合併推進債:合併した自治体が、合併後の一定期間借り入れを認められる起債で、合併特例債は、対象経費の95%、合併推進債は90%まで借り入れることができ、その元利償還の際に、返済額の70%(特例債)、40%(推進債)が地方交付税の形で国から措置されるもの。

4. 事業スケジュール

新庁舎の建設事業は、下表に示すスケジュールで進めるものとし、平成30年度からの新庁舎への移転及び供用開始を目指します。

<事業スケジュール>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
工程	基本計画					
		基本・実施設計		新庁舎建設		新庁舎への移転・供用開始
		準備期間(仮庁舎移転・解体等)				

高知市新庁舎建設基本計画

<資料編>

資料1. 南海トラフ巨大地震による津波想定・津波到達時間等

資料2. 市民アンケートの実施概要・結果

資料3. 検討経過

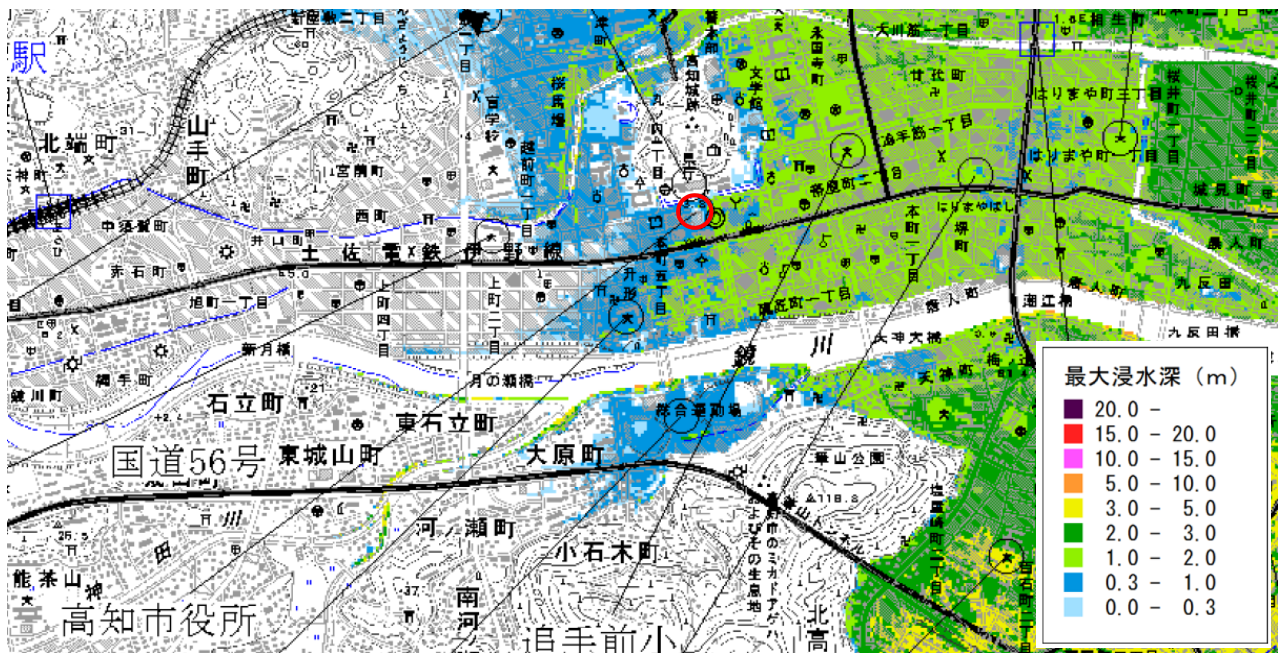
資料4. パブリック・コメント 結果及び回答

平成 24 年 12 月 10 日に高知県が公表した『南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測の概要』に基づき想定津波浸水深さ及び予測時間を整理する。

【設定条件】（高知県資料より引用）

- 平成 24 年 8 月 29 日に内閣府が公表した最大クラスの地震・津波をもとに、最新の地形データや構造物データを反映した精緻な推計を行うことにより、震度分布・津波浸水予測を推計。
- 強震断層モデルは①基本ケース、②東側ケース、③西側ケース、④陸側ケースを採用。
- 津波推計のためのモデルは内閣府モデル H24. 8 によることとし、「大すべり域」「超大すべり域」を設定、10m メッシュ単位で津波の到達時間や浸水域、浸水深等を推計。
- 津波を推計するための津波断層モデルは内閣府モデル H24. 8 における 11 ケースの津波断層モデルのうち、高知県の海岸線で最大の津波高が発生する 6 ケースとする。
- 海域地形は内閣府モデル H24. 8 の海域地形データを使用。陸域地形は H24. 8 に国土地理院、国土交通省が実施した最新の制度の高い測量結果（航空レーザー測量結果）を追加。

■津波浸水予測図



●最大浸水深

本庁舎：0.5m 程度

南別館：0.3～1.0m

たかじょう西庁舎：1.0～2.0m

第二庁舎：0.3～1.0m

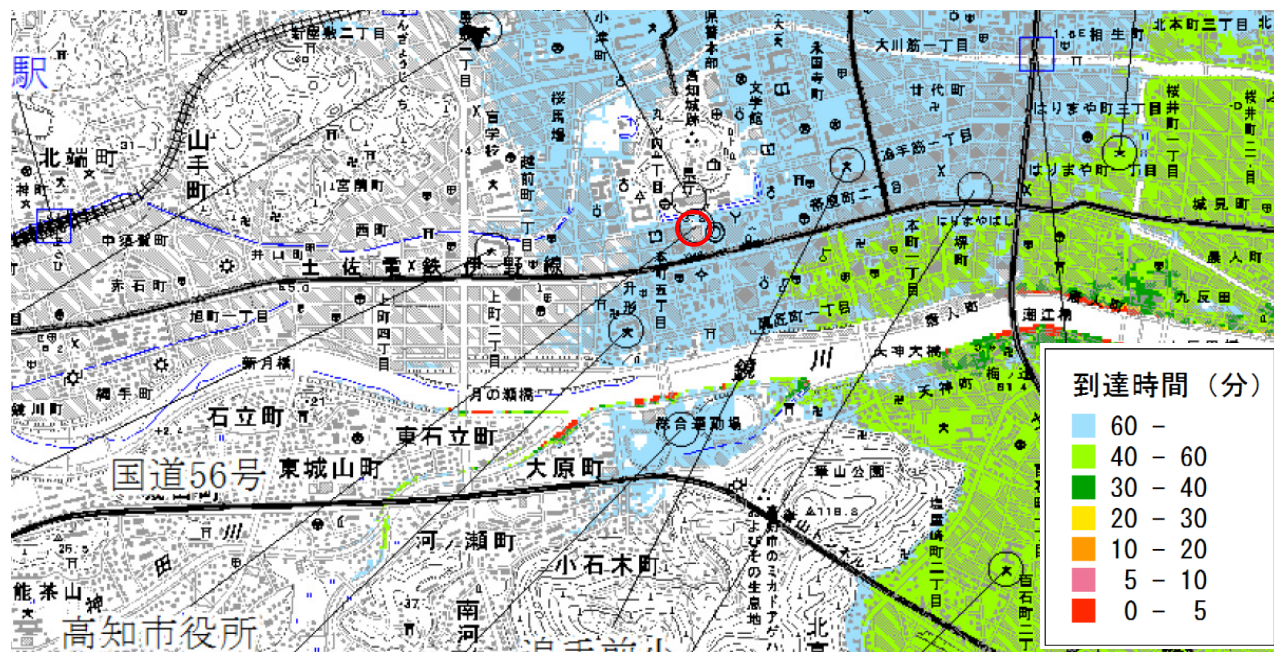
たかじょう庁舎：0.3～2.0m

総合あんしんセンター：0.0～0.3m

【注意事項】（高知県資料より引用）

- ・この図は、最大クラスの津波による浸水域・浸水深を示している。
- ・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計。
 ※コンクリートで建設された堤防：堤防が全くない条件。
 ※土で築造された堤防：地震後は 25% の高さに沈下し、津波が越流すると同時に「なし」の状態になる。
- ・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響などにより、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

■津波浸水予測時間



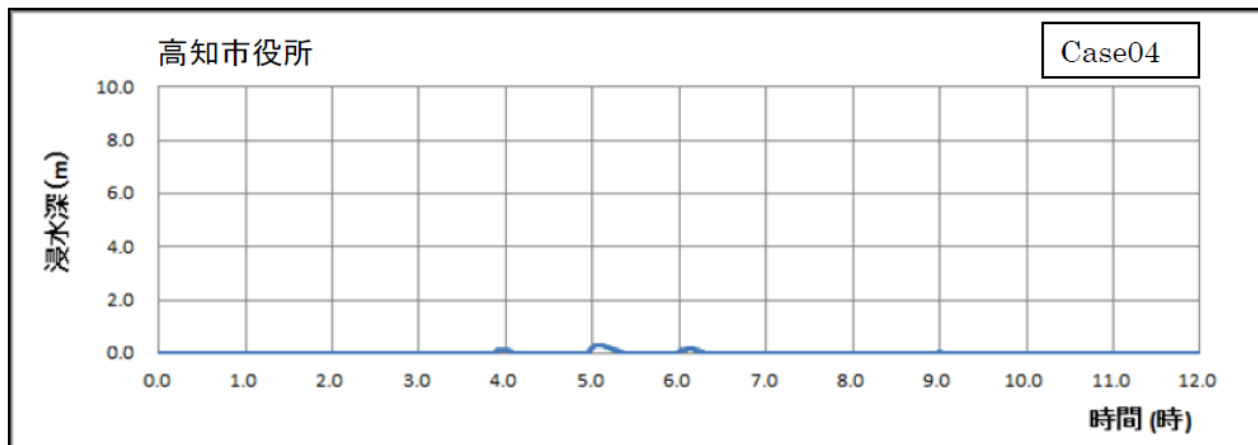
●津波浸水予測時間

高知市本庁舎・第二庁舎・南別館・たかじょう庁舎・たかじょう西庁舎ともに「60分以上」

【注意事項】(高知県資料より引用)

- ・到達時間は避難困難となる津波(浸水深30cm)が到達する時間。
- ・津波浸水予測時間は建物状況等によって変化する。
- ・この図は、最大クラスの津波による浸水予測時間を示す。
- ・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計。
 ※コンクリートで建設された堤防: 堤防が全くない条件。
 ※土で築造された堤防: 地震後は25%の高さに沈下し、津波が越流すると同時に「なし」の状態になる。

■津波浸水深時間変化図



高知市本庁舎付近の浸水深0.3m、最大浸水深0.5mともに約5時間後

高知市新庁舎建設に伴う市民アンケート 集計結果

高知市新庁舎建設検討委員会
(事務局：新庁舎建設課)

目次

1	調査概要	1
1-1	調査の目的	1
1-2	調査の実施要領	1
1-3	調査票回収結果	1
2	結果概要	2
2-1	庁舎の利用状況など	2
2-2	新庁舎に求められる機能	3
2-3	新庁舎の建設を進めるにあたって重要な視点	3
2-4	新庁舎の建設についての意見・要望（自由意見）	3
3	単純集計結果	4
3-1	回答者の基本属性について	4
	質問1 性別	4
	質問2 年齢	4
	質問3 職業	5
	質問4 居住地域	5
	質問5 高知市での居住年数	6
3-2	庁舎の利用状況等について	6
	質問6 過去に訪れたことのある庁舎	6
	質問7 これまでに本庁舎等をどれぐらいの頻度で訪れたか	7
	質問8 本庁舎等を訪れたときの交通手段	7
	質問9 本庁舎等を訪れた用件	8
	質問10 本庁舎等を訪れたときの滞在時間	9
	質問11 本庁舎等を訪れて不便に感じたこと	9
	質問12 県庁前通り地下駐車場の利用について不便に感じたこと	10
3-3	本庁舎の建替え及び新庁舎について	11
	質問13 本庁舎の建替え計画について知っているか	11
	質問14 現庁舎が抱える課題についてどのように考えるか	11
	質問15 新庁舎の市役所としての基本的な機能として重要と思われる項目	12
	質問16 行政サービス以外の付加的な機能としてあればいいと思われること	13
	質問17 「市民が多様な活動に利用できるスペース」としてあればいいと思うもの	13
	質問18 新庁舎の建設を進めるにあたって何が重要であるか	14
4	クロス集計結果	15
4-1	庁舎の利用状況等について	15
	①本庁舎等を訪れたときの交通手段	15
	②来訪用件と頻度（来訪用件は複数回答）	16
	③来訪頻度別に見た滞在時間	17
	④本庁舎等を訪れて不便に感じたこと	18
	⑤県庁前通り地下駐車場の利用について不便に感じたこと	19

4-2 本庁舎の建替え及び新庁舎について	20
① 来訪頻度別に見た建替え計画の認知度	20
② 来訪頻度別に見た、現庁舎が抱える課題に対する意識	20
③ 年齢層別に見た、市役所の基本的機能として重要と思う項目	21
④ 年齢層別に見た、行政サービス以外の付加的機能としてあればいいと思うもの	22
⑤ 年齢層別に見た、市民活動スペースとしてあればいいと思うもの	23
⑥ 年齢層別に見た、新庁舎建設を進める上で重要な視点	24
5 自由意見	25
5-1 新庁舎の建設についての意見・要望	25
5-2 将来50年後を見ずえた庁舎のあり方についての意見・提案	28
6 調査票	31

1 調査概要

1-1 調査の目的

「高知市新庁舎建設基本計画」の策定に向け、現在の庁舎の問題点や、新庁舎建設にあたって重視すべき事項などについて、市民の皆様からの意見を把握することを目的としています。

1-2 調査の実施要領

調査対象：市内に居住する20歳以上の市民（住民基本台帳から無作為抽出）

対象者数：5,000人

調査期間：平成25年5月2日（調査票発送日）～平成25年5月17日（返送締切日）

調査方法：調査票による本人記入方式（調査票は郵送による配布・回収）

調査内容：

I 基本事項

（性別・年齢・職業・居住地域・居住年数）

II 庁舎の利用について

（過去の庁舎利用状況、庁舎について不便に感じる点など）

III 本庁舎の建替え及び新庁舎について

（現庁舎が抱える課題についての考え、新庁舎において重要と思う機能、行政サービス以外の付加的な機能として必要なもの、建設を進める上で重要と思うことなど）

IV 自由意見

（新庁舎建設に対する意見・要望・提案など）

1-3 調査票回収結果

調査票配布数	回収数	回収率
5,000	2,154	43.1%

2 結果概要

2-1 庁舎の利用状況など

設 問	主な回答
【質問 6】 過去に訪れたことのある庁舎 ※複数回答	①本庁舎 88% ②第二庁舎 35% ③南別館 31% ④たかじょう庁舎 27% ⑤総合あんしんセンター 21%
【質問 7】 本庁舎等を訪れた頻度	①数年に1回程度 35% ②年3,4回程度 28% ③年1回程度 22%
【質問 8】 本庁舎等を訪れた時の交通手段 ※複数回答	①自家用自動車 56% ②自転車 24% ③バイク、バス、路面電車 各9%
【質問 9】 本庁舎等を訪れた用件 ※複数回答	①戸籍・住民・印鑑等の登録や証明 77% ②健康保険、年金 42% ③税金 28% ④福祉（子育て、介護等） 26%
【質問 10】 本庁舎等を訪れた時の滞在時間	①10～30分未満 58% ②30分～1時間未満 26%
【質問 11】 本庁舎等の利用時に不便な点 ※複数回答	①駐車場が利用しにくい 43% ②庁舎が分散しており不便 43% ③特に不便に感じない 23%
【質問 12】 地下駐車場の利用時に不便な点 ※複数回答	①30分の無料時間が短い 34% ②機械式の駐車が利用しにくい 24% ③駐車場から庁舎までの往復が不便 16%

2-2 新庁舎に求められる機能

設 問	主な回答
【質問 15】 新庁舎において重要と思う機能 ※複数回答	①災害対応拠点機能 62% ②手続きが1箇所のできる機能 37% ③利用しやすい駐車場・駐輪場 27% ④分かりやすい誘導案内機能 24% ⑤誰もが利用しやすい機能(バリアフリー) 24%
【質問 16】 行政サービス以外の付加的機能 としてあればいいと思うもの ※複数回答	①災害対応機能(避難所・備蓄等) 64% ②金融機関の出張所 36% ③多様な活動に利用できるスペース 32% ④気軽に利用できるレストランや売店 26% ⑤暮らしや観光等の情報コーナー 21%
【質問 17】 多様な活動に利用できるスペース としてあればいいと思うもの ※複数回答	①特にない 28% ②展示等が行えるギャラリーコーナー 22% ③イベントスペースに使える屋外空間 22% ④少人数で利用できるサロン(談話コーナー) 21% ⑤市民団体などが利用できる会議室 18% ⑥サークル活動等に使えるワーキングスペース 18%

2-3 新庁舎の建設を進めるにあたって重要な視点

設 問	主な回答
【質問 18】 新庁舎建設を進めるにあたって 重要なこと ※複数回答	①分散化を解消するなど利便性を高めること 42% ②災害対応拠点機能の確保・充実 37% ③できるだけ財政負担を少なくすること 34% ④耐震化による市民の安全・安心の確保 25% ⑤建設による市街地の活性化 16%

2-4 新庁舎の建設についての意見・要望(自由意見)

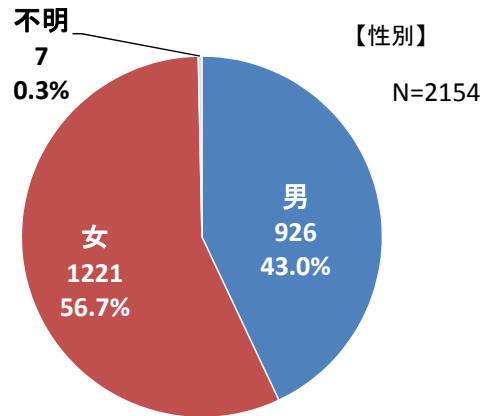
主な意見
①防災機能の充実(耐震化、浸水・避難対策等) 122件
②財政負担、コスト面への配慮 74件
③庁舎を集約し効率化を図ってほしい 61件
④機能やデザインはシンプルに 61件
⑤高知市の顔・シンボルとなる建物に 57件

3 単純集計結果

3-1 回答者の基本属性について

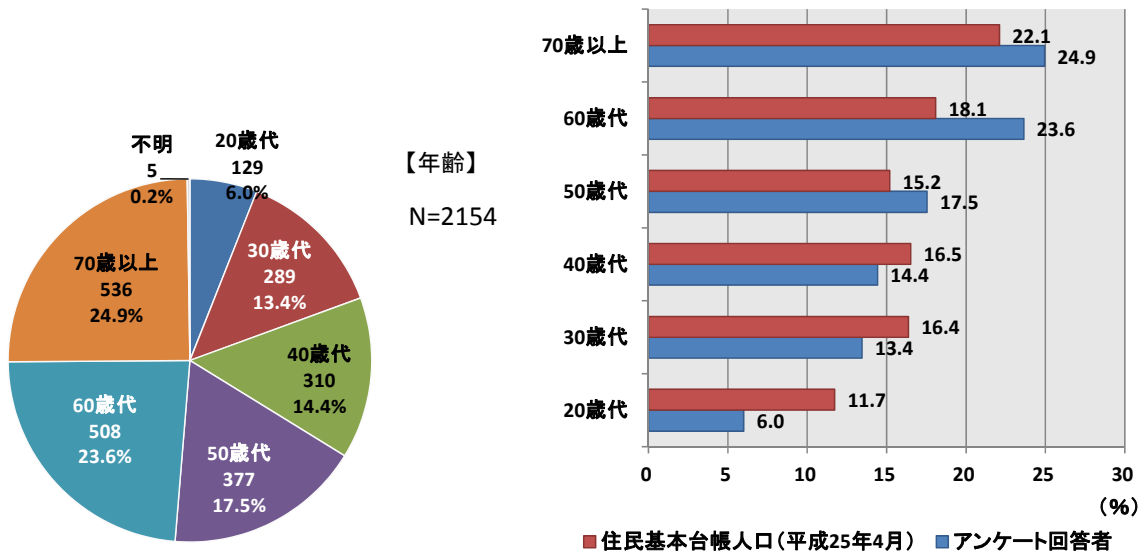
質問1 性別

回答者の性別は、男性が約43%、女性が約57%となっています。



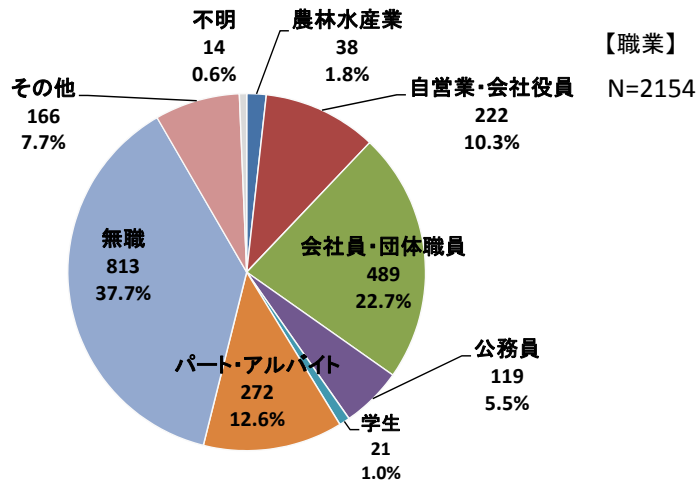
質問2 年齢

回答者の年齢は、60歳代以上の方が約半数を占めています。実際の人口（住民基本台帳人口）と比較すると、20歳代から40歳代にかけては実際の人口よりも構成比率が低く、50歳代以上の方はアンケート回答者での構成比率のほうが高くなっています。



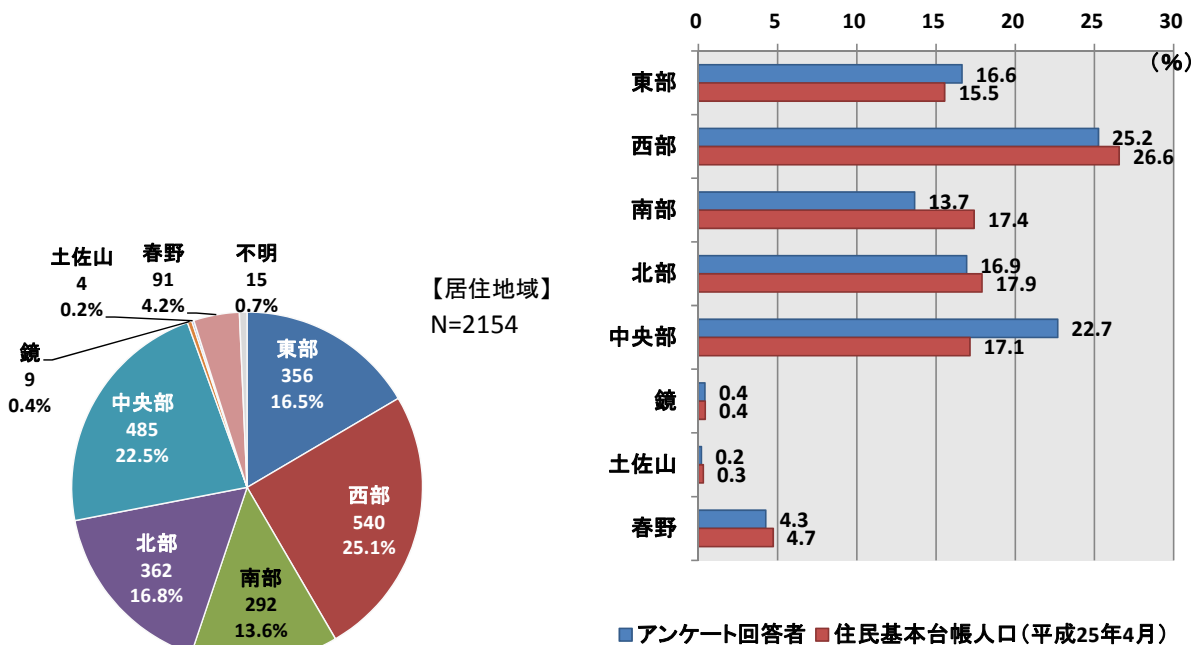
質問3 職業

回答者の職業は、無職が38%、会社員・団体職員が約23%、パート・アルバイトが約13%などとなっています。



質問4 居住地域

回答者の居住地域は、実際の人口（住民基本台帳人口）における構成比率とほぼ同様になっています。南部地域では人口比率に比べて回答者の比率がやや低く、反対に中央部地域では人口比率に比べて回答者の比率が高くなっています。

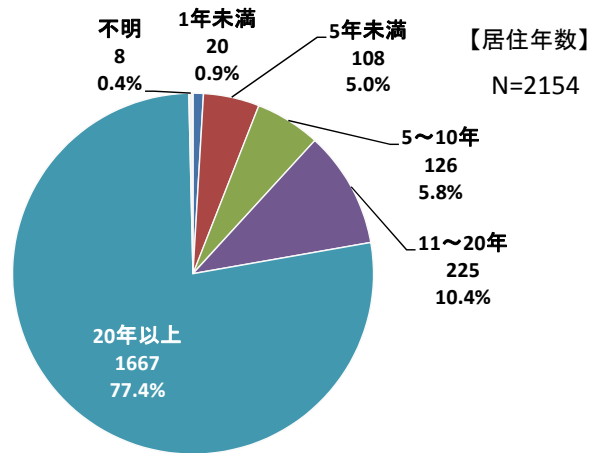


【居住地域区分】

- 東部：三里，五台山，高須，大津，介良方面 / 西部：旭街，朝倉，鴨田方面
- 南部：潮江，長浜，御畳瀬，浦戸方面 / 北部：布師田，秦，初月，一宮方面
- 中央部：上街，高知街，南街，北街，下知，江ノ口，小高坂方面

質問5 高知市での居住年数

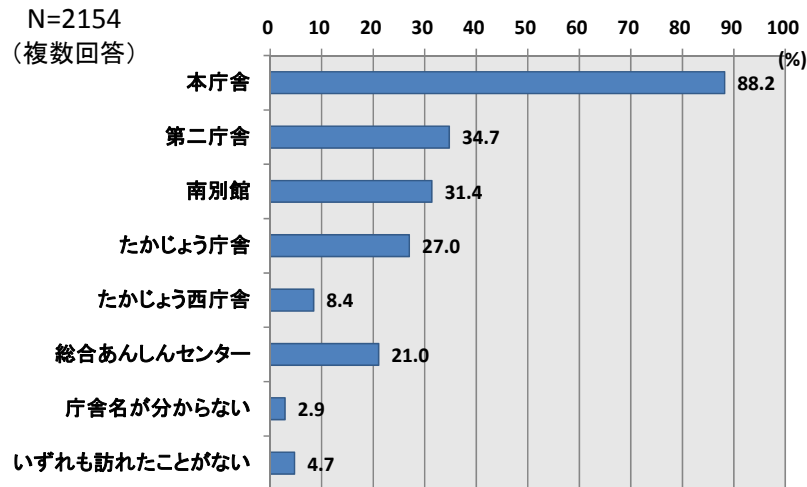
回答者の高知市での居住年数は、20年以上との回答が約77%と大半を占めています。



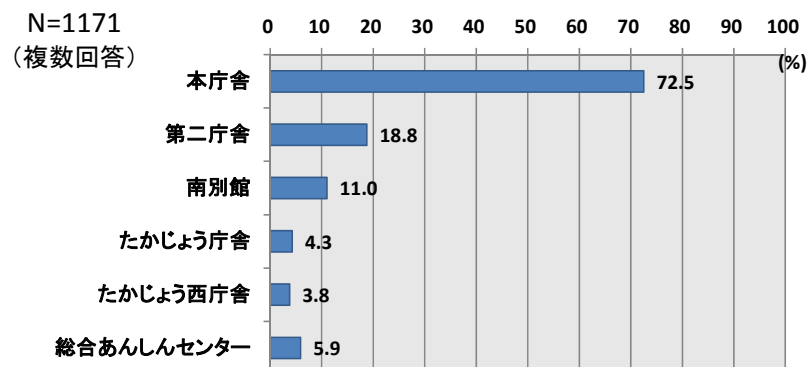
3-2 庁舎の利用状況等について

質問6 過去に訪れたことのある庁舎

本庁舎の利用が約88%と最も多く、次いで第二庁舎、南別館、たかじょう庁舎の3施設が30%前後、総合あんしんセンターが約21%となっています。

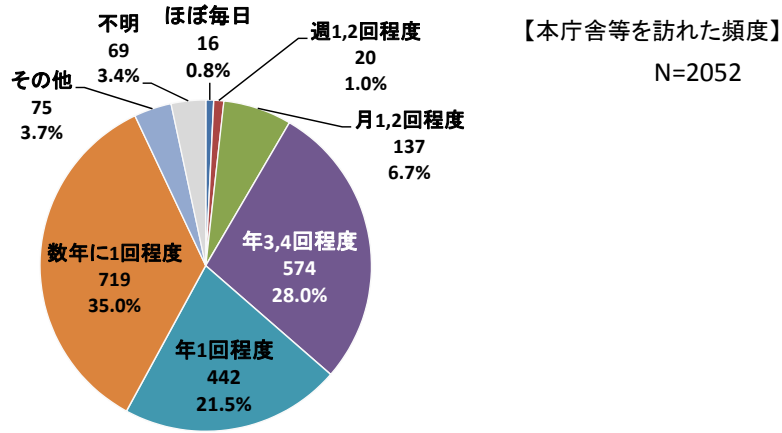


(参考) 高知市庁舎に関する来庁者アンケート(平成24年5月)での庁舎利用状況



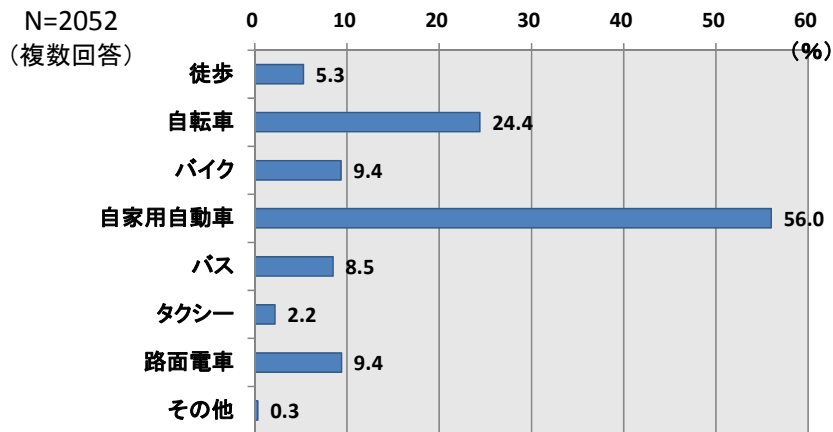
質問7 これまでに本庁舎等をどれぐらいの頻度で訪れたか

数年に1回程度または年数回の利用が大半を占めています。月1回以上の利用者は合計すると約8%程度となっています。

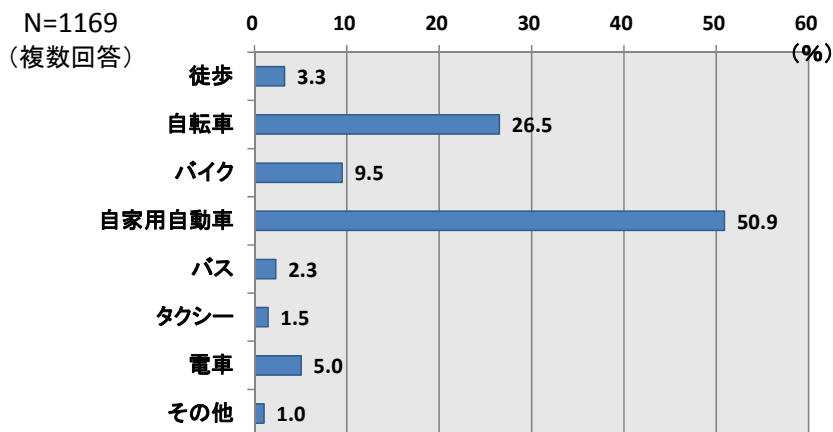


質問8 本庁舎等を訪れたときの交通手段

庁舎までの交通手段は自家用自動車が56%と最も高い割合であり、次いで自転車が約24%と多くなっています。それ以外の交通手段では、バイク、バス、路面電車がともに1割弱となっています。

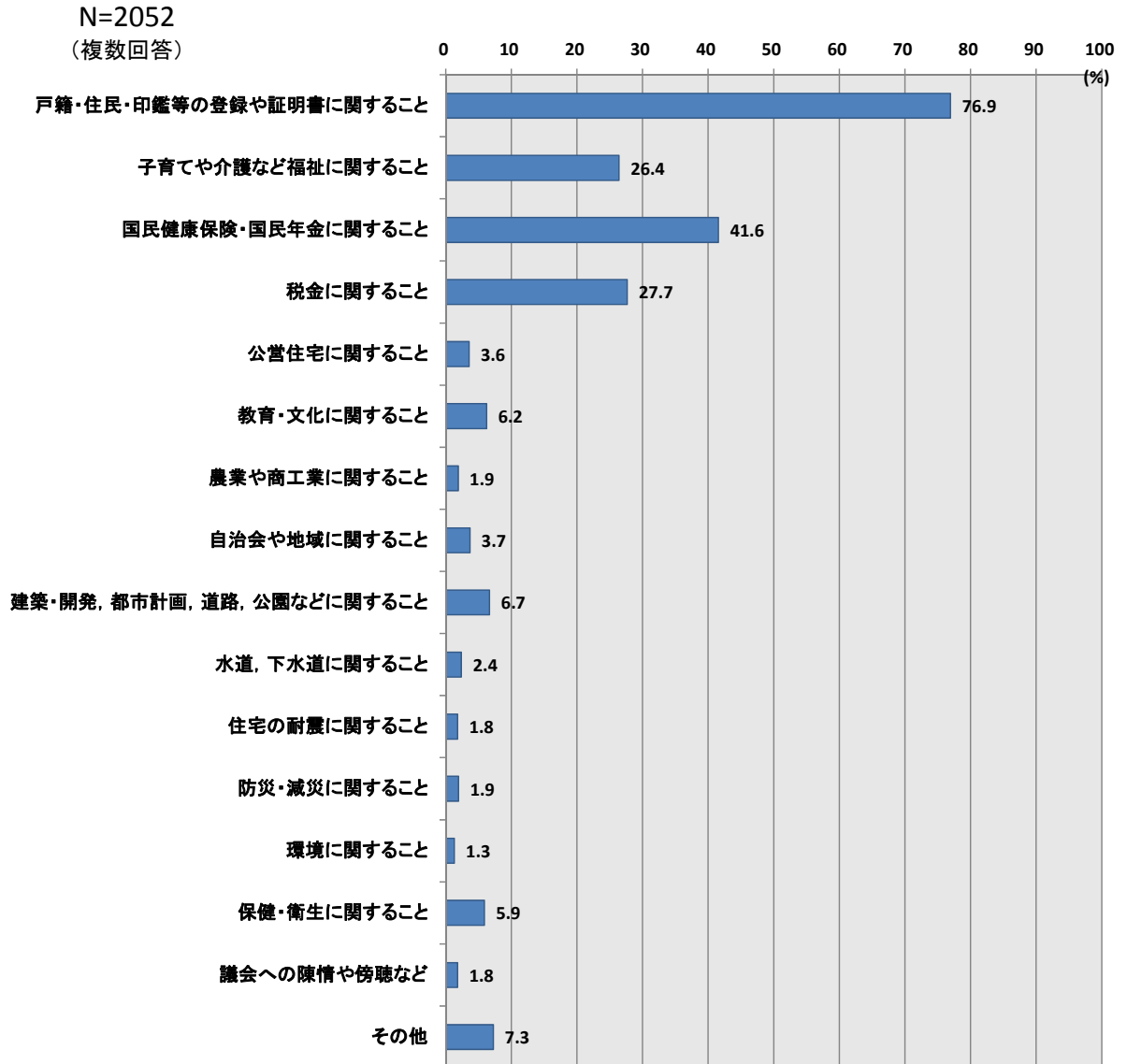


(参考) 高知市庁舎に関する来庁者アンケート(平成24年5月)での交通手段



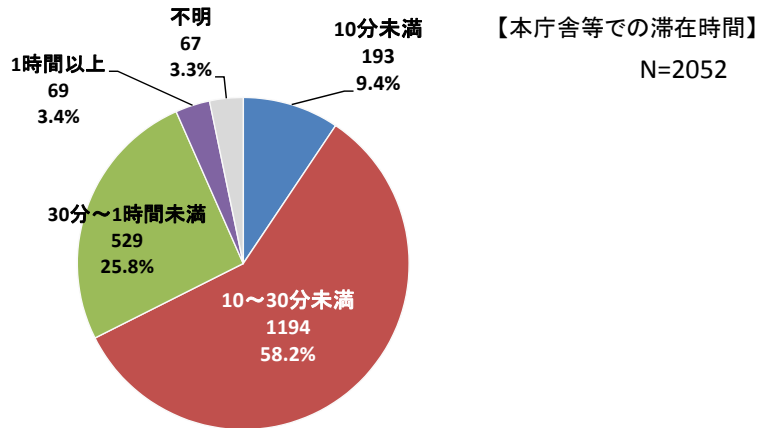
質問9 本庁舎等を訪れた用件

戸籍・住民・印鑑等の登録や証明に関することが77%と最も多く、次いで国民健康保険・国民年金に関することが約42%となっています。また、子育てや介護など福祉に関することや、税金に関することも3割近くを占め、利用が多くなっています。



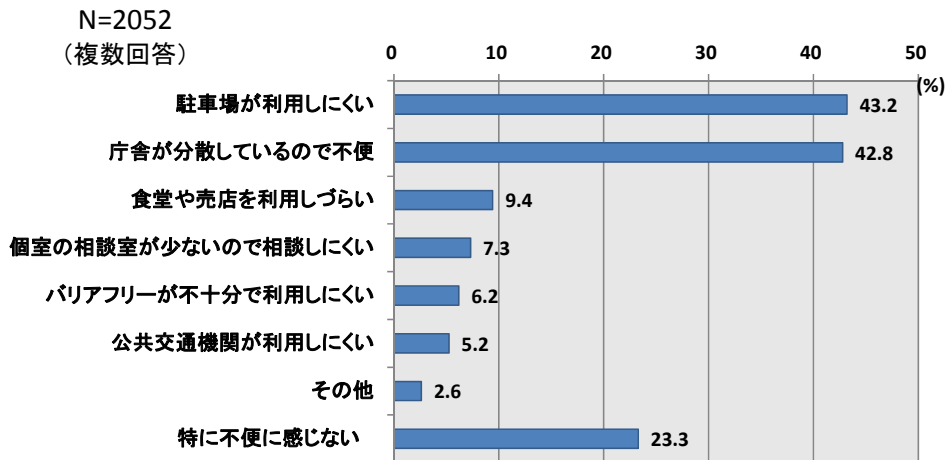
質問 10 本庁舎等を訪れたときの滞在時間

10～30分未満が58%と最も多く、次いで30分～1時間未満が約26%となっています。



質問 11 本庁舎等を訪れて不便に感じたこと

駐車場が利用しにくい、庁舎が分散しているため不便であるとの回答がそれぞれ約4割と、特に多くなっています。

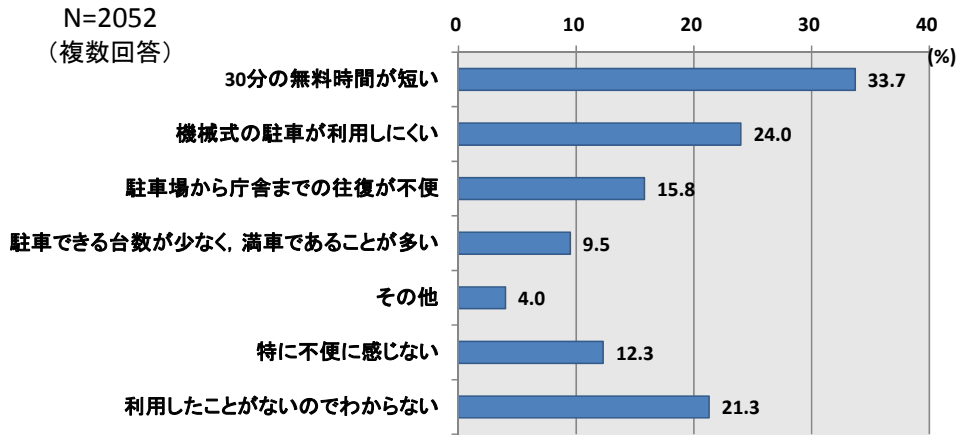


■その他意見の内訳

- ・どこに何があるのか分かりづらい (19件)
- ・トイレが使いづらい (15件)
- ・通路や相談場所、待合スペースなどが狭い (14件)
- ・待ち時間が長い、対応が良くない (8件)
- ・全体的に暗い (5件)
- ・駐輪場が狭い、使いづらい (4件) など

質問 12 県庁前通り地下駐車場の利用について不便に感じたこと

30分の無料時間が短いとの回答が約34%で最も多く、次いで機械式の駐車場が利用しにくい、駐車場から庁舎までの往復が不便との回答が多くなっています。



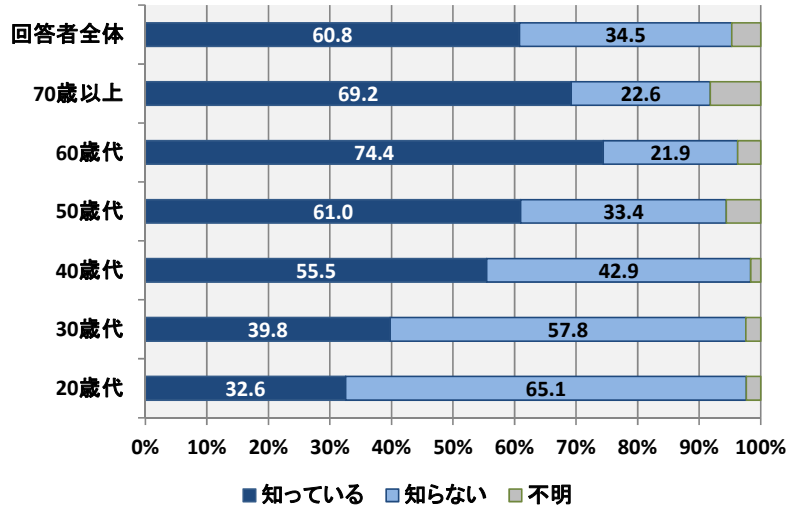
■その他意見の内訳

- ・ 駐車スペースが狭く、車高制限もあり使いづらい、照明が暗い (27 件)
- ・ 誘導員が多すぎる (11 件)
- ・ 駐車場への出入口が狭く使いづらい (8 件)
- ・ 地下駐車場へ入れるのは面倒 (4 件) など

3-3 本庁舎の建替え及び新庁舎について

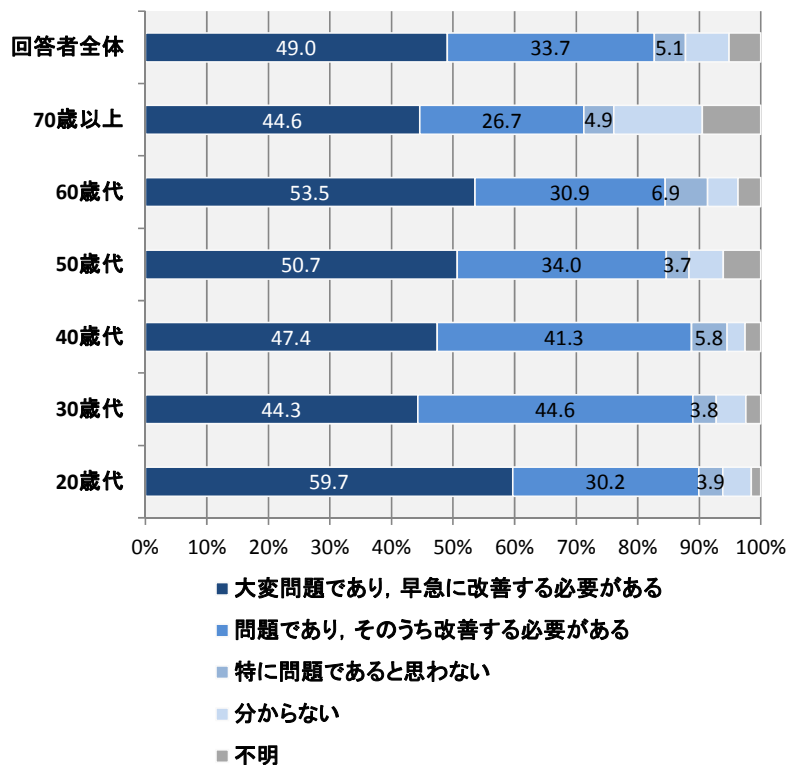
質問 13 本庁舎の建替え計画について知っているか

建替え計画を知っているとの回答は、全体で約 6 割となっています。年齢層別に見ると、20 歳代や 30 歳代では認知度が低く、60 歳代や 70 歳以上では認知度が高くなっています。



質問 14 現庁舎が抱える課題についてどのように考えるか

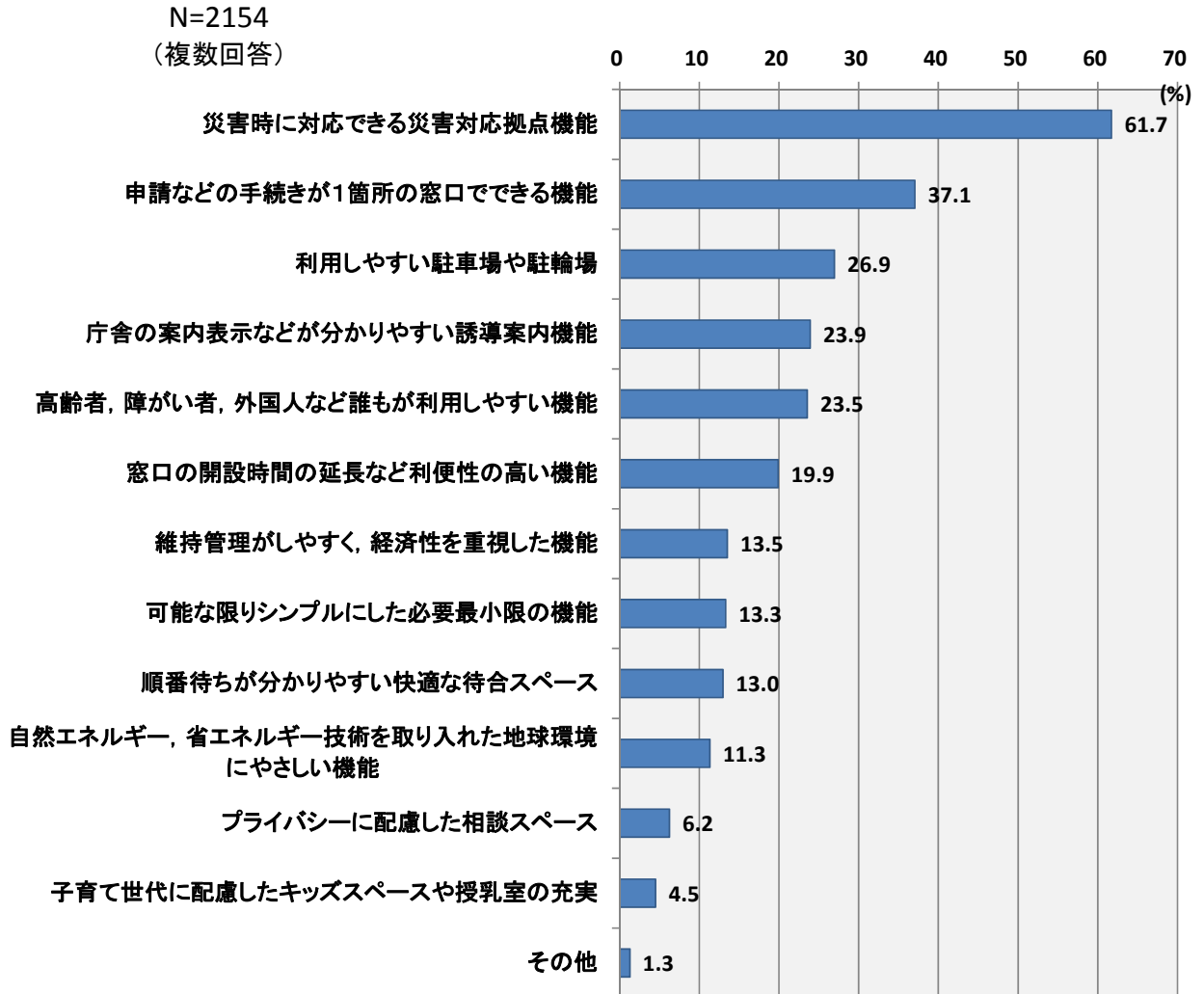
現庁舎が抱える課題(※)について、早急に改善する必要があるとの回答は全体で半数近くを占めています。そのうち改善する必要があるとの回答とあわせると、約 8 割の方が改善する必要があると回答しています。



※【現庁舎が抱える課題】①耐震性の不備、②庁舎の老朽化、③庁舎の狭あい化、④庁舎の分散化及び市民サービスの低下、⑤災害対応拠点施設としての機能、⑥庁舎のバリアフリー化

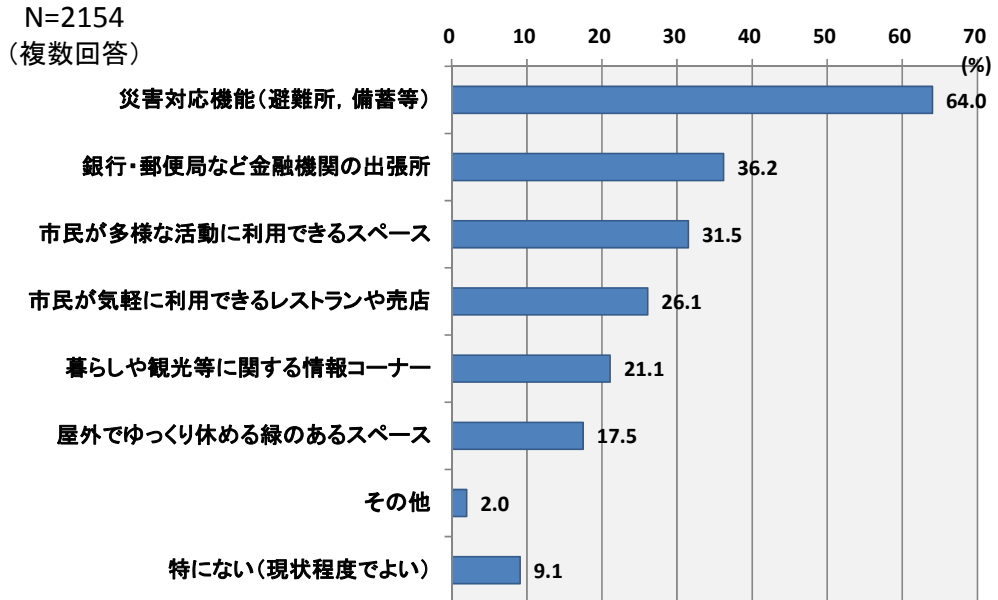
質問 15 新庁舎の市役所としての基本的な機能として重要と思われる項目

災害対応拠点機能が約 62%と特に多くなっています。次いで、手続きが1箇所の窓口でできる機能が約 37%であり、利用しやすい駐車場や駐輪場、分かりやすい誘導案内、誰もが利用しやすい機能、窓口の開設時間延長などの利便性向上なども多くなっています。



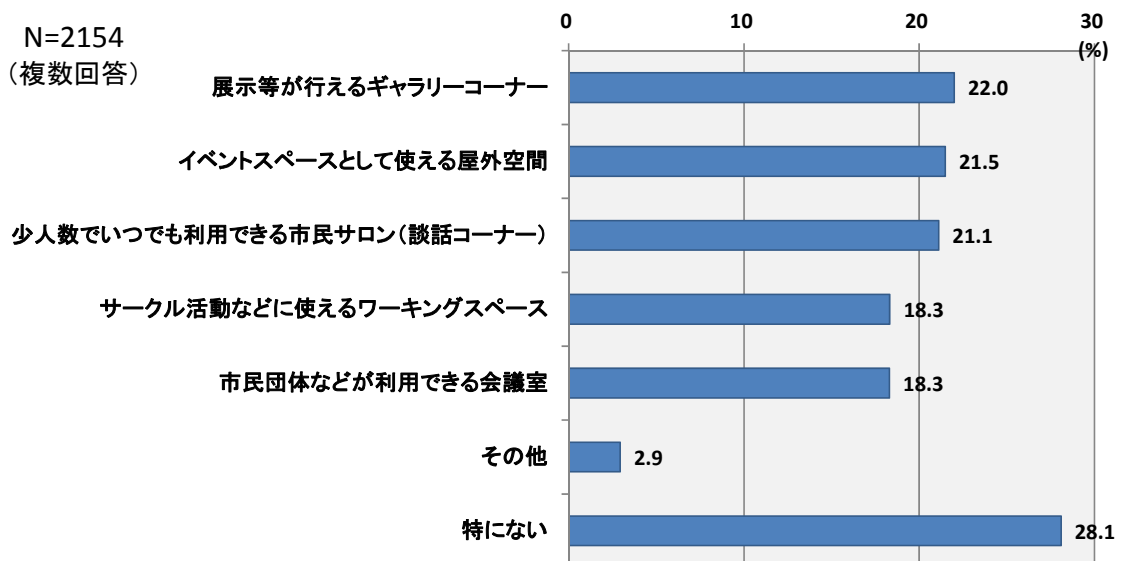
質問 16 行政サービス以外の付加的な機能としてあればいいと思われること

付加的な機能としては、避難所や備蓄等の災害対応機能が約 64%と特に多くなっています。次いで、金融機関の出張所が約 36%のほか、市民活動スペースが約 32%、市民が気軽に利用できるレストランや売店が約 26%となっています。



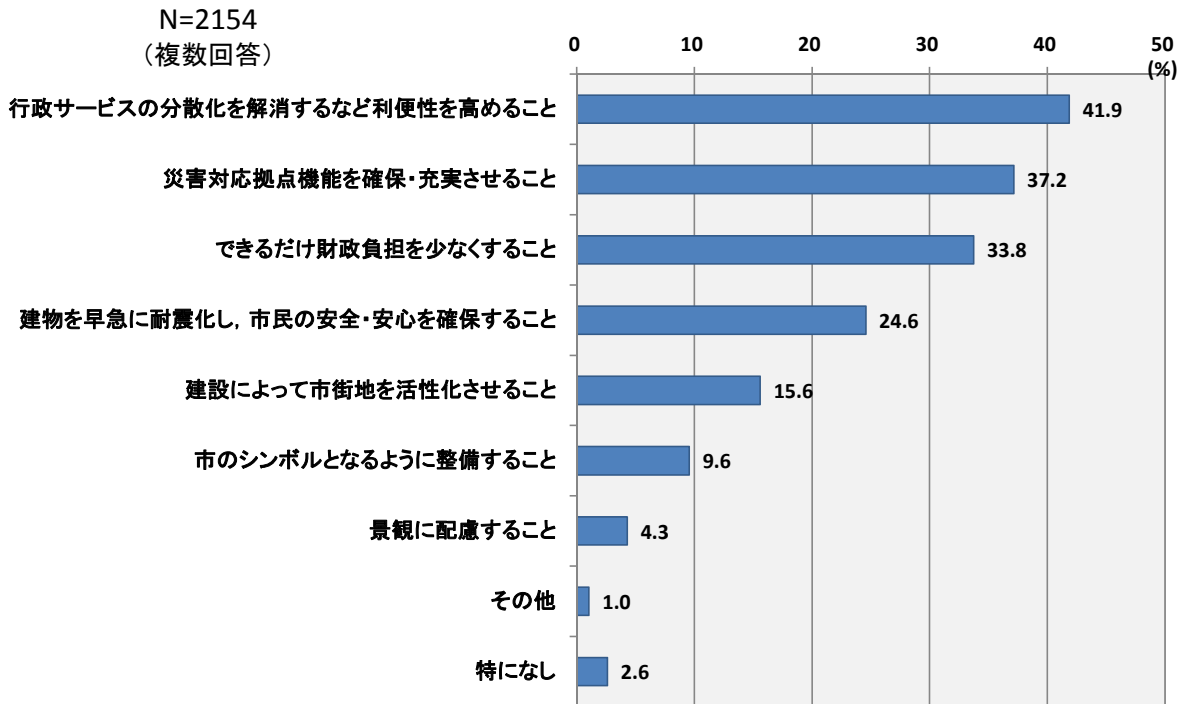
質問 17 「市民が多様な活動に利用できるスペース」としてあればいいと思うもの

特にないとの回答が約 3 割を占め、最も多くなっています。一方で、あればいいと思うものとしては、ギャラリーコーナー、屋外のイベントスペース、談話コーナー、会議室やワーキングスペースなどがいずれも 2 割程度となっています。



質問 18 新庁舎の建設を進めるにあたって何が重要であるか

分散化の解消により利便性を高めること、災害対応拠点機能を確保・充実させること、できるだけ財政負担を少なくすることなどが重要な点として上位に挙がっています。また、耐震化により安全・安心を確保することなども2割程度の回答が見られます。



4 クロス集計結果

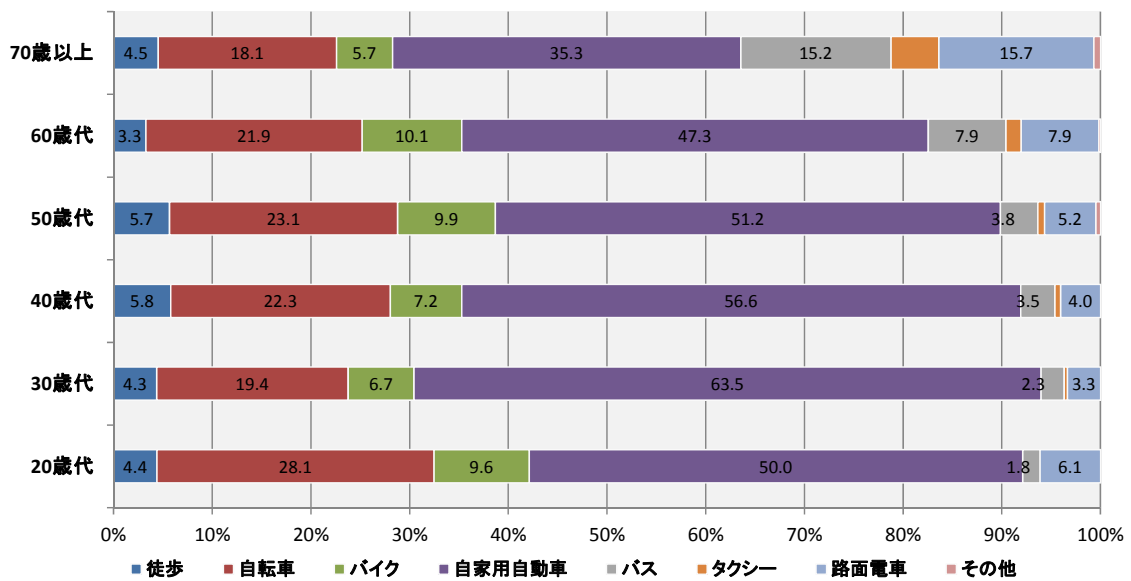
4-1 庁舎の利用状況等について

①本庁舎等を訪れたときの交通手段

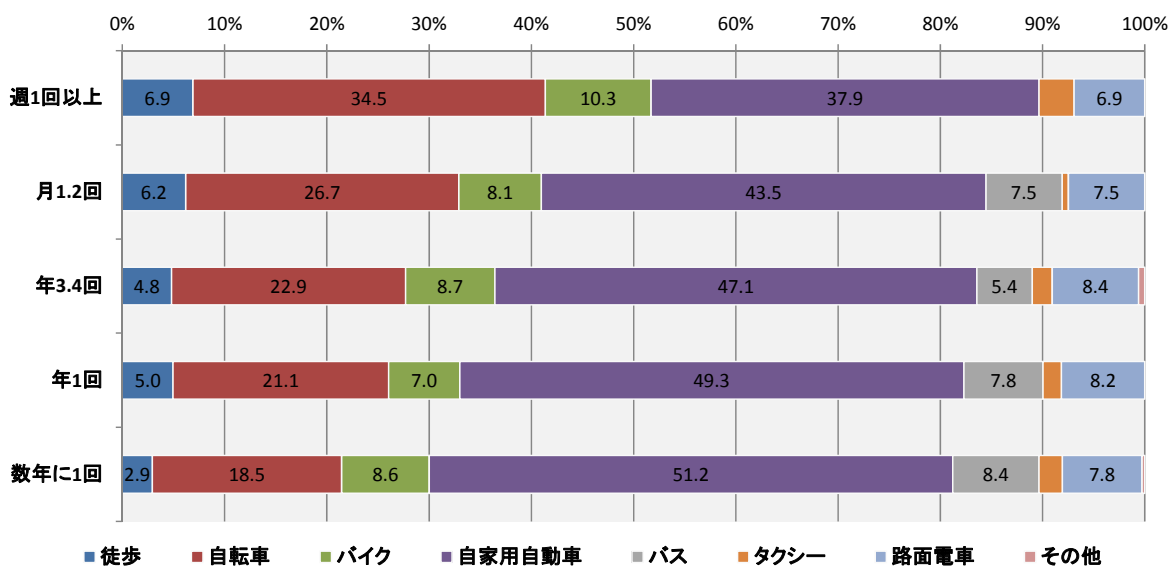
年齢別に見ると、各年齢層ともに自家用自動車や自転車の割合が高くなっており、60歳代や70歳以上ではバスや路面電車利用もやや多く見られます。

また、来訪頻度別に見ると、頻度が高いほど自転車やバイクの利用が多く、頻度が低いほど自家用自動車の利用が多く見られます。

■年齢別に見た交通手段（交通手段は複数回答）



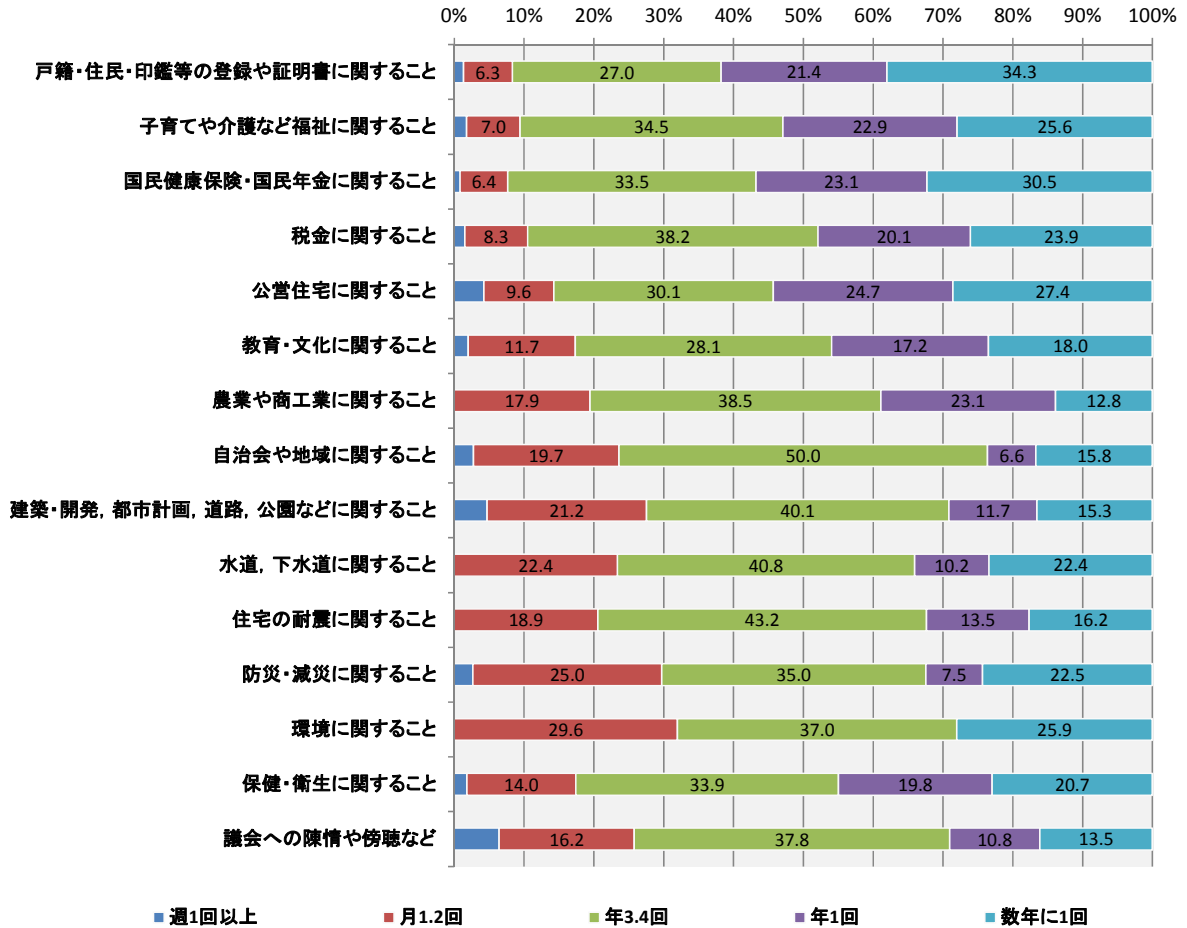
■来訪頻度別に見た交通手段（交通手段は複数回答）



※来訪頻度別のクロス集計では、職業が「公務員」の回答者を除外して集計。また、サンプル数の関係で、来訪頻度が「ほぼ毎日」と「週1、2回程度」の回答サンプルは統合し、「週1回以上利用」として集計。

②来訪用件と頻度 (来訪用件は複数回答)

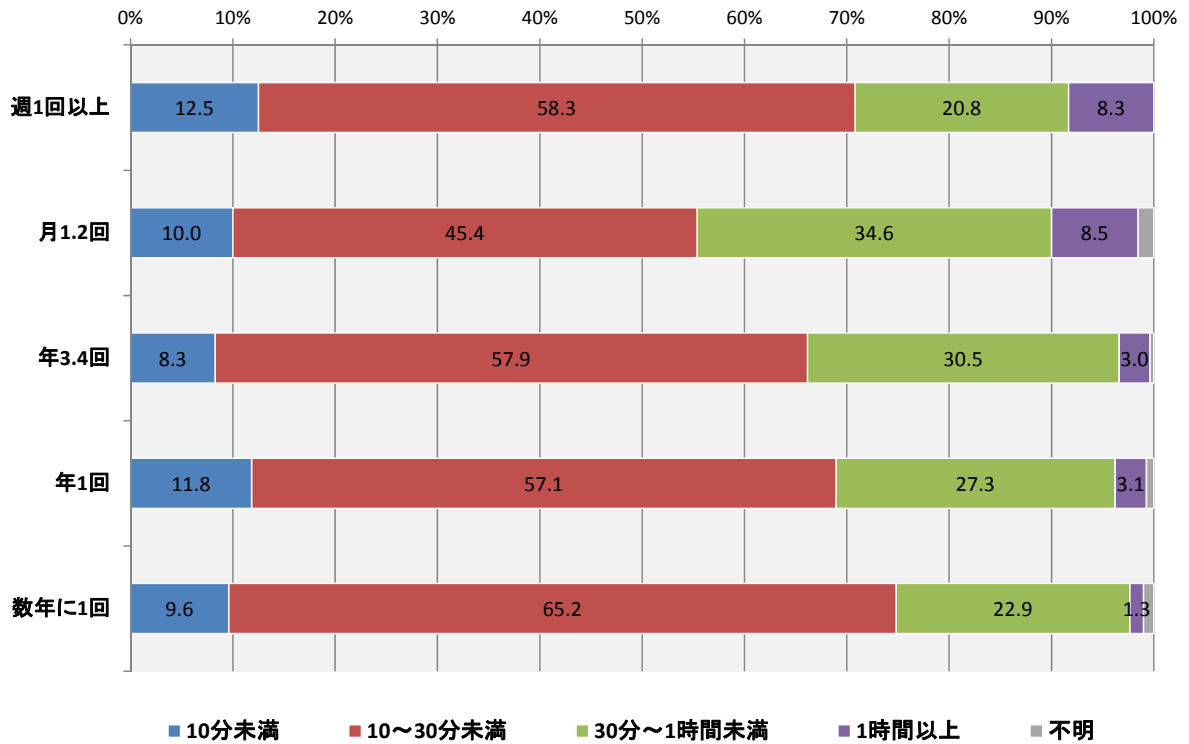
来訪頻度が高い(月1回以上)用件としては、環境、防災・減災、建築・開発・都市計画等、議会関連、水道・下水道、自治会関連、住宅耐震などが該当しています。



※来訪頻度別のクロス集計では、職業が「公務員」の回答者を除外して集計。また、サンプル数の関係で、来訪頻度が「ほぼ毎日」と「週1、2回程度」の回答サンプルは統合し、「週1回以上利用」として集計。

③来訪頻度別に見た滞在時間

10分から30分未満の滞在時間が多く、とくに週1回以上の利用の場合では、その割合が高くなっています。また、月1、2回利用の場合では30分～1時間未満の滞在時間も多くなっています。



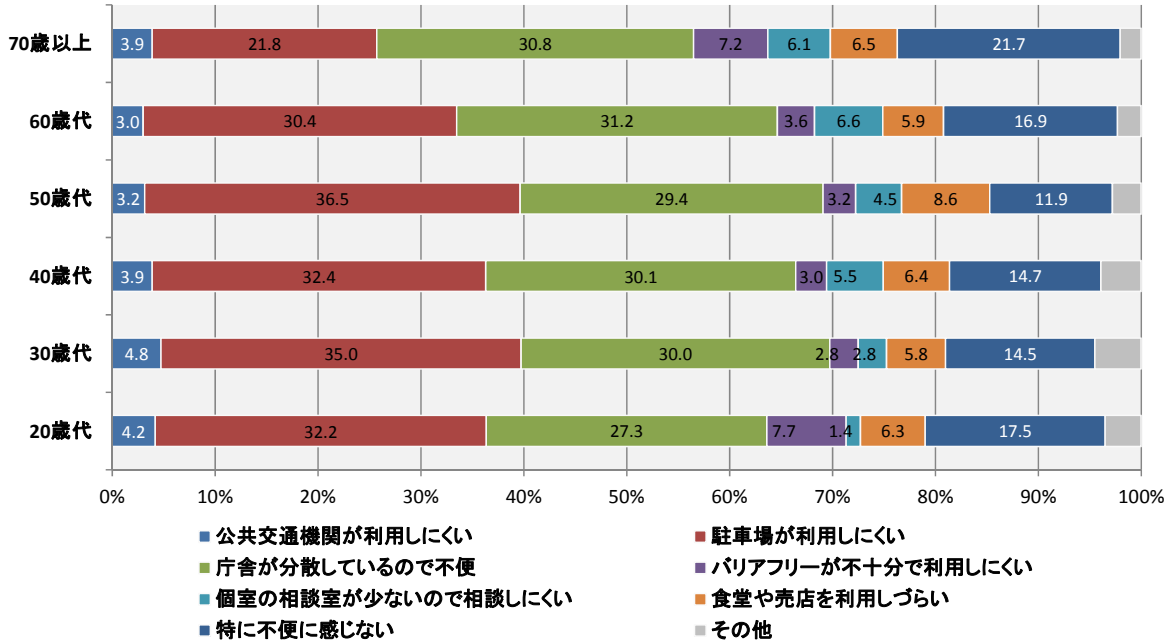
※来訪頻度別のクロス集計では、職業が「公務員」の回答者を除外して集計。また、サンプル数の関係で、来訪頻度が「ほぼ毎日」と「週1、2回程度」の回答サンプルは統合し、「週1回以上利用」として集計。

④本庁舎等を訪れて不便に感じたこと

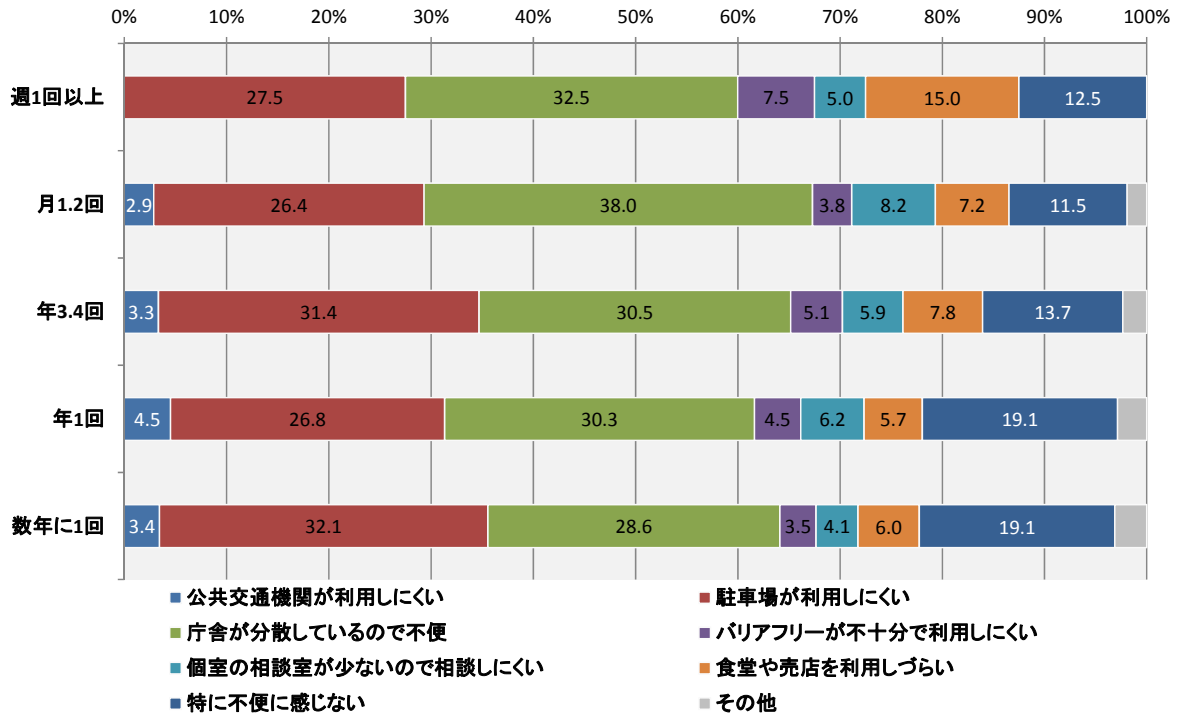
年齢別に見ると、20歳代から50歳代では駐車場に関する不満が最も多く、60歳代や70歳以上では庁舎の分散への不満が多くなっています。

来訪頻度別に見ると、頻度を問わず、駐車場と庁舎の分散に対する不満が多く見られます。

■不便に感じたこと（年齢別）（複数回答）



■不便に感じたこと（来訪頻度別）（複数回答）



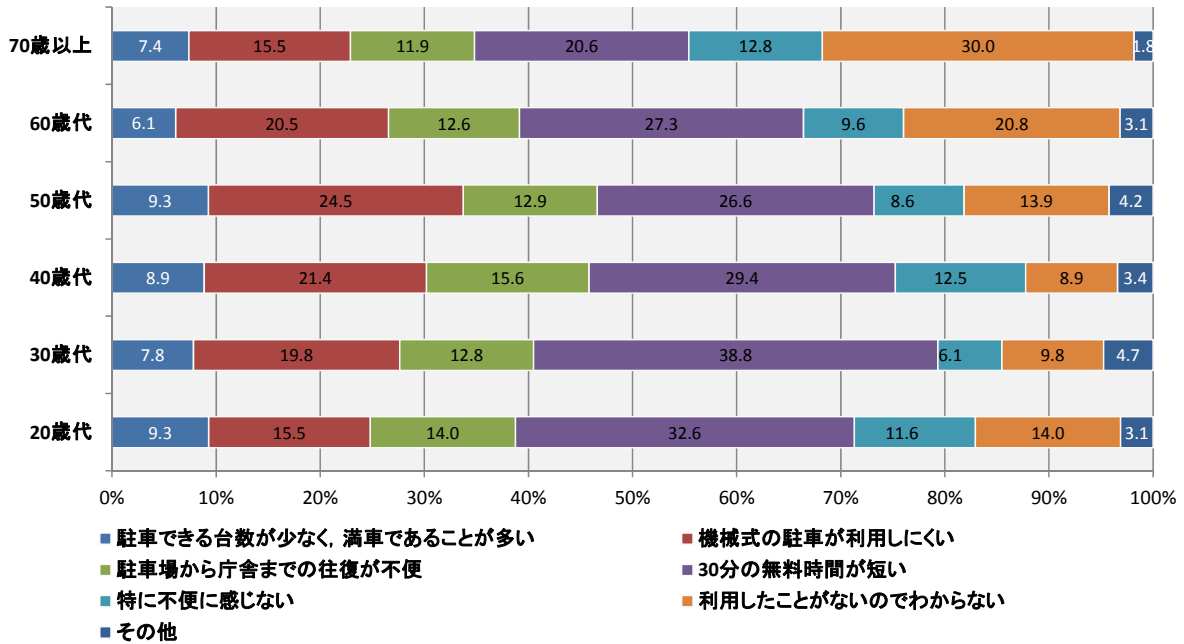
※来訪頻度別のクロス集計では、職業が「公務員」の回答者を除外して集計。また、サンプル数の関係で、来訪頻度が「ほぼ毎日」と「週1、2回程度」の回答サンプルは統合し、「週1回以上利用」として集計。

⑤県庁前通り地下駐車場の利用について不便に感じたこと

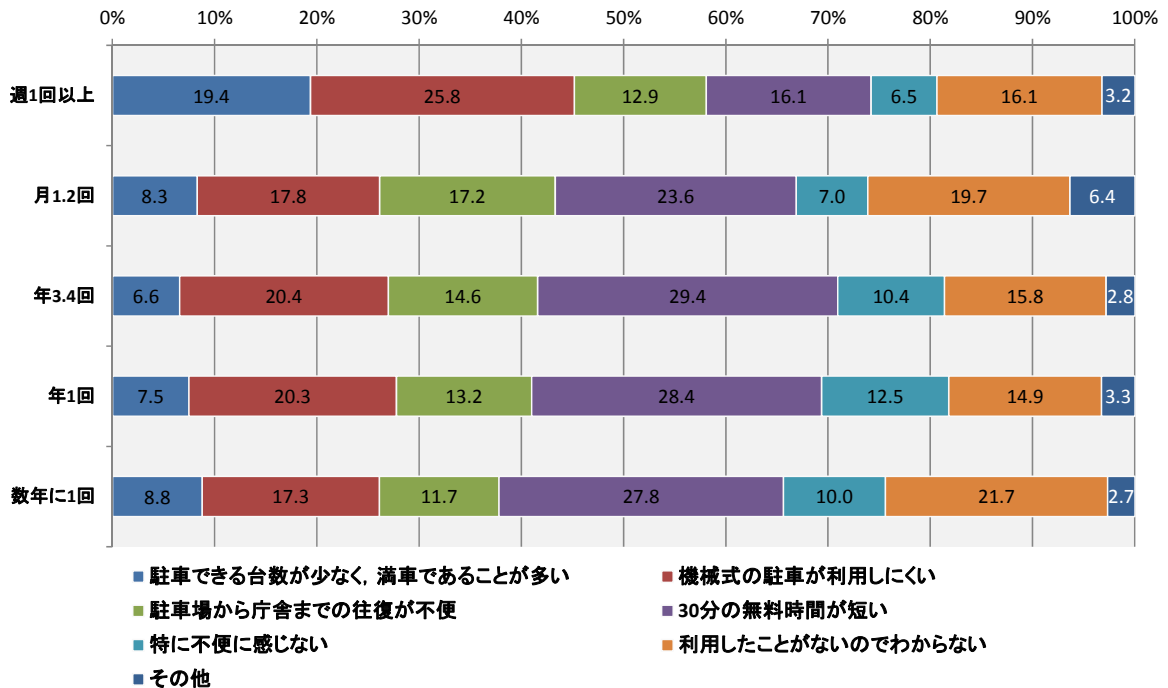
年齢別に見ると、20歳代から60歳代では無料時間の短さに対する不満が最も多くなっています。また、60歳代や70歳以上では利用したことがないとの回答も多く見られます。

来訪頻度別に見ると、週1回以上の利用者では機械式駐車場への不満が多く、週1回未満の利用者では無料時間の短さに対する不満が多く見られます。

■地下駐車場の利用について不便に感じたこと（年齢別）（複数回答）



■地下駐車場の利用について不便に感じたこと（来訪頻度別）（複数回答）

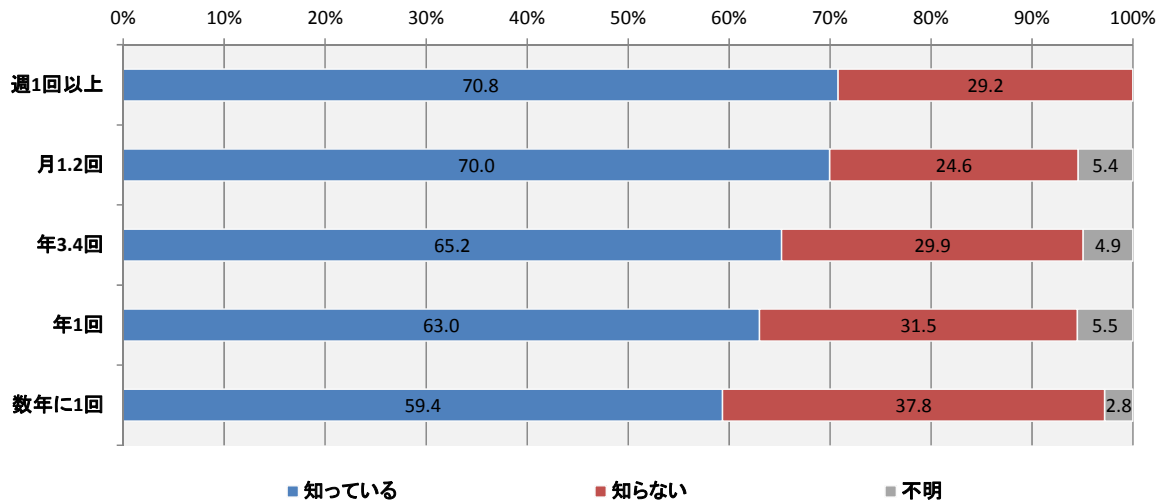


※来訪頻度別のクロス集計では、職業が「公務員」の回答者を除外して集計。また、サンプル数の関係で、来訪頻度が「ほぼ毎日」と「週1、2回程度」の回答サンプルは統合し、「週1回以上利用」として集計。

4-2 本庁舎の建替え及び新庁舎について

①来訪頻度別に見た建替え計画の認知度

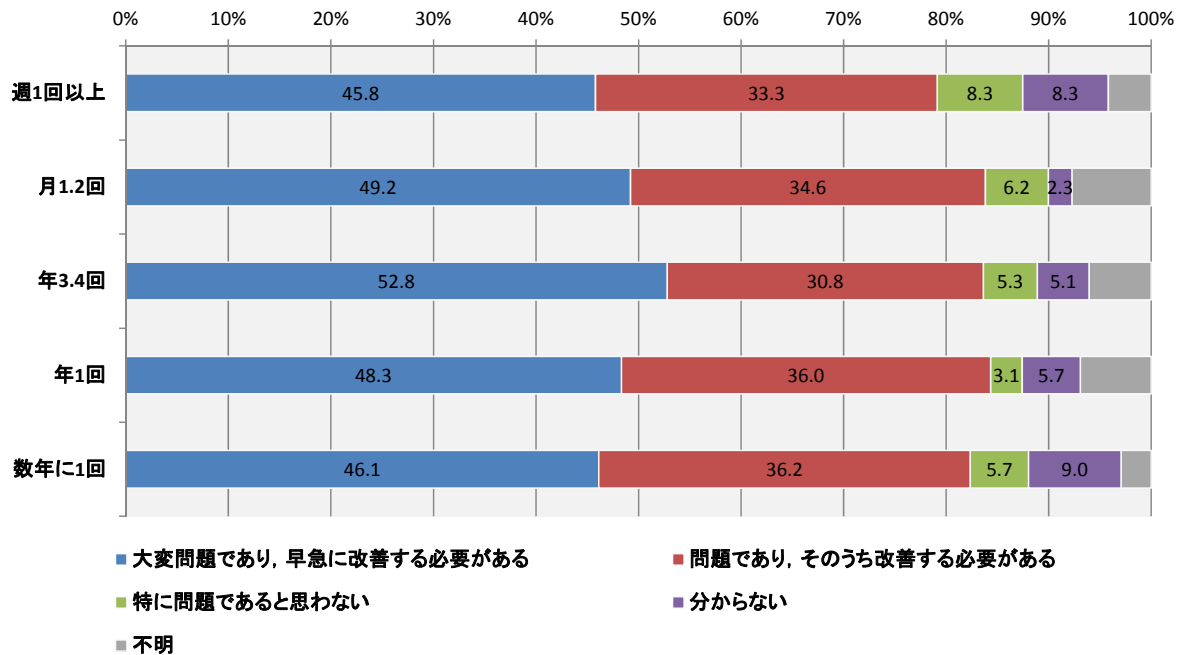
来訪頻度が高いほど建替え計画の認知度も高くなっています。



※来訪頻度別のクロス集計では、職業が「公務員」の回答者を除外して集計。また、サンプル数の関係で、来訪頻度が「ほぼ毎日」と「週1、2回程度」の回答サンプルは統合し、「週1回以上利用」として集計。

②来訪頻度別に見た、現庁舎が抱える課題に対する意識

来訪頻度に関わらず、改善の必要性についての意識が見られます。

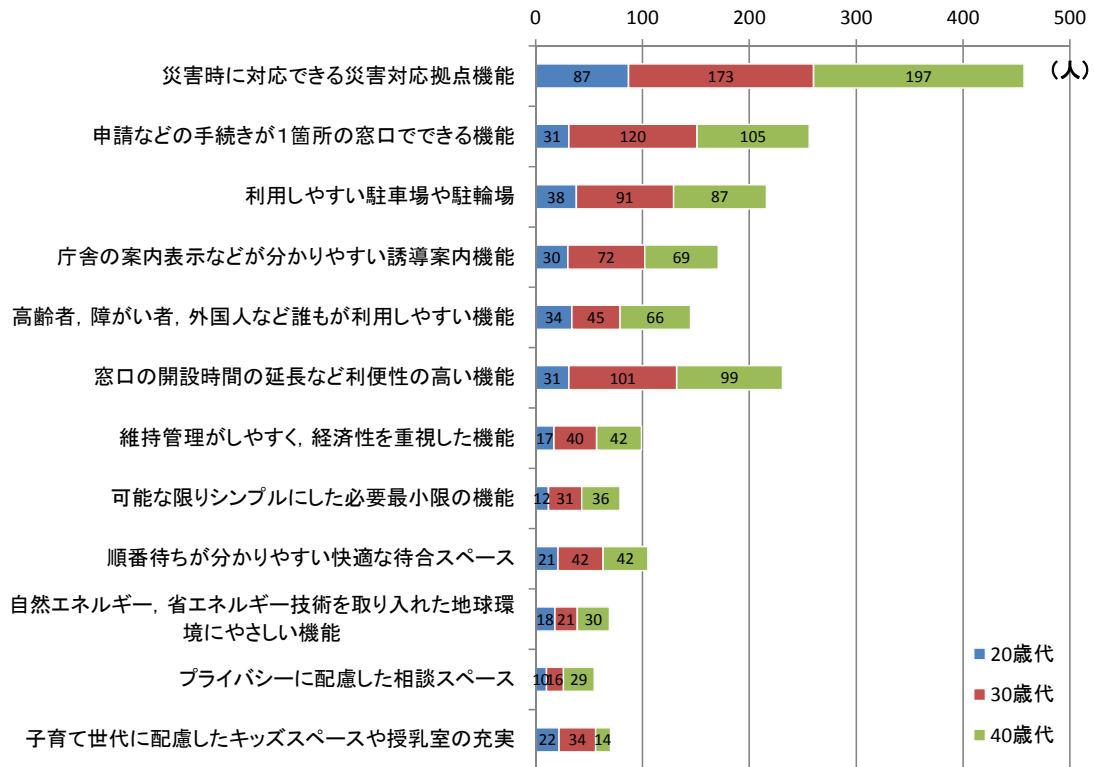


※来訪頻度別のクロス集計では、職業が「公務員」の回答者を除外して集計。また、サンプル数の関係で、来訪頻度が「ほぼ毎日」と「週1、2回程度」の回答サンプルは統合し、「週1回以上利用」として集計。

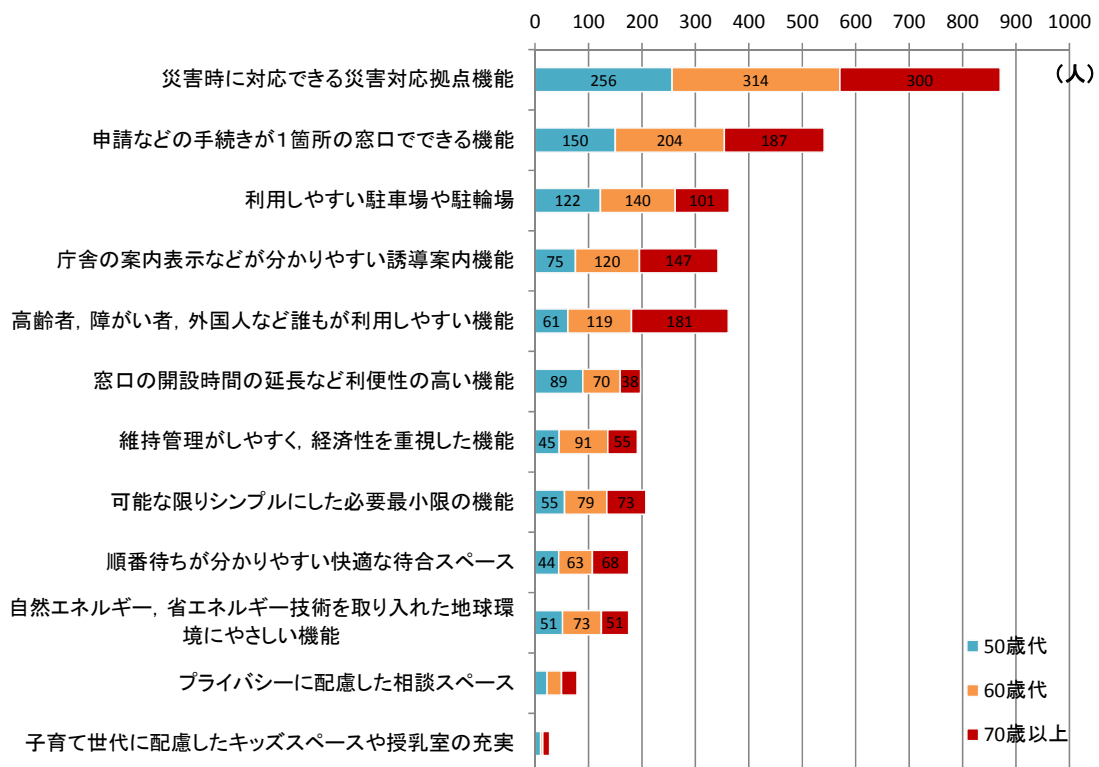
③年齢層別に見た、市役所の基本的機能として重要と思う項目

年齢層を問わず、災害対応拠点機能や、手続きが1箇所の窓口でできる機能などが多く選ばれています。また、20歳代から40歳代では窓口開設時間の延長なども多く選ばれています。

■20歳代～40歳代（複数回答）



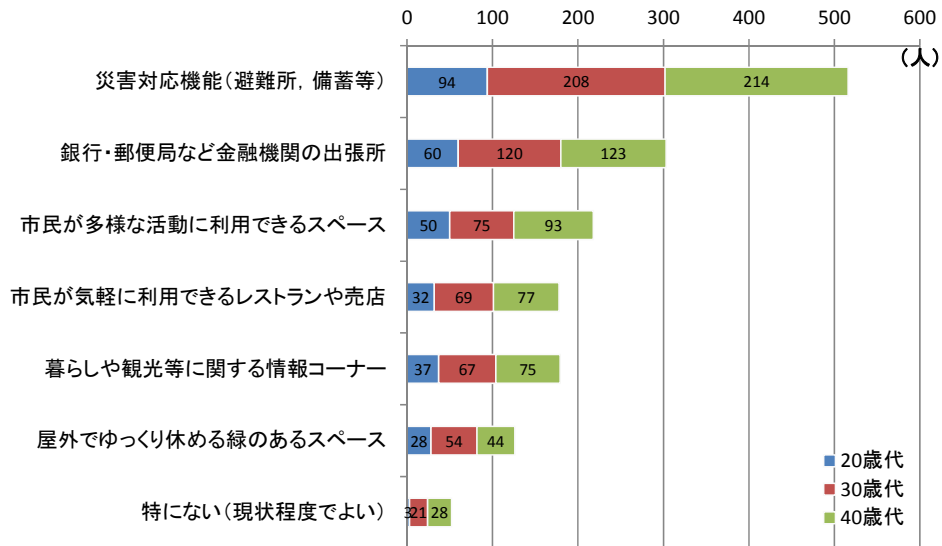
■50歳代～70歳以上（複数回答）



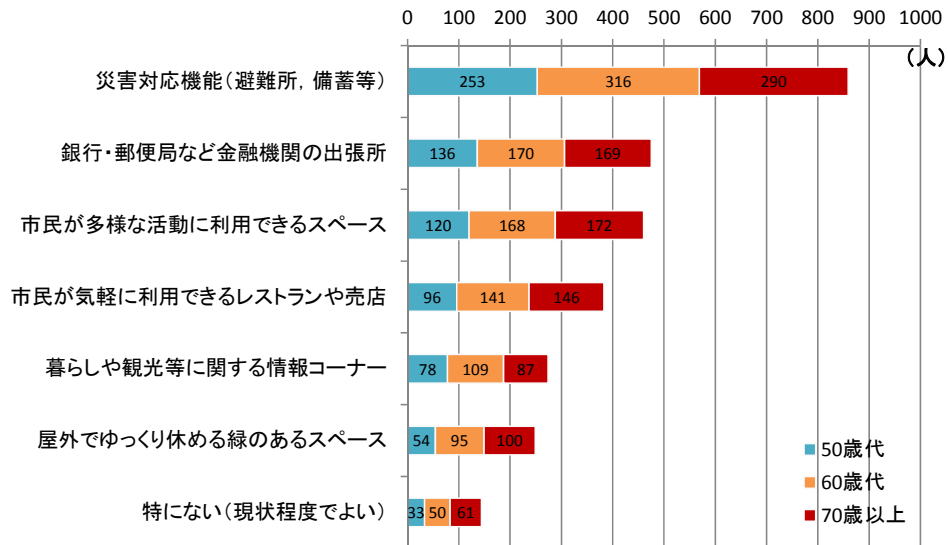
④年齢層別に見た、行政サービス以外の付加的機能とあればいいと思うもの

年齢層を問わず、災害対応機能（避難所、備蓄等）が最も多く選ばれているほか、金融機関の出張所、多様な活動に利用できるスペースなどが選ばれています。

■20歳代～40歳代（複数回答）



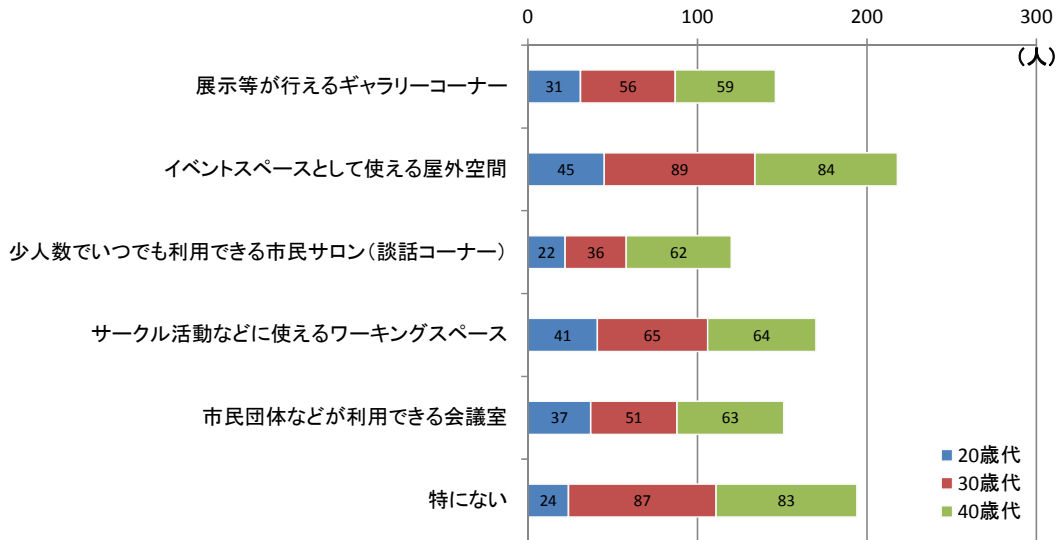
■50歳代～70歳以上（複数回答）



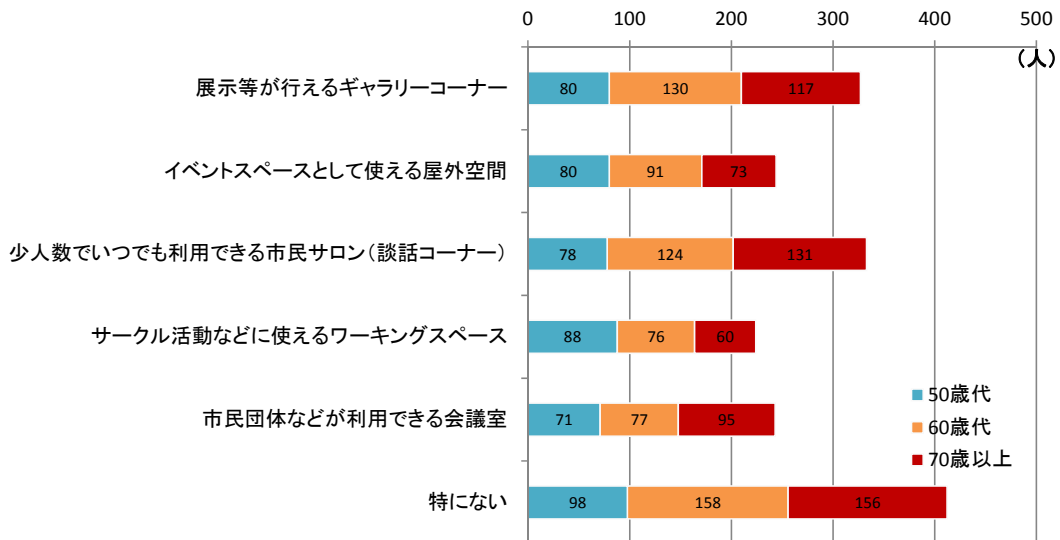
⑤年齢層別に見た、市民活動スペースとしてあればいいと思うもの

20歳代から40歳代で見ると、イベントに使える屋外空間への要望が多く、50歳代から70歳以上では、展示等が行えるギャラリーコーナーや市民サロン（談話コーナー）への要望が多くなっています。また、各年齢層に共通して、特になしとの意見も多く見られます。

■20歳代～40歳代（複数回答）



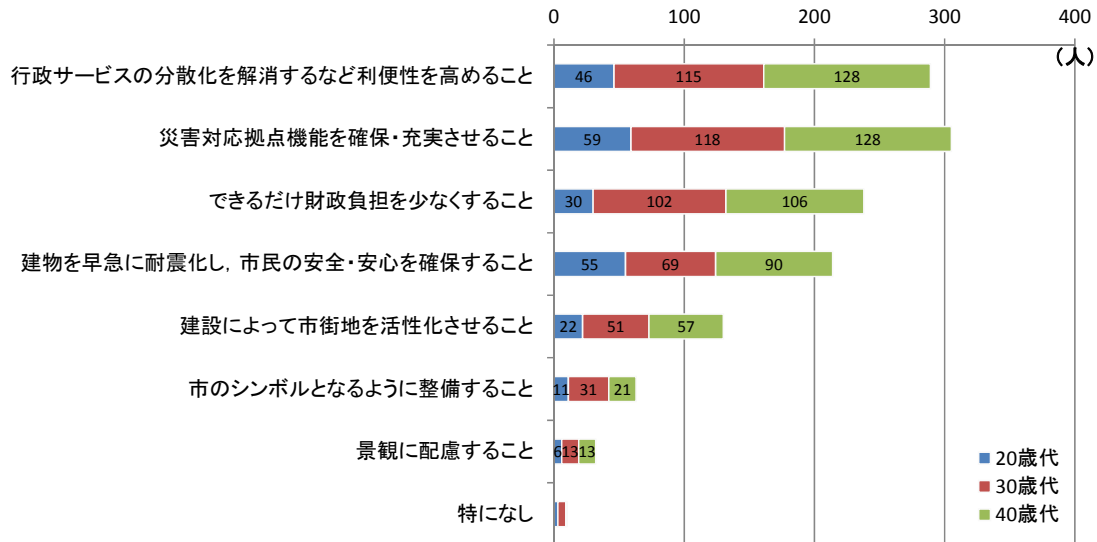
■50歳代～70歳以上（複数回答）



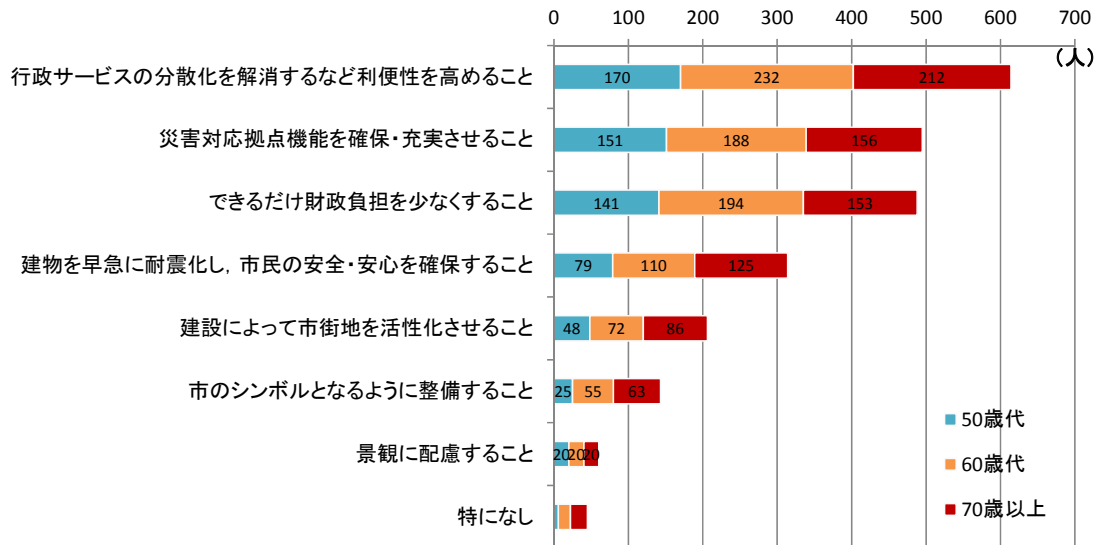
⑥年齢層別に見た、新庁舎建設を進める上で重要な視点

20歳代から40歳代で見ると、災害対応拠点機能の確保・充実が最も多く、50歳代から70歳以上では、行政サービスの分散化解消による利便性向上が最も多くなっています。

■20歳代～40歳代（複数回答）



■50歳代～70歳以上（複数回答）

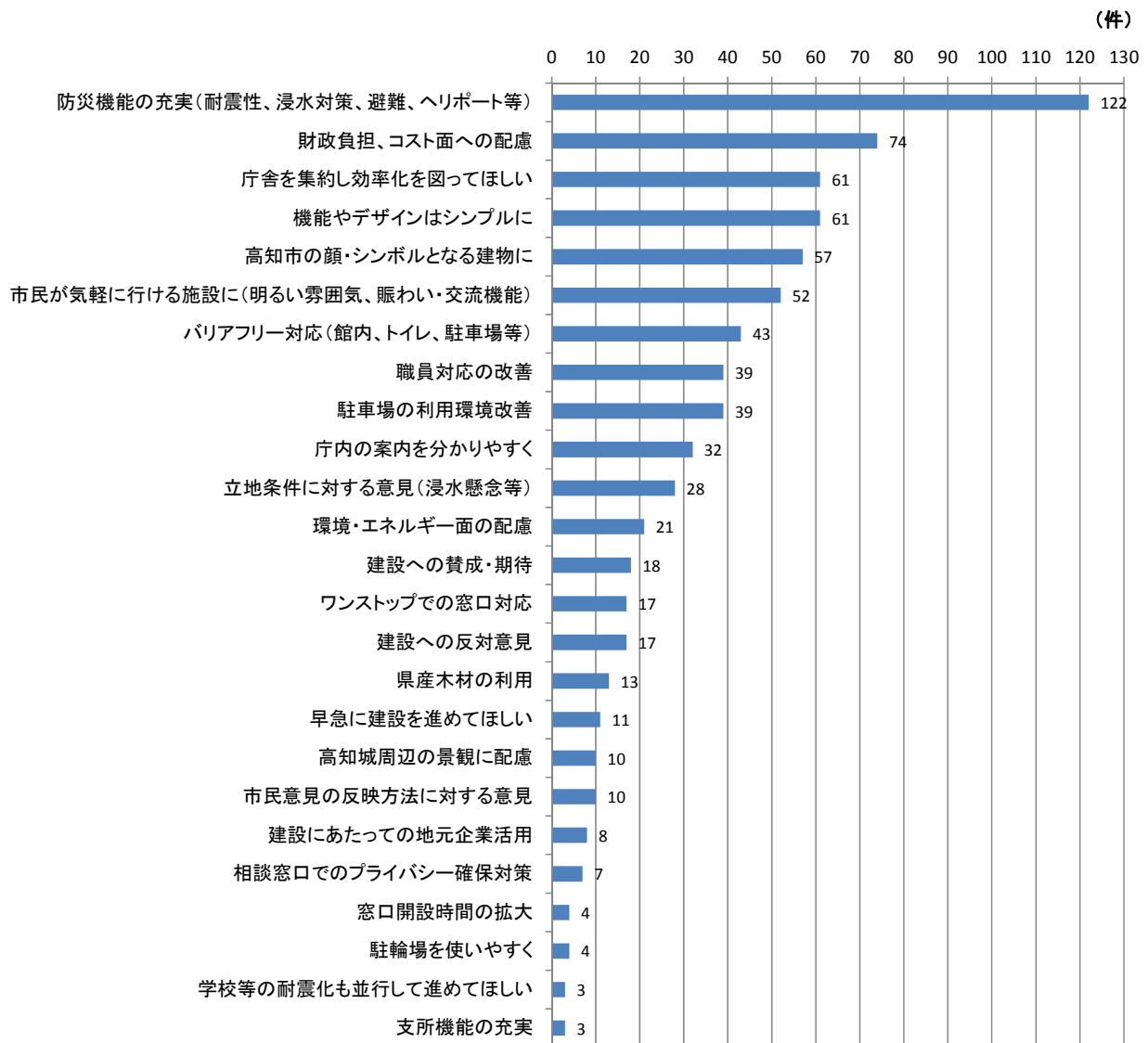


5 自由意見

5-1 新庁舎の建設についての意見・要望

自由意見として、庁舎の防災対策に関する意見が特に多く出されています。このほか、財政・コスト負担への配慮や、庁舎の集約による効率化、機能やデザインはできるだけシンプルにする、高知市のシンボルとなる建物に、市民が気軽に行くことのできる施設に、といった意見が見られます。

■意見記入者数：641人、意見数(分類後)：790件



※「その他」：市政全般に対する意見など

■ (参考) 主な意見

○防災機能の充実

- ・耐震を一からするべき、津波で浸かるので高層にするべき、地下駐車場は危険。
- ・水につからないように高さを考えて欲しい。
- ・災害時に市民の避難場所として外から屋上に上られるように。
- ・ヘリポート建設、非常物資の備蓄
- ・地震・津波により長期間浸水した場合でも、市民の救助や復興の拠点として活動可能な庁舎に。
- ・南海地震の耐震を図るための新庁舎の建設は重要で必要なことと思う。建設中に地震が起こることもありうるので、新庁舎完成までのスケジュールの中、いつ地震が起きても十分な対応ができる万全な体制を整えて引越し、建設を進めていくことを望む。

○庁舎を集約し効率化を図る

- ・各部署を集中して、分散化を改善すること。現在の通路、面接場所など、雑然としているところを整理してすっきりした事務所にすること。
- ・ゆったりとした対応、スピーディーな対応（利用頻度の高い窓口はそれぞれでまとめる）
- ・窓口が多すぎ、たらい回しになるような業務の分散化を減らしてまとめて頂きたい。30歳代でも分り難いことは高齢者にはもっと分り難い。

○機能やデザインはできるだけシンプルに

- ・市民として新庁舎建設の必要性を認めるが、市民サービスの多様化を追求しすぎて事業費拡大化は避けたい。行政ができることできないことを良く検討して真に必要な新庁舎建設を願いたい。
- ・もっとゆったり広々とした空間に。また、あまりデザインに凝らずに、シンプルなものにし、採光・通風を考え無駄な照明や冷暖房をふせぐ。
- ・行政機能が十分に発揮できる設備が必要だがシンプルで良い、サービス過剰は不要。
- ・シンプルでセンスの良いものを。市民活動スペースは各地区に色々あるのでよい。市役所で活動するよりは、市の中心部の中央公園を活用したらいいと思う。

○財政負担、コスト面への配慮

- ・行政に対する市民の要望・ニーズは高まる一方だが一般市民は役所を訪れる回数も滞在する時間も少ない。災害への備えと利便性の向上に特化し建設し将来的なコスト負担を抑制すべき。
- ・厳しい財政事情の中での新庁舎建設は大変なことなのでシンプルでコストパフォーマンスに優れた建物にし、これ以上の負担をなくす。
- ・建設後の維持管理にお金のかからない施設を作ってほしい。

○高知市の顔・シンボルとなる建物に

- ・高知城になじみつつも新鮮なデザインで高知のシンボルとなるものを。
- ・機能的な設備はもちろん、外観も南国土佐にふさわしい斬新なデザインにしてほしい。
- ・これからの若者にも何となく明るい未来を感じさせる佇まいの庁舎の設計を。
- ・高知城の下、県観光の中心地にふさわしい建築物・スペースに。コスト削減も必要だが10～20年以上を経ても良い建物と思えるものにすることが大切。

○市民が気軽にに行ける施設に(明るい雰囲気、賑わい・交流機能)

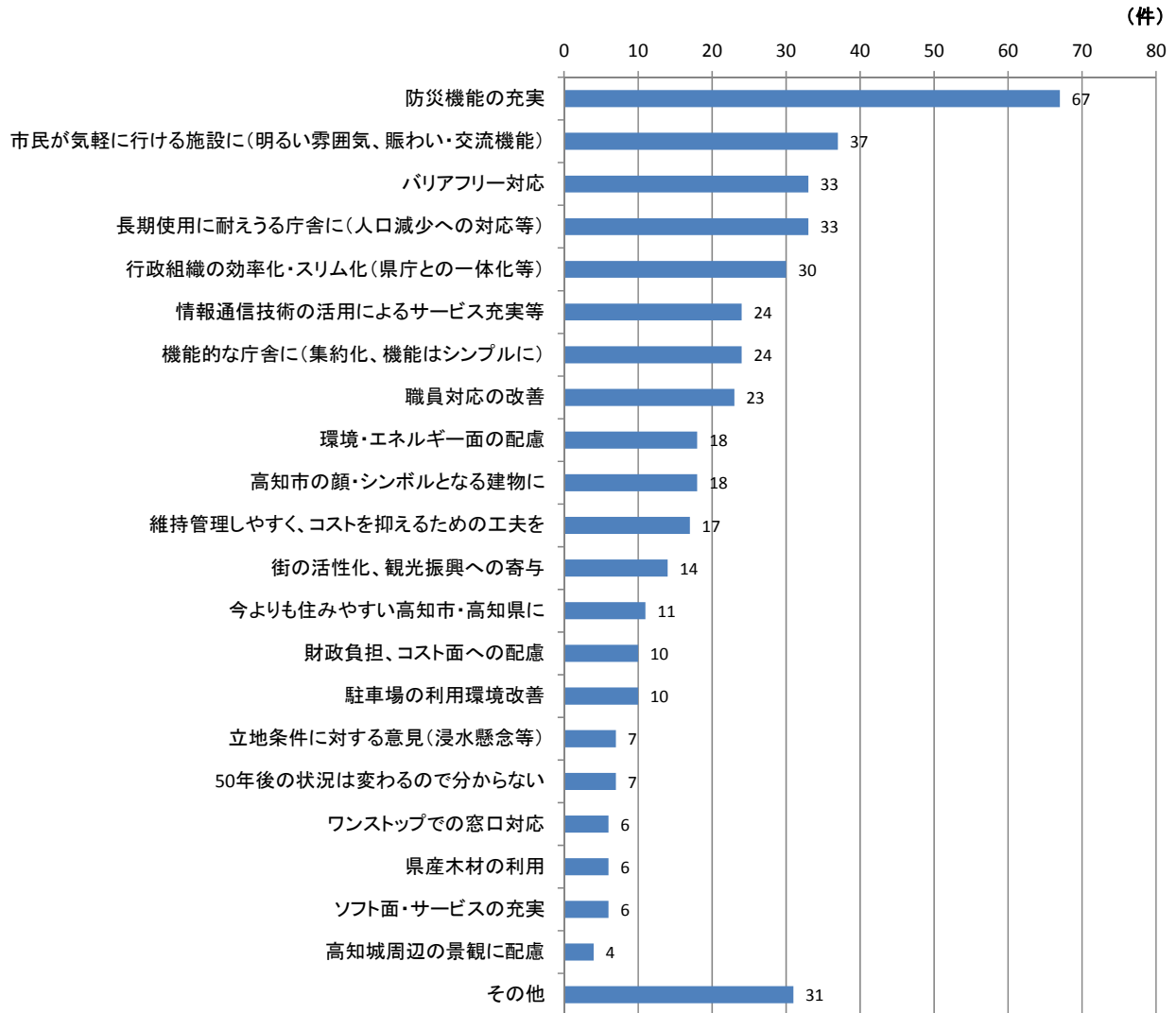
- ・新庁舎に用のない人も気軽に立ち寄れるような憩いの場であってほしい。
- ・新庁舎にコンビニやコーヒーショップなどをテナントとして入れてほしい。利用者の利便性も高くなり、テナント収入も得られる。
- ・人が集まりたいと思える建物・場所に、高知の名所に。

<ul style="list-style-type: none"> ・1階等の入りやすい場所に休憩所やレストラン・売店等があればより利用しやすくなり収益を見込めるのでは？中央公園のショップ等があれば良い。
<p>○バリアフリー対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供連れでも安心して手続きができるキッズスペースや子供用トイレの確保。買物ついでに手続きに来た人用のコインロッカーなどがあると便利。遠方からバスでくる高齢者のための休憩スペースもあればいい。 ・子供連れや病後に来庁した際に長椅子が多くあって助かった、高齢社会が進む中、このような良い点は残してほしい。
<p>○職員対応の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設とともに働く人の教育も（上から目線対応が多い）。 ・耐震化や機能面が充実することも大切だが、職員の利用者への対応も今一度見つめなおしてほしい。素晴らしい高知の窓口となることを願う。
<p>○駐車場の利用環境改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下駐車場の料金の見直し（30分以内無料）、手続きで30分以内に終わることはないのでせめて1時間にしてほしい。 ・5分ぐらいで終わる用事でも地下駐車場にとめなくてはならないのは不便。往復する時間のほうが時間がかかる。
<p>○庁内の案内を分かりやすく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの建物にまとめるべき（案内板を見ながら行き来は面倒）。受付に案内ボランティアやコンシェルジュを置き誘導がスムーズにできるシステムづくり。 ・どの窓口がどこにあるのかわかりやすく（案内版が大きい）。職員の方には当たり前のことでも、税金や保険の手続き等色々わかりにくいことが多いので、質問15にあるように手続きが1箇所の窓口でできると便利。
<p>○立地条件に対する意見(浸水懸念等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波浸水対策を講じること。現在の位置で可能か？バックアップ機能を高台に設置すべき。 ・今の場所に建設して南海地震での浸水被害等で災害拠点機能を果たせるのか。
<p>○環境・エネルギー面の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電、トイレへの雨水利用、屋上の緑化による室内の高温抑制など、環境に配慮した構造としてほしい。 ・現在の最先端エコエネルギーを最大限に使用して50年後に十分通用するエコな庁舎を建設願う。

5-2 将来50年後を見ずえた庁舎のあり方についての意見・提案

50年後を見ずえた庁舎のあり方に関して、庁舎の防災対策に関する意見が多く出されているほか、人口減少などの社会変化や、行政機構の効率化などの制度変化、情報通信技術の活用などを踏まえた意見・提案が出されています。

■意見記入者数：397人、意見数(分類後)：436件



※「その他」：市政全般に対する意見など

■ (参考) 主な意見

○防災機能の充実

- ・人口減の時代、将来に大きなツケを残したくないと思うが、災害指令機能は必要。備蓄や一時的避難場所は各地区に分散することも考えてほしいので、本庁は「すべて手続きが一箇所でできる機能」は必要だが小さく！この機能は各支所へもふり分けてほしい。
- ・災害発生時に取り返すことができない資料等を安全に保管管理する、後の増設ではコストがかかるため必要なものは常設すべき。
- ・これからいつまでも、いつでも災害からの避難場所として市民が有効活用できるような庁舎であってほしい。休日や早朝・夜間いつ津波がきてもスムーズに屋上まで上がることのできる外階段の設置などがあればよい。

○市民が気軽にに行ける施設に(明るい雰囲気、賑わい・交流機能)

- ・市民や県外の人も気軽に問い合わせ、相談にのってもらえる高知市の顔になってもらいたい。
- ・市民が利用しやすい、ストレスを感じない工夫があるとよい。待ちやすい場所であったり、子供も一緒にしやすい場所があるなど。
- ・地階食堂を上部の明るい部分に持っていき、気軽に市民が利用できるように、景色を眺められると更に良い。

○バリアフリー対応

- ・高齢者が多くなるためバリアフリー庁舎。文字の大きさや案内板等高齢者でも見やすく分りやすいものにしなければならない。後は人も問題、何でも機械に頼らないこと。
- ・高齢者増加傾向のため、その対策が必要。通路幅員を広くする、トイレの広さや使いやすさを考慮。
- ・高齢者が来庁した時に困らないようにすべて電子化するのは避けたほうがよい(今は使えてもきつと使えなくなる)。

○長期使用に耐えうる庁舎に(人口減少への対応等)

- ・50年後でも建て替える必要のない風格と耐久性のある庁舎を。
- ・将来人口は減少するのであまり過大な建物にせず、増改築等が可能なスペースをつくっておくための空間を確保する。
- ・50年後にはずいぶん人口が減少していると思う。その時に建物の中を状況に応じて改装できるようにしておいたらいい。

○行政組織の効率化・スリム化(県庁との一体化等)

- ・50年後は分るはずがない、とにかく強固な庁舎に！道州制等導入になれば庁舎の意味合いも全く変わってくるため機能や役割等を熟慮すべき。
- ・県業務・市業務を明確にし、統合できることは統合することで(重複内容であればどちらかにまとめる)無駄をなくしその分内容を充実させ、利便性を高める。
- ・高知県庁も近くにあるのだからまとめて統合して、高知県中心部として利用しやすいようにしたら。

○情報通信技術の活用によるサービス充実等

- ・高齢化が進んでいく中、在宅にて証明書等が入手できるシステムを検討すべき、庁舎は最低限の箱で良く、支所の充実を図るべき。
- ・高齢化はもっと進むので、市役所まで行けない市民が急増するかもと考えると、1箇所集中よりも身近に窓口(昔の支所の形態?)があってほしいと思う。
- ・高齢者も操作しやすいネット環境を整え、自宅にて各種サービスが受けられるようになったらいい。災害対策や住みよい環境作りに力を入れてほしい。

○機能的な庁舎に(集約化、機能はシンプルに)

- ・一時的に好かれるものより、シンプルで分かりやすいのが一番、余計な飾りやデザイン性等に経費をかけない。
- ・無駄は少なくし機能的で維持管理やすく自然エネルギーを取り入れたオシャレなデザインの建物
- ・付加的な機能を付けても利用するのは近所の人のみになるので、最低限の設備でよい。現在の設備でも例えば本庁舎東側のスペースは無駄だと思う。

○職員対応の改善

- ・今後高齢者が多くなって若者が少なくなる時代に、市職員の中には何をたずねても「こちらではわかりません」というだけで済ませる職員が多すぎる。誰もが納得できる人材を育成して活力ある高知市にして下さい。円形の外側が市民の対応カウンターにし、職員が中で無駄のない動線上仕事ができる場所にし、課が違ってもお互い協力関係で仕事をしていけるような庁舎を考えてほしい。
- ・誰もが利用しやすい庁舎にしてください。財政面の国民・市民への負担がないよう。職員がけっこういるのに、対応が悪く結構待たされた事があったりしたので、市民への対応に気をつけてほしい。

○環境・エネルギー面の配慮

- ・屋上に自然エネルギーを利用した電力確保、多少の災害にはビクともしない機能
- ・太陽光発電や屋上・壁面の緑化 (お城からの景観にも良し)

○高知市の顔・シンボルとなる建物に

- ・子供や孫が自慢できる高知のシンボルになってほしい。
- ・中途半端な建物にせず、1箇所にとめて高層化し、空地を広く取り、よさこい祭りの時など昔みたいに会場にしたらい。
- ・年月が経っても堅牢で市民の拠となり名実ともに高知市のシンボルになることを期待。

○維持管理しやすく、コストを抑えるための工夫を

- ・人口変動、市民生活の変化等を考慮し、積立資金等を考慮し改修等に備えることも必要。
- ・長期使用可能にするため、手入れのしやすい外観・内装にする、擦り切れた部分のみ補修できる絨毯の様な仕組みで。平均気温の上昇が想定されるため、エアコンに頼らない設計段階からの暑さ対策が必要。
- ・納税者が少なくなっていくことが予想されるのでできるだけ維持費のかからない庁舎にできたらと思う。電気代とか、太陽光発電などLED利用など。

○街の活性化、観光振興への寄与

- ・高知に住んで数年だが、市街地の寂れ具合に戸惑っている、活性化を見据えた庁舎建設を望む(高知が大好きだから)。
- ・最近、県庁おもてなし課の映画が撮影されるなど高知の観光の素晴らしさを発信しているが、市役所も他県ではなかなかないポイントを持った庁舎になるべき、ただの行政機関だけではなく「観光として市役所に来た」客が増えるようにすべき。
- ・市役所の建設と同時に街の活性化という問題に取り組むべきであり、高知城下の西南地域を活性化すべき。城下東側は日曜市など多くの観光客が集まり集客力があるように感じるが県外客は市役所近辺や城西公園辺りへは足を運ばない。

6 調査票

高知市新庁舎建設に伴う市民アンケート調査票

【回答方法】

以下の各質問について、あてはまるものの番号を○で囲んでください。

I 基本事項

質問1 あなたの性別についてお答えください。

1. 男 2. 女

質問2 あなたの年齢についてお答えください。

1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代
4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳以上

質問3 あなたの職業についてお答えください。

1. 農林水産業 2. 自営業・会社役員 3. 会社員・団体職員
4. 公務員 5. 学生 6. パート・アルバイト
7. 無職 8. その他

質問4 あなたのお住まいの地域についてお答えください。

1. 東部地域（三里，五台山，高須，大津，介良方面）
2. 西部地域（旭街，朝倉，鴨田方面）
3. 南部地域（潮江，長浜，御畳瀬，浦戸方面）
4. 北部地域（布師田，秦，初月，一宮方面）
5. 中央部地域（上街，高知街，南街，北街，下知，江ノ口，小高坂方面）
6. 鏡地域
7. 土佐山地域
8. 春野地域

質問5 あなたの高知市での居住年数についてお答えください。

1. 1年未満 2. 5年未満 3. 5～10年
4. 11～20年 5. 20年以上

II 庁舎の利用について

※以下、「本庁舎等」とは本庁舎・第二庁舎・南別館・たかじょう庁舎・たかじょう西庁舎・総合あんしんセンターをさします。(同封しています「基本構想概要版」に庁舎の配置図を掲載しています。)

質問6 過去に本庁舎等に訪れたことがありますか。訪れたことのある庁舎を選んでください。(あてはまるものすべて)

1. 本庁舎
2. 第二庁舎
3. 南別館
4. たかじょう庁舎
5. たかじょう西庁舎
6. 総合あんしんセンター
7. 庁舎名が分からない
8. いずれも訪れたことがない →「質問13」からお答えください。

質問7 これまでに本庁舎等にどれくらいの頻度で訪れましたか。

1. ほぼ毎日
2. 週1, 2回程度
3. 月1, 2回程度
4. 年3, 4回程度
5. 年1回程度
6. 数年に1回程度
7. その他 ()

質問8 主にどのような交通手段で本庁舎等を訪れましたか。

1. 徒歩
2. 自転車
3. バイク
4. 自家用自動車
5. バス
6. タクシー
7. 路面電車
8. その他 ()

質問9 どのような用件で本庁舎等を訪れましたか。(あてはまるものすべて)

1. 戸籍・住民・印鑑等の登録や証明書に関する事
2. 子育てや介護など福祉に関する事
3. 国民健康保険・国民年金に関する事
4. 税金に関する事
5. 公営住宅に関する事
6. 教育・文化に関する事
7. 農業や商工業に関する事
8. 自治会や地域に関する事
9. 建築・開発, 都市計画, 道路, 公園などに関する事
10. 水道, 下水道に関する事
11. 住宅の耐震に関する事
12. 防災・減災に関する事
13. 環境に関する事
14. 保健・衛生に関する事
15. 議会への陳情や傍聴など
16. その他 ()

質問10 本庁舎等を訪れたときの滞在時間はおおむねどのくらいですか。(滞在時間が訪問先によって異なる場合は、平均的な時間をお答えください)

1. 10分未満
2. 10～30分未満
3. 30分～1時間未満
4. 1時間以上

質問11 本庁舎等を訪れて施設面、機能面で不便に感じたことがありますか。(あてはまるもの3つまで)

1. 公共交通機関が利用しにくい
2. 駐車場が利用しにくい
3. 庁舎が分散しているので不便
4. バリアフリーが不十分で利用しにくい
5. 個室の相談室が少ないので相談しにくい
6. 食堂や売店を利用しづらい
7. 特に不便に感じない
8. その他 ()

質問12 本庁舎等に訪れる方が多く利用されている県庁前通り地下駐車場の利用に関して、該当するものを選んでください。(あてはまるもの2つまで)

1. 駐車できる台数が少なく、満車であることが多い
2. 機械式の駐車が利用しにくい
3. 駐車場から庁舎までの往復が不便
4. 30分の無料時間が短い
5. 特に不便に感じない
6. 利用したことがないのでわからない
7. その他 ()

Ⅲ 本庁舎の建替え及び新庁舎について

質問13 本庁舎の建替え計画についてご存知ですか。

1. 知っている
2. 知らない

質問14 基本構想では、現庁舎が抱える課題として、①耐震性の不備、②庁舎の老朽化、③庁舎の狭あい化、④庁舎の分散化及び市民サービスの低下、⑤災害対応拠点施設としての機能、⑥庁舎のバリアフリー化、を挙げていますが、これらの課題についてどのように考えますか。

1. 大変問題であり、早急に改善する必要がある
2. 問題であり、そのうち改善する必要がある
3. 特に問題であると思わない
4. 分からない

質問15 新庁舎の市役所としての基本的な機能として重要と思われる項目を選んでください。(あてはまるもの3つまで)

1. 災害時に対応できる災害対応拠点機能
2. 庁舎の案内表示などが分かりやすい誘導案内機能
3. 順番待ちが分かりやすい快適な待合スペース
4. 申請などの手続きが1箇所の窓口でできる機能
5. プライバシーに配慮した相談スペース
6. 子育て世代に配慮したキッズスペースや授乳室の充実
7. 窓口の開設時間の延長など利便性の高い機能
8. 高齢者、障がい者、外国人など誰もが利用しやすい機能
9. 利用しやすい駐車場や駐輪場
10. 自然エネルギー、省エネルギー技術を取り入れた地球環境にやさしい機能
11. 維持管理がしやすく、経済性を重視した機能
12. 可能な限りシンプルにした必要最小限の機能
13. その他 ()

IV 自由意見

- ① 新庁舎の建設についてご意見やご要望がありましたら自由にお書きください。

[]

- ② また、将来、50年後を見すえた庁舎のあり方について、ご意見やご提案がありましたらお書きください。

[]

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
このアンケート用紙を同封の返信用封筒（切手は不要）に入れて、
5月17日（金）までにポストに投函してください。

○高知市新庁舎建設検討専門委員会 検討経過(基本構想策定以降)

【第3回】

日時	平成 25 年 4 月 9 日 (火) 14 時～16 時
場所	高知市本庁舎 5 階会議室
主な内容	議題 (1)第 2 回専門委員会開催後の経過報告 (2)市民アンケートの実施について (3)新庁舎建設基本計画の策定について (4)新庁舎の配置と仮庁舎について
出席委員数	7 名

【第4回】

日時	平成 25 年 6 月 11 日 (火) 13 時 30 分～15 時 30 分
場所	高知市たかじょう庁舎 6 階人事課会議室
主な内容	議題 (1)市民アンケート集計結果 (中間報告) (2)基本計画について (3)新庁舎建設に伴う仮庁舎, 及び屋上ヘリポート整備について
出席委員数	6 名

【第5回】

日時	平成 25 年 8 月 7 日 (水) 13 時 30 分～15 時 30 分
場所	高知市本庁舎 5 階会議室
主な内容	議題 (1)新庁舎建設に伴う市民アンケートの集計結果報告 (2)新庁舎建設基本計画 (素案) の検討
出席委員数	5 名

【第6回】

日時	平成 25 年 9 月 9 日 (月) 13 時 30 分～15 時 30 分
場所	高知市本庁舎 5 階会議室
主な内容	議題 (1)新庁舎建設基本計画 (素案) の検討
出席委員数	6 名

【第7回】

日時	平成 25 年 11 月 12 日 (火) 13 時 30 分～15 時 30 分
場所	高知市本庁舎 5 階会議室
主な内容	議題 (1)新庁舎建設基本計画 (案) パブリック・コメント結果について (2)その他
出席委員数	7 名

○高知市新庁舎建設検討委員会 検討経過(基本構想策定以降)

【第6回】

日時	平成 24 年 11 月 14 日 (水) 10 時～12 時
場所	本庁舎 5 階会議室
主な内容	議題 (1) 基本計画の内容について (2) 仮庁舎について (3) 職員アンケートの実施について (4) 視察報告について (愛知県小牧市, 犬山市, 半田市, 一宮市)
出席委員数	11 名

【第7回】

日時	平成 25 年 2 月 21 日 (木) 13 時 30 分～15 時 30 分
場所	議会第一委員会室
主な内容	議題 (1) 仮庁舎パターンの比較 (2) 議会部門の仮移転パターンの比較 (3) 今後のスケジュールについて (4) 職員アンケート結果報告 (5) 職場アンケートの実施
出席委員数	10 名

【第8回】

日時	平成 25 年 3 月 26 日 (火) 10 時～12 時
場所	本庁舎 5 階 会議室
主な内容	議題 (1) 基本計画策定業務委託業者の紹介 (2) 基本計画骨子案 (3) 新庁舎建設に伴う市民アンケートの実施について
出席委員数	11 名

【第9回】

日時	平成 25 年 5 月 16 日 (木) 10 時～12 時
場所	たかじょう庁舎 6 階人事課会議室
主な内容	議題 (1) 新庁舎の建物の配置・工期について (2) 仮庁舎について (3) ヘリポートについて (4) 文書等保有・保管量調査の実施について
出席委員数	11 名

【第10回】

日時	平成25年7月16日(火) 10時～12時
場所	たかじょう庁舎6階人事課会議室
主な内容	報告事項 (1) 新庁舎建設に伴う市民アンケート集計結果報告 (2) 6月議会定例会答弁, 6月11日専門委員会での主な意見 (3) 直近の検討スケジュール 議題 (1) 作業部会より中間報告 ① 市民サービス部会 ② 庁舎整備・機能部会 ③ 庁舎周辺整備部会 (2) 基本計画の骨子・第三章(案)について (3) 仮庁舎の部門配置パターンについて
出席委員数	10名

【第11回】

日時	平成25年8月29日(水) 10時～11時30分
場所	本庁舎5階会議室
主な内容	議題 (1) 新庁舎建設基本計画(素案)の検討
出席委員数	5名

【第12回】

日時	平成25年9月9日(月) 13時30分～15時30分
場所	たかじょう庁舎6階人事課会議室
主な内容	議題 (1) 新庁舎建設基本計画(素案)の検討
出席委員数	7名

【第13回】

日時	平成25年11月7日(木) 10時30分～11時30分
場所	高知市本庁舎5階会議室
主な内容	議題 (1) 新庁舎建設基本計画(案)のパブリック・コメント結果について (2) 仮庁舎の配置について
出席委員数	7名

○高知市新庁舎建設検討委員会作業部会 検討経過

【第1回】(全体会)

日時	平成 25 年 1 月 16 日 (水) 10 時～12 時
場所	本庁舎 5 階会議室
主な内容	1 これまでの検討経過, 基本構想について 2 作業部会について (1)部会の概要 (2)各部会長の紹介 (3)今後の予定 など

1 市民サービス部会

＜検討テーマ＞

ワンストップサービスの導入に関する検討及び効率的な窓口配置や待合スペースの確保, 窓口サービスのあり方, ユニバーサルデザインへの配慮等についての調査研究。

【第2回】

日時	平成 25 年 1 月 22 日 (火) 10 時～12 時
場所	本庁舎 5 階会議室
主な内容	1 副部会長の選出 2 今後の進め方 3 先進地事例紹介 4 先進地視察

【第3回】

日時	平成 25 年 2 月 6 日 (水) 10 時～11 時 30 分
場所	本庁舎 5 階会議室
主な内容	1 部会の目的 2 現状分析 3 市民サービス向上に向けての方策 4 今後の検討委員会に向けて

【第4回】

日時	平成 25 年 4 月 26 日 (金) 10 時～12 時
場所	たかじょう庁舎 5 階南会議室
主な内容	1 全体概要 2 議題 (1)検討項目の整理時期について (2)基本計画へ向けての整理について

【第5回】

日時	平成 25 年 5 月 23 日 (木) 10 時～12 時
場所	たかじょう庁舎 6 階人事課会議室
主な内容	1 確認事項 第 4 回市民サービス部会での決定事項 2 提案 ニュージェックからの提案 3 議題 基本計画へ向けての整理について

【第6回】

日時	平成25年6月27日(木) 13時30分～15時
場所	本庁舎5階会議室
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 確認事項 第5回市民サービス部会での決定事項 2 提案 <ol style="list-style-type: none"> ①新しい庁舎の整備事例について ②利用空間について ③障がいのある方等が利用しやすい施設のために ④新庁舎建設に伴う市民アンケート集計結果等 3 議題 基本計画へ向けての整理について

【第7回】

日時	平成25年7月9日(火) 13時30分～14時
場所	本庁舎5階会議室
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 確認事項 第6回市民サービス部会での決定事項 2 議題 基本計画へ向けての整理について 3 提案等 <ol style="list-style-type: none"> ①先進地視察について ②他部会の報告 4 今後の進め方

2 庁舎整備・機能部会

<検討テーマ>

新庁舎周辺の敷地における建物の配置及び周辺環境、景観のあり方、既存庁舎の利用等についての調査研究。

【第2回】

日時	平成 25 年 4 月 25 日（木） 13 時 30 分～15 時 30 分
場所	議会第一委員会室
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会の概要について 2 今後のスケジュール 3 現庁舎の現状把握と課題について 4 検討項目における各所管課の考え

【第3回】

日時	平成 25 年 5 月 24 日（金） 10 時～12 時
場所	たかじょう庁舎 6 階人事課会議室
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 現状の執務環境について <ul style="list-style-type: none"> ・職場アンケート結果の紹介 ・組合からの要望 2 文書等保有・保管量調査の実施について 3 検討項目における各所管課の考え <ul style="list-style-type: none"> ・議会機能、議会情報 ・市民利用スペース 4 基本計画策定に向けての検討内容の整理について <ul style="list-style-type: none"> ・基本的機能に対応する個別要素、機能（案） ・個別要素、機能に対応する具体的な目標、取組方策

【第4回】

日時	平成 25 年 6 月 28 日（金） 10 時～12 時
場所	本庁舎 5 階会議室
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直近の検討スケジュールについて (2) これまでの作業部会の議事要旨 (3) 第 4 回新庁舎建設検討専門委員会での主な意見 (4) 市民アンケート集計結果（未定稿） (5) 現庁舎の共用施設一覧 2 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 先進地視察（案） (2) 基本計画策定に向けての検討内容の整理について <ol style="list-style-type: none"> ①新庁舎のあるべき姿と必要な機能（案） <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例、参考資料

【第5回】

日時	平成 25 年 7 月 10 日（水） 10 時～12 時
場所	本庁舎 5 階 会議室
主な内容	1 庁内検討委員会への中間報告（最終案）について

3 庁舎周辺整備部会

<検討テーマ>

新庁舎における庁舎内の執務環境及び I T 情報化, 庁舎管理, 新庁舎に取り入れる災害対応機能及び環境配慮機能のあり方等についての調査研究。

【第2回】

日時	平成 25 年 4 月 25 日 (木) 10 時～12 時
場所	南別館 7 階 701 号室
主な内容	1 副部会長の選出 2 全体説明 (概要) 新庁舎建設検討委員会の作業部会 3 現庁舎敷地の現状把握

【第3回】

日時	平成 25 年 5 月 23 日 (木) 13 時 30 分～15 時 30 分
場所	議会第一委員会室
主な内容	1 新庁舎建設検討委員会の進捗状況の説明 2 基本的機能に対応する個別要素・機能 (案) 3 個別要素に対応する具体的な目標・取組方策 (例示) 4 「高知城周辺の景観形成」及び「高知市景観計画」 5 駐車場関係

【第4回】

日時	平成 25 年 6 月 27 日 (木) 10 時～12 時
場所	本庁舎 5 階会議室
主な内容	1 直近の検討スケジュール ・市民アンケートの集計結果 ・第 4 回専門委員会の主な意見 2 基本計画目次構成 (案) 3 第 4 回庁舎周辺整備部会資料 4 新庁舎建設における駐車場整備の方向性 5 新しい庁舎の整備事例

【第5回】

日時	平成 25 年 7 月 10 日 (水) 13 時 30 分～15 時 30 分
場所	南別館 7 階 701 号室
主な内容	1 第 3 章新庁舎のあるべき姿と必要な機能 2 第 4 章新庁舎の施設計画・運用管理計画

4 庁舎移転計画部会

<検討テーマ>

仮庁舎及び新庁舎への移転に関する計画等についての調査研究。

【第2回】

日時	平成25年3月6日(水) 13時30分～15時
場所	本庁舎5階会議室
主な内容	1 副部会長の選出 2 今後の進め方 3 仮庁舎候補地・パターンについて

【第3回】

日時	平成25年5月24日(金) 13時30分～15時
場所	たかじょう庁舎6階人事課会議室
主な内容	1 副部会長の選出 2 仮庁舎の課題事項 3 仮庁舎候補地の位置関係等・配置パターン

【第4回】

日時	平成25年7月11日(木) 10時～12時
場所	高知電気ビル第2別館
主な内容	1 仮庁舎配置パターン(案) 2 高知電気ビル第2別館の視察

5 先進地視察

日程	平成25年8月22日(木)～23日(金)
視察先	青梅市, 町田市
視察者	庁舎整備機能部会から2名, 市民サービス部会から2名
主な内容	○ 新庁舎建設に関する概要について ○ 市民サービス向上に向けての具体的な取り組みについて (総合窓口・窓口レイアウトなど) ○ 庁舎の機能(防災対策機能, 環境配慮機能等)について ○ 執務環境について

日程	平成25年8月28日(水)～29日(木)
視察先	甲府市, 立川市
視察者	庁舎整備機能部会から2名, 市民サービス部会から2名
主な内容	同上

高知市新庁舎建設基本計画（案） パブリック・コメント 結果及び回答

○募集期間

平成 25 年 10 月 3 日（木）～31 日（木）

○印刷物の配布・閲覧

- ・新庁舎建設課
- ・情報公開センター
- ・土佐山・鏡・春野の各窓口センター
- ・市内 14 箇所のふれあいセンター

○広報

- ・本市広報紙「あかるいまち」10月号に掲載
- ・本市ホームページに掲載

○提出結果

- ・提出者数 3者
- ・提出件数 9件

高知市新庁舎建設基本計画（案）パブリック・コメント

NO	意見等	回答
1	<p>日本の都市はコンクリートでできた箱の様な集まりで、まるでコンクリートジャングルだ。とよく外国人に評価されます。</p> <p>でも空襲などで破壊される戦前には日本風の家、明治以後建設された洋館、緑など美しい建築物で都市は成ってました。</p> <p>今でも中国の大連、台湾などのアジアの国に行くと日本の統治時代に建てられた格調高い第一級の建築物がたくさん残ってます。</p> <p>例えば台湾の旧制台北高等学校（現在の国立台湾師範学校）、旧台北帝国大学（現在の国立台湾大学）、台北医院、旧台湾総督府庁舎（現在の總統府）など挙げればきりが無いのですがどれもこれも美しく力強さを感じさせます。</p> <p>そういった優雅で威厳を感じさせる趣のある建築を目指してもらいたと思います。</p> <p>特に台湾の場合は温暖でもある事からこういった建物と椰子の木がしっくりと調和しています。</p> <p>出来れば敷地の広い所に建ててもらって近く（周り）にニューヨークのセントラルパークの様な芝生を敷いて県民（観光客）の憩いの場としても利用できれば良いですね。</p> <p>この建物を見に観光客もよべると思います。今の東京駅は正にそうですね。</p> <p>百年経っても素晴らしいと思える建築、空間、風景、世界に誇れるいいものを作ってください。お願いします。</p>	<p>新庁舎は、過去の様々な検討を経て、現在の本庁舎と市民図書館の位置に建設する計画としていますが、この区域は、「高知城周辺の景観形成基準適用区域」となっており、高知城の眺望やシンボル性を守るため28mの高度規制を設けています。</p> <p>このため、現位置での庁舎建設については建物本体に限らず、限られたスペースでの利便性や景観等、周辺環境にも配慮した計画づくりが重要であると考えています。</p> <p>なお、庁舎の東側正面の前広場については、新庁舎のメインアプローチ空間として、市民の憩いの場や、多目的な広場として魅力ある空間となるよう整備したいと考えています。</p> <p>また、庁舎は、高知市のシンボルとなることや、多くの市民の方々が利用する施設であることから、機能的で使いやすい建物であることを第一に、高知の自然や産業を活かしながら、高知らしさをあわせ持った、親しみの持てる庁舎にしていきたいと考えており、建物の外観、デザイン等については、次の設計段階において検討していきます。</p> <p>（「高知市新庁舎建設基本計画案のページ」以下「P」という。P23～P24参照）</p>
2	<p>まず地震後の下水道の対策について誰も検討されて無い事に疑問を持って居ります。</p> <p>私は地震後、復旧のためレンタルカー（トイレ付）にて工事に行きましたが、溜まった汚水を処分するのに困りました。海は駄目と言う事で、六甲の山中に捨てる様に指導されましたが、途中頭上が破損し、車の水周りが全て使用不能になり、自衛隊の施設を利用しました。</p> <p>その後下水道が復旧し何とか帰ってきました。</p> <p>その後高知市はどの様な検討をしているか疑問を持っています。私は高知市下水道課に伺いましたが、施設は30mの杭を打って居るので大丈夫だと言う意見でした。それも疑問。施設は神戸並だとしても、配管はどうなっているのか、本管、支管は？高知は神戸と違って地盤沈下と言う問題があります。私は地震後下水道は使用不能となって住民が生活出来ない状態が起こって居るのではと考えるのであります。</p> <p>○地震後、汚物はどこに持っていくのか ○地震後、新市庁舎の汚物対策は その対策無しで市民の税を使って建築物を建てる事は反対です。（図書館も同じ）</p>	<p>本市では、大規模地震・津波により処理場施設・ポンプ場施設及び管路施設が被災した場合でも、高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復できるように、平成25年8月に、「高知市下水道BCP（業務継続計画）」を策定しており、地震後の下水道対策に取り組んでいます。</p> <p>計画している新庁舎においては、非常時の排水機能の確保策として、下水道本管が破断した場合でもトイレ利用が可能となる非常用汚水貯留槽やマンホールトイレの設置などについて検討していくこととしています。（P11参照）</p>

NO	意見等	回答
3	<p>新庁舎の構想は市民に参画してもらって、市民のための建物・市役所、という市の象徴的な建物にしていく、という機運を高めるべき。たとえば、市内の小中学生にこのような市役所にしたいというテーマで絵を描いてもらって、提案をしてくれる業者さんや、審査員の方にも自由に閲覧できるようにして、良いアイデアをどんどん取り入れていくなどしてはどうだろうか？</p>	<p>新庁舎の建設計画については、高知市の広報「あかるいまち」等で、基本構想や基本計画(案)の内容を市民の皆様にお知らせし、5月には市民5,000人を対象としたアンケートを実施し、様々なご意見をいただいたところです。</p> <p>今後は、次の基本設計を委託するための業者選定の際に、提案書を公開して市民の皆さんにも見ていただくことを検討しており、また、基本設計を取りまとめる際には市民シンポジウムを開催するなど、少しでも身近に感じられる市庁舎にしていきたいと考えています。</p>
4	<p>建物が新しくなることによってサービスがどう変わるかということをもっと議論しては？新しい市役所の風通しをよくするためにも、市民と職員がコミュニケーションしやすい設計になっているのはもちろん、違う部署の職員同士のコミュニケーションもとりやすい設計になるような工夫をすべきだと考える。</p>	<p>新庁舎においては、行政サービスの分散化の解消に併せ、「市民に分かりやすく、利用しやすい庁舎」の実現に向けて、総合案内機能の充実や、誰もが利用しやすいスペースの確保など、市民サービスの向上につなげていきたいと考えています。(P13～P18参照)</p> <p>また、各フロアにおける主要な執務スペースは、来庁者の分かりやすさ等に配慮しながら、間仕切りを設けないオープンな構成とし(P28参照)、職員同士のコミュニケーションもとりやすい設計としていきたいと考えています。</p>
5	<p>今後、道州制が導入されたり、市役所の担う役割が変わってくる可能性がある。その時には、職員の配分が変わったりすることにより、当初から部署の人員数が大きく増減する可能性がある。そのような大規模な部署の変更にも対応できるような自由度の高い設計にしては？</p>	<p>人口減や高齢者人口の増加、地方分権改革などによる事務量の変化に対応し、有効利用できるよう、柔軟性の高い執務空間・設備計画を考えています。(P30参照)</p>
6	<p>公文書で法的に紙媒体で保管する必要のないものは原則電子媒体として保管し、文書の電子化をすると同時に、保管スペースはやみくもに広げず、個人の保管分は作成中の書類も含めて1つのキャビネットに納まるようにして、帰宅後机の上には何も残っていないようにしてはどうでしょうか？</p>	<p>現時点では、公文書電子化の部署の設置までは考えていませんが、新庁舎の建設に際しては、来庁者にとって快適で機能的なオフィス空間を創出していく必要があると考えています。</p> <p>したがって、今後の課題として、オフィスコンサルタントの専門的な視点等を参考にしながら、文書の電子化やご提案の内容について、検討していきたいと考えています。</p>
7	<p>公文書の電子化は個人が行うのではなく、公文書電子化の部署を作るべき。</p>	

NO	意見等	回答
8	<p>テナントとしてコンビニやレストランを入れ、テナント収入があがることを検討しては？最上階にレストランを設置し、テラスでも飲食できるようにすればいいのでは？専用エレベーター等を設置し、夜間でも営業できるような工夫をしては？</p>	<p>市民の方も気軽に利用していただけるレストランやコンビニ等のテナントの配置については、設計の中でセキュリティや利便性なども考慮しながら検討していきたいと考えています。</p>
9	<p>建物の建設工事費は坪125万円程度と見込まれています。しかし、通常のオフィスビルなどは坪60～70万円程度で建設できるといいます。これほど建設工事費の見込み金額を高額にしている理由は何かあるのでしょうか？</p>	<p>一般のオフィスビルに比べて建設単価が高くなる要因として、次のようなことが考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般のオフィスビルにはない議場や多くの方が利用する広い待合空間などを整備する必要があること。 (2) 建物の高さ規制により低層の建物となること。 (3) 新庁舎は、災害対応活動の中核となる施設であり、震災の際には人命の安全確保に加え、職員による迅速な災害対応活動にとりかかる必要があることから、建物自体の構造を補修することなく使用できるものとすることや、相当期間継続して業務が行える設備機能を備える必要があること。(P44 参照) <p>なお、今後の設計において詳細を検討していく中で、できるかぎり経費の縮減に努めていきたいと考えています。</p>

※番号は受付順

高知市新庁舎建設基本計画

平成 26 年 1 月発行

発行 高知市

編集 総務部 新庁舎建設課

〒780-8571

高知県高知市本町五丁目 1 番 45 号

電話 088-823-9065

本冊子には再生紙を使用しています。